



# 近世期における宮廷記録とその周辺－『御湯殿上日記』を中心にして－

北上, 真生

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2009-03-25

(Date of Publication)

2011-11-28

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4768

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004768>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

平成二十一年三月二十三日

近世期における宮廷記録とその周辺

― 『御湯殿上日記』を中心にして―

神戸大学大学院文化学研究科（博士課程）文化構造専攻

北 上 真 生

## 目次

第一章 『御湯殿上日記』の基礎的研究―執筆者・執筆方法について―	1
はじめに	1
第一節 男官による記録の引勘について	2
第二節 日記の日付について	7
第三節 日記と勾当内侍との関係	9
第四節 女房名の敬称有無について	14
第五節 『御湯殿上日記』と『長橋局日記』との関係について	15
おわりに	23
第二章 近世期における女房日記の視点と方法―長橋局による記録を中心にして―	30
はじめに	30
第一節 禁中女官制度	30
第二節 三女官による記録の比較	32
第三節 長橋局の性格	36
第四節 女房日記の重層性について	42
第五節 長橋局による「別記」について	45
第六節 記録の貸借と重層性について	47
おわりに	50
第三章 近世期における禁中女官制度と御内儀の行事儀式書について	55
―長橋局を中心にして―	55
はじめに	55
第一節 御内儀の制度的画期について	56
第二節 禁中の空間区分について	60
第三節 長橋局について	63
第四節 御内儀・口向における行事作法書	67
第五節 長橋局の職掌	75
第六節 大御乳人について	81

第七節	長橋局の侍女と青侍	82
	おわりに	83

第四章 近世期における禁裏女房の消息について―女房奉書を中心にして―

	はじめに	93
第一節	女房奉書について	94
第二節	廷臣による「女房奉書案」の作成について	97
第三節	長橋局の消息について	101
第四節	「内々の文」「奥の文」について	102
第五節	「御内々奉書」について	104
第六節	「三頭の文」について	108
第七節	大典侍・大御乳人・伊予局の消息について	109
	おわりに	110

第五章 女房日記にみる和宮親子内親王降嫁の側面

―宰相典侍・庭田嗣子とその記録について―

	はじめに	128
第一節	庭田家について	129
第二節	随行前後の嗣子の動向	132
第三節	嗣子の使命と役割	134
第四節	大奥での京方の動向	136
第五節	「將軍昭徳院凶事留」について	139
	おわりに	141

## 第一章 『御湯殿上日記』の基礎的研究

### ―執筆方法・執筆者について―

はじめに

『御湯殿上日記』（以下、『御湯殿』）は、途中欠けるところはあるものの、文明九年（一四七七）より文政九年（一八二六）に至る約三百五十年にわたり、禁中女房によって女房詞を用いて仮名書きで記された日次記である。主に神事、仏事、公事、進献、年貢出納、廷臣・神官・僧侶の人事、女官の進退について記され、公的性格を強く帯びた記録である。このように公的記録が女房によって営々と三百五十年もの長きにわたり書き継がれたということは、日本国内外において過去に例をみない。記載年月の長さと同様に女房が公的記録を仮名書きで記したという点に『御湯殿』の存在意義を見出し得るのである。

しかし、記録であるがために、もっぱら歴史資料として用いられ、『御湯殿』そのものについての研究は活発とは言い難い現況にある。「内の女房」により「日次」の形式で「仮名」によつて「公事」に関する内容が「記録」されるといふ、文学史の〈女房日記〉概念と単純には重ならない相貌を見せる『御湯殿』を、単なる記録・史料として捉えるのではなく、宮廷女房の地位や営みの変遷を辿るといふ観点から研究される必要があるのではなからうか。そうすることによつて、『御湯殿』の実態がより明らかになるとともに、中古・中世における女流日記文学の質的変化や『弁内侍日記』『中務内侍日記』以後、宮廷女房文学が影を潜めた一因を探ることも可能になる。つまり、武家の台頭による宮廷の没落・衰微のみが宮廷女流文学の伝統が途絶えてしまう理由ではないのである。

本章では、かかる問題点を解明する手始めとして、中世末期・近世初頭における禁中御内儀（奥向）の実態を見据えつつ、『太后御記』以来の女房日記の伝統と系譜の上に成立した『御湯殿』の執筆方法や執筆者を検討し、女房日記の構造の一端を明らかにしようとする試みである。

まず、執筆方法・執筆者を考察するに際しての問題点を挙げてみたい。『御湯殿』は、冒頭で紹介したように、内容的に公的性格の強いものとなっている。よつて、女房の中でも公事に精通し表向きとの交渉に従事する女房が執筆に当たったことが推測される。また、三百五十年間にわたつて記事内容・記述の仕方が一定しており、執筆にあつて何らかの方式に従つて執筆されていたものと思われる。このことについて、是澤恭三氏は、「大体一定の型に依り、記載の範囲も凡定まっていたものと考えられる。又その記載せられた記事を審査する役目の人―或は至尊ではないかとも考えられる―があつたのではないかと考えられる点がある」と指摘されている。私も是澤氏の述べておられるように、『御湯殿』は一定の方式に従つて記され、その記事が審査されていたものと考ええる。

『御湯殿』の執筆者については、和田正夫氏<sup>②</sup>が内侍司の典侍・内侍と論じられ、是澤恭三<sup>③</sup>・小高恭<sup>④</sup>両氏は、勾当内侍以外の典侍・内侍によつて執筆され、勾当内侍は別に

日記を付けていたとされている<sup>②</sup>。脇田晴子氏も是澤氏の論を受けつつも、『御湯殿』には勾当内侍の管轄に属する渉外部分、特に女房奉書の発給に関する記事が見受けられないことから、勾当内侍を執筆者から除外しておられる<sup>③</sup>。しかし、『御湯殿』の記録期間と同時期に勾当内侍の記した日記は存在(遺存)せず、勾当内侍が記した日記の存在を示す明確な記事も管見に入っていない。是澤氏は、勾当内侍が記した日記の存在について、その根拠を示しておられないので、再検討してみる必要がある。また、後で詳しく考察していくが、『御湯殿』の記事中において女房奉書の発給に関する記事は多々見られ、脇田氏の示しておられる問題点も再検討してみる必要がある。

執筆者・執筆方法について私の結論を述べると、『御湯殿』は、和田氏以下の三氏が指摘されるような女房が輪番で女房の見聞きしたことを日毎に書き付けたものではなく、『御湯殿』の編集プロジェクトチーム的なものがつくられ、その構成員が男官によって記された記録類を参考にして後日、半月・一ヶ月単位でまとめて編集したものと考える。そして、編集には勾当内侍を総轄者(記事の審査にあたる役目)とし、大御乳人(命婦の次官で勾当内侍の事務を補佐することが職掌の女房)・右京大夫以下の三大夫<sup>④</sup>が主に携わっていたと考えられる。

かく考える理由を示せば、以下の通りである。

- ① 男官による記録の引勘が間々あること。
- ② 日付の誤りが多く、後にまとめて記した形跡があること。
- ③ 日記の内容が勾当内侍の職掌と合致すること。
- ④ 日記中において、勾当内侍(長橋局)・大御乳人・右京大夫には他の女房に比べ敬称「殿」が余り付されていないこと。
- ⑤ 『御湯殿』を継承して記されたとされる『長橋局日記』は、その記主を勾当内侍(長橋局)としているが、原本(宮内庁書陵部蔵)を調査してみると、複数の女房によって執筆されたものを編集した形跡があり、『長橋局日記』と類似する性格・様式を持つ『御湯殿』もこのような執筆方法が採られたと考えられること。

右に掲げた五点について、詳しく考察していきたい。なお、史料の引用に際しては、旧字体を新字体に改め、適宜に読点・返り点を施したことを予め断っておく。

#### 一、男官による記録の引勘について

『御湯殿』において、正月の四方拝をはじめとする儀式・行事の模様や上卿・参会者の人名は、弁官から届けられた「散状」<sup>⑤</sup>によって記しとどめている。『御湯殿』にみられる散状の一例を以下に示したい。

#### 史料①

四日。御せんほうかう<sup>(儀法)</sup>はしまる。……。仏前にはのり久朝臣。帥大納言には言つくの

朝臣。次第次第に上首(備)さん下の殿上人もちてすゝみをく。くわしくは散状にみえたり。

『御湯殿』享祿五年(一五三三)四月四日条)

## 史料②

二十八日。けふはかい(改元)けんにてめてたし。さんしやうにのりたるしゆう。さいおん寺。

やなきはら一位。中院大納言。菅中納言。水無瀬宰相。弁経元。しきし(職事)のふ行の弁あつ

光。

『御湯殿』永祿元年(一五五八)二月二十八日条)

## 史料③

せちゑあり。内弁右大将。(実益卿)外弁。このほかいし(職事)く(※)いしし(職事)。『詳細』

を意味する女房詞)さんしようにみえたり。……。

『御湯殿』慶長四年(一五九九)正月一日条)

これらの記事によって、儀式の参会者や模様について散状を参考にして記していたことが理解できる。

次に、この散状が弁官よりどの女房の元に届けられていたのかを検討し、編集者の特定の手懸りを見出してみたい。『御湯殿』に記される主な儀式については散状が多々引勘されていることから、機械的に特定の御内儀の元へ届けられていたものと解するのが妥当と思われる。このことについて、以下に手懸りとなる記事を示したい。

## 史料④

……ふしみ(伏見殿舟座)はんしゆ(伏見)みん五日の御ほうし(本事)の事しるして。なかはし(伏見)へもちてまいり。……。

『御湯殿』永祿元年(一五五八)九月七日条)

## 史料⑤

ふしみより五日の御ほうし(伏見)のもくろく(※)目録(伏見)まいる。

『御湯殿』永祿六年(一五六三)九月七日条)

④⑤は、伏見に所在し皇室の廟所である般舟院で行われた後奈良院の御法事について記されたものであるが、その法事について記されたものが長橋局(勾当内侍)の元に届けられていたことがわかる。散状とは記されていないが、「御ほうしのもくろく」とあり、散状と同様に見做しても差し支えないものと考ええる。

また、『実隆公記』文明八年(一四七六)正月二十日条に、

## 史料⑥

……今日内侍所臨時、恒例兩座御神樂也、仍參内、(下姿)……、秉燭以後散状付(二)勾当内侍進上之次、雨脚已甚、雨儀於中門廊下可被行敷之由奏聞、委細聞石了、……、散状注左、(今夜散状付伝奏進武家了)

内侍所臨時御神樂

内侍所御神樂

所作人	所作人
本拍子	本拍子
右衛門督	俊量朝臣
末拍子	末拍子
俊量朝臣	忠久
付歌	付歌
忠久 久時	久時
笛	笛
景益	
箏篳	

安倍季繼  
和琴  
經郷  
人長  
安倍季音

とあるように、散状が藏人頭である三条西実隆より勾当内侍に、武家伝奏を経て室町幕府にそれぞれ付されている。この記事から、男官によって記された散状が勾当内侍の元に届けられていたことが知られる。そして、散状を取用して勾当内侍が日記執筆に当たっていたと考えられる。

史料⑦

この他、  
……、なのりため秋。こおりかみ申。左衛門少志豊原為秋トアリ。……。

(『御湯殿』元龜三年(一五七二)六月二十五日条)

という具合に、記事中に小折紙の書式が見受けられ、小折紙を引いていることも明らかになる。そもそも小折紙とは、官位官職昇進の申請書であり、奉書紙を横二つ折りにし、さらに縦三つ折りにしたもので、真中に昇進を望む官位官職を記し、左下に現在の官位官職と姓名を記すのが形式である。

『実隆公記』に、

史料⑧

……、酉下刻著<sup>二</sup>衣冠<sup>一</sup>参内、自<sup>二</sup>今日<sup>一</sup>縣召除目被<sup>二</sup>始行<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>見物<sup>一</sup>也、

(文明七年(一四七五)正月二十五日条)

史料⑨

……、小折紙之躰、  
神祇権少副卜部兼緒  
権大納言源雅行  
権中納言藤原公興

……(中略)……

畏入之由、以「勾当内侍」申入了、除書事了、……、(文明七年正月二十八日条)  
とあり、正月に行われる県召の除目に際しての小折紙の様式が知られるとともに、小折紙が勾当内侍の元に付され奏覽に供されていたことがわかる。従って、散状と同様に小折紙も勾当内侍によって『御湯殿』執筆に際して取用されていたと考えられるのである。

さらに、『御湯殿』の記事に男官によって記された記録類が引勘され、勾当内侍が記録類を塊集していたことを裏付ける決定的な史料を見出し得たので、以下に挙げてみたい。

史料⑩

……、長橋殿参了、去年除目役者・当年叙位・女叙位等役者書<sub>レ</sub>之進了、御所望了、

御湯殿御日記二被<sub>レ</sub>付云々、……、(『言経卿記』慶長七年(一六〇二)二月二十二日条)

⑩は、勾当内侍が除目や叙位の参仕者を『御湯殿』に記すために山科言経へ参仕者名を記した記録の進上を要請したという内容である。ここから、少なくとも近世初頭においては、『御湯殿』の執筆に勾当内侍が当たり、その執筆材料を公卿に命じて進上させていたことが明らかになる。散状や目録・小折紙等の記録類が勾当内侍の元に届けられ、編集者である勾当内侍は、これらを参考に儀式の模様や参加者の人名を記していたのである。

この他、『御湯殿』の記事に男官によって記された記録類が引勘されていた裏付けとして、記事中に漢文体が見られることを挙げる事ができる。『御湯殿』が仮名でもって記されていることは周知のことであるが、その仮名文中にしばしば漢文体がみられるのである。このことから前に述べたように散状や目録・公卿の記録や書簡等が引勘されていたと考えられるのである。その一例を以下に挙げてみたい。

史料⑪

……御ふせ未<sub>レ</sub>下にては参しかたきよし申て、……。

(『御湯殿』天文二年(一五三三)四月七日条)

史料⑫

……大夫御れいにまいる。御扇給<sub>レ</sub>之。……。

(『御湯殿』天文二十一年(一五五二)三月二日条)

史料⑬

……歎喜寺正天代官参詣。三か月之分。御撫物等如<sub>レ</sub>例。

(『御湯殿』天文二十二年(一五五三)八月十三日条)

傍線部のように、仮名文中に漢文体が混在している。ここから、漢文体で記された記録類を取用していることが窺える。『御湯殿』が公卿の日記を引用していたという事実を裏付けるために、もう少し詳しく見て行きたい。

『実隆公記』に、

史料⑭

……後聞、今日酉刻陽明准后薨去由、臨終正念<sub>云々</sub>、数日痲病所勞也、今日聊被<sub>レ</sub>

得<sub>二</sub>減氣<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>苦惱<sub>一</sub>入滅<sub>云々</sub>、今年六十二歳、大幸之人也、予数年昵近、殊愁歎無<sub>二</sub>比

類、朝之元老也、尤可<sub>レ</sub>惜々々、今夜則被<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>東福寺海藏院<sub>一</sub>云々、  
とあり、「陽明准后」前関白・太政大臣近衛政家が薨去したことが記されている。それを受  
けて、

史料⑮

……、勾当内侍以<sub>レ</sub>状被<sub>レ</sub>命、陽明事清涼殿御簾可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>垂<sub>レ</sub>之哉、明日御案可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>延引<sub>一</sub>、凡何<sub>レ</sub>日如<sub>二</sub>御案<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>哉、内々可<sub>レ</sub>申<sub>云々</sub>、予申云、如<sub>レ</sub>此之事本儀薨  
奏之後被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>廢朝<sub>一</sub>、其後被<sub>レ</sub>垂<sub>二</sub>御簾<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>止音奏警蹕<sub>一</sub>之事也、近代不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>次第<sub>一</sub>之儀

此事為藏人方存知歟

歟、近大染金剛院、後如法寿院等時如何、被<sub>レ</sub>披<sub>二</sub>見御湯殿上日記<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>計<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>

哉者、及<sub>レ</sub>晚又消息到来、御湯殿上日記不<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>勘之<sub>一</sub>、東山殿御時被<sub>レ</sub>垂<sub>二</sub>清涼殿御簾<sub>一</sub>

之由被<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>之、如何<sub>云々</sub>、然者自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>三ヶ日昼御座之前御簾可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>垂<sub>レ</sub>之、廿三日早  
朝可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>捲<sub>レ</sub>之歟之由申<sub>レ</sub>之了、凡<sub>一</sub> 被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>廢朝<sub>一</sub>之後可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>卷事也、近代如何

「尋<sub>レ</sub>之……」 (永正二年六月二十日条)

とある。勾当内侍が三条西実隆へ陽明准后の薨去に際して清涼殿の御簾を垂れ御案を停止  
することに、その次第を尋ねているが、それに対して実隆は『御湯殿』を繕いてみ  
るように返答している。ここから、『御湯殿』の朝廷・公家における先例の典拠となる公  
日記という性格が看取され、『御湯殿』にその先例の典拠となるものが見つからない場合は、  
有職故実に精通した公家の意見やその日記が参考にされ、相補われていた実態が推察され  
るのである。つまり、仮名によつて記された女房日記と男性官人によつて記された公家日  
記は、それぞれ隔絶した関係にあるのではなく、相補関係にあるのである。勾当内侍が先  
例調査に關与していることも重要であろう。

史料⑯

八日、晴、早々勾当局へ可<sub>レ</sub>参<sub>云々</sub>、則向<sub>二</sub>彼御局<sub>一</sub>、勾当内侍被<sub>二</sub>出逢<sub>一</sub>云、御読書始、

以<sub>二</sub>誰乎人<sub>一</sub>被<sub>二</sub>触送<sub>一</sub>乎、又御祝義御太刀・御馬など令<sub>二</sub>拝領<sub>一</sub>乎、先例可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>云々、  
則向<sub>二</sub>家君御亭<sub>一</sub>、仰旨令<sub>レ</sub>申<sub>出</sub>、記録高尾被<sub>レ</sub>置<sub>云々</sub>、仍与三郎則取遣畢、御返事明日  
可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>覚悟也、……、

九日、晴、……、次御読書之次第昨日御尋之事共返答<sub>二</sub>御局<sub>一</sub>へ参、当今御読書始之時、  
勸修寺中納言より被<sub>レ</sub>触<sub>レ</sub>之云々、御太刀・御馬拝領勿論云々、儲君読書始可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>来<sub>一</sub>廿  
三日、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>伺候<sub>一</sub>云々、廿三日甲午、時巳、儲君へ御歳九、近代御佳例也、御読書  
始参勤、於<sub>二</sub>小御所<sub>一</sub>申<sub>二</sub>上<sub>一</sub>之畢、後、御太刀・御馬令<sub>二</sub>拝領<sub>一</sub>、退出、猶別記<sub>レ</sub>之云々、  
此分予書付、御局へ進<sub>レ</sub>之畢、……、

(『慶長日件録』慶長九年(一六〇四)十一月八日・九日条)

⑯から、勾当内侍が政仁親王(後水尾院)の御読書始の儀に關する先例について舟橋秀賢に問  
い尋ねており、舟橋秀賢は家記から儀式にまつわる部分を抜書きして勾当内侍に進上して  
いることが知られる。このように、勾当内侍は記録類を扱うとともに先例調査に深く関与

していたのである。以上のことから、勾当内侍が『御湯殿』の執筆に大きく関わっていたという裏付けの一つとなろう。

#### 史料⑬

六月ゑ四日よりはしまるとて。左小弁むかふよし〔甘露寺〕かんろし申さるゝ。……。

（『御湯殿』文明十年（一四七八）六月二日条）

#### 史料⑭

てんにん〔上卿〕ふちんのき日つゐてまいる。しようけい〔上卿〕中御かと。弁は右少弁かと。

ひろはし〔広橋〕よりうかゝはるゝ。

（『御湯殿』大永三年（一五二三）三月一日条）

⑬から、廷臣よりの伝聞記事が混入していることがわかる。また、⑭から、内大臣転任の陣儀の別記が参照されているとともに、伝聞の混入が確認できる。『御湯殿』には、この他に「きゝことなり」「きゝちかへなり」「きゝゆる」などの表現が見られ、伝聞に基づく記事が知られる。『元長卿記』文亀二年（一五〇二）九月十一日条に

#### 史料⑮

早且謁〔長橋局〕、惣用目六談合也、申〔定〕帰宅、……。

とあるように、勾当内侍は甘露寺元長と来る十八日の後土御門院三回聖忌懺法講に関わる総予算の見積書について談合している。第三節で詳しく触れるが、勾当内侍は役職柄、男官との交渉が多々あり、その交渉の中での談話や伝聞が記事に反映されている。

以上に述べてきたように、『御湯殿』は、公卿等の手になった記録類を参看することにより、先例引勘の便宜に供すべく備えられていたのではなからうか。また、女房日記と公家日記は相補関係にあり、『御湯殿』も男官によって故実の典拠とされていたのである。また、御内儀に供せられるこれらの男官によって記された記録類は、手順として、まず公卿たちが各々の日記に記し、または別記を作成し、その後、御内儀用に清書されていたものと考えられる。御内儀のものには早くても数日経てから届けられていたと思われる、伝聞記事の混入について考え併せると、『御湯殿』は、日録ではなく後日に編集されたものと推察される。

#### 二、日記の日付について

『御湯殿』は、周知のとおり日次記で、女房によって輪番で日毎に書き付けられたとされている。しかし、日記本文をよく考察してみると、日付の誤りが多く、日録されていたという今日までの学説に疑問が生じるのである。

#### 史料⑯

……これは五日の事〔こと〕にかきまいらす。うつゝなし。

〔御湯殿〕天文十七年(一五四八)九月四日条

②は、五日のことを四日に記し間違えたと記されている。四日のことを五日に書き間違えたというのなら、日録されていたとしても起こり得るが、五日のことを四日に書き間違えるということは、日録されていたのであれば起こり得ないことである。

史料②

……花のことけふを昨日にかく。正たあなし。

〔御湯殿〕明応二年(一四九三)七月三日条

②も②と同様に、今日のことを昨日に記し間違えたという記事である。昨日のことを今日に記し間違えたというのなら理解できるが、今日のことを昨日に記し間違えるなどということは、日録されていたのであれば起こり得ない。

史料③

三日。雨ふる。紀伊中納言より忍冬酒進上。しん院の御かたへ御まなまいる。

勸修寺大納言より花。御まな一折進上。……

〔御湯殿〕延宝七年(一六七九)十二月三日条

史料④

五日。雨ふる。しけの宮、御方御たんしやう日にて。御かちん一ふた。御てうしひさけまいる。

戸田越前のかみよりたかのかも一折進上。……

御月次の御歌の題飛鳥井少将へしたゝめ進上候やうニ長はしよりほうしやうまい

る。……

あしたの物うんそうかゆまいる。……

〔御湯殿〕延宝七年十二月五日条

②をみてみると、「四日」・「六日」・「七日」・「八日」と傍注が付されており、後日に連続して三日から八日まで記されていることが確認できる。まとめて記されたために日付の記入漏れが生じ、傍注が施されたのであろう。

また、次に示す②・③の史料を比較してみると、

史料②

廿一日。なかはしよりほんでん〔梵天〕(※梵天とは「梵天瓜」の略)まいる。二条とのよりい  
つみにてひやさせらるゝとて御うり〔竹内門跡・養老院〕一こまいる。大すけすもしまいる。めうしん寺よ  
り御うりまいる。もんせき。たけのうち殿御まいり。

廿三日。御たんしやう日の御くわんすまいる。……

(『御湯殿』天文四年(一五三五)六月二十一・二十三日条)

史料<sup>②</sup>

廿一日、……、勾当瓜進上、二条関白白瓜二籠進上、

廿二日、天晴、妙心寺瓜二十籠進上、青蓮院、曼殊院被<sup>レ</sup>参、新典侍蓮花被<sup>レ</sup>進、

(『後奈良天皇宸記』天文四年六月二十一・二十二日条)

②から、②には二十二日に記されるべき記事が二十一日条に混在し、二十二日条が欠落していることが明らかとなる。つまり、②の後半部「めうしん寺より御うりまいる。もんせき。たけのうち殿御まいり」の記事は、二十二日の条文として掲げられるべきものなのである。②・③と同様に、まとめて記されたことによる誤りと思われる。

史料<sup>②</sup>

……。すきの御せん三ケ日。七日。立春。十五日四季の間にてまいる……。

(『御湯殿』天和三年(一六八三)正月一日条)

とあるように、一日の記事の中に後日の出来事がまとめて記されている。

その他に、

史料<sup>②</sup>

花山院大将はいかにて。三色三荷しん上。御三間にて御たいめんあり。申の口にててんはいたふ。  
(『御湯殿』天和二年(一六八二)十一月三十日条)

史料<sup>②</sup>

花山院右大将はいかにて。三色三荷まいる。御三間にて御たいめんあり。申の口にててんはいたふ。  
(『御湯殿』天和二年十二月一日条)

と重複記事もしばしば見られる。

以上のことから、『御湯殿』が後日にまとめて記され、編集されていたものであることが理解できる。そして、このような方法によって日記が作成されたので、日次記の体裁を採るにも関わらず、日付の間違いや記事の重複が生じたのである。

### 三、日記と勾当内侍との関係

『御湯殿』には、勾当内侍の職掌が強く表れている。勾当内侍については、浅井虎夫氏が「後世、内侍(※尚侍のこと)を置かれざるに至りてよりは、奏請宣伝のことは多く勾当内侍の掌るところとなりたり。されば將軍家よりの奏請も、勾当内侍取次ぎたり」(10)と述べておられるように、廷臣や幕府、寺社との文の遣り取りがもつぱら勾当内侍の職掌となり、宮廷の事務的・政事的な面にもその才能を発揮していた。文筆に優れた能書家の女房(右京大夫以下の三大夫)を侍女として多く抱えており、勾当内侍は記録類を取扱うことを専門とする女房であった。このことは、次に示す記事から、より明らかとなる。

史料<sup>②</sup>

・・・。<sup>〔水無瀬中納言〕</sup>みなせちうな<sup>〔年寄リ〕</sup>こんとしよりまいり候て。わつらいけに御入候ま<sup>〔落葉〕</sup>。らくはつ

御いとま申さるゝとて御うたしん上あり。御へんかあそはさるゝ。なかはしまて文ま  
いる。なかはしより返事あり。・・・。<sup>〔御湯殿〕</sup>慶長五年（一六〇〇）八月二十一日条

史料 ⑧

<sup>〔右衛門〕</sup>ゆふふよりたか<sup>〔鷹の〕</sup>のつるまいる。長はしより<sup>〔佐美〕</sup>てんそ<sup>〔佐美〕</sup>うまで御ふみ出候。

（『御湯殿』慶長十五年（一六一〇）十二月五日条）

史料 ⑨

・・・。将くん家より初<sup>〔鶴〕</sup>つる進上。長はしより奉書出ル。

（『御湯殿』天和二年（一六八二）七月二日条）

史料 ⑩

ひむかしのとうみんと<sup>〔上置上〕</sup>の御院かうさためのほ<sup>〔上置上〕</sup>のきまいる。・・・。

（『御湯殿』文明十三年（一四八二）七月二十日条）

⑨から、勾当内侍が天皇と廷臣との取次役という役割を果たしていることがわかる。⑩か  
らは、前右大臣である徳川家康からの鶴の献上品が勾当内侍宛に届けられ、勾当内侍より  
武家伝奏を介して徳川家康に請状・返札状が出されていることがわかる。⑪も⑫と同様で  
ある。⑬からは、院号定に関する「風記」(11)が御内儀に届けられていることがわかるので  
あるが、

史料 ⑬

・・・、御神楽風記付<sup>〔二〕</sup>勾当内侍局<sup>〔一〕</sup>令<sup>〔二〕</sup>進上<sup>〔一〕</sup>了、

（『実隆公記』文明八年（一四七六）十二月十日条）

史料 ⑭

ないし<sup>〔内侍所〕</sup>ところ行幸の風記まいり候、日次<sup>〔治定〕</sup>ちやうし候は<sup>〔注進〕</sup>、あいふれ候てちうしんと

もとゝの候て申入候へく候よし、御心えて御ひろう候へく候、かしく、

勾当内侍殿御局へ

もとなか

（『元長卿記』文明十四年（一四八二）御教書）

と公家日記に見られるように、風記は勾当内侍の元に届けられるのが通例であった。

以上から明らかのように、勾当内侍は文書の扱いを専門とした事務官長的存在であった  
わけであるが、このことは公家日記から更に裏付けることができる。

史料 ⑮

今日故帥卿七廻也、為<sup>〔二〕</sup>焼香<sup>〔一〕</sup>向<sup>〔二〕</sup>尊院<sup>〔一〕</sup>、・・・、自<sup>〔二〕</sup>晩頭<sup>〔一〕</sup>女房奉書到来<sup>〔云々〕</sup>、披見之  
処彼七廻御悲歎之餘被<sup>〔レ〕</sup>染<sup>〔二〕</sup>御筆<sup>〔一〕</sup>之由之御製<sup>〔二〕</sup>首押<sup>〔一〕</sup>領之<sup>〔一〕</sup>、則向<sup>〔二〕</sup>勾当内侍局<sup>〔一〕</sup>畏申之

趣且申入了、……、  
〔『実隆公記』文明九年(一四七七)八月十日条〕

史料⑧

……、長橋御局より一位殿御返事有<sup>〔伊達政宗〕</sup>之也、まさむねより紅花千きんしん上おもしろ

くおほしめし候、よく御心候て申せとて候、此よし中つかさへ御つたへ候へく候、如<sup>〔土御門泰重〕</sup>

此候、此文則政宗使相渡申候、珍重申候、

〔『泰重卿記』元和九年(一六二二)七月二日条〕

史料⑨

……、四日煤弘二從長橋殿廻文有<sup>〔土御門泰重〕</sup>之、……、

〔『言経卿記』慶長四年(一五九九)十二月十五日条〕

史料⑩

今日彗星之勘文調進申候、從長橋殿御局上申候、……、

〔『泰重卿記』元和四年(一六一八)十月二日条〕

史料⑪

禁裏之御本四条家系図一冊、先日申出候、長橋局迄持参返上申候了、……、

〔『言経卿記』永祿九年(一五六六)五月二十三日条〕

⑫・⑬から、勾当内侍が天皇の勅をうけて女房奉書を廷臣に下していたことが知られる。

⑭からは、勾当内侍が廷臣の招集を「廻文」(今日の回覧板)で行っていたことが窺える。⑮は、陰陽家である土御門(安倍)泰重により彗星の勘文が勾当内侍に付されたという内容である。⑯から、勾当内侍が禁裏の典籍類をも管理していたことが窺える。

また、勾当内侍は第一節でも取り上げたが、廷臣の官位申請に関することにも携っている。以下に、その一例を紹介したい。

史料⑯

今日依<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>所存<sup>一</sup>、当官已下賀茂伝奏等申沙汰之条々、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>上表<sup>一</sup>了、

当官并賀茂伝奏・御会共申さた・能州一青・越州河合庄申つき、以上悉上表といたし候、愚昧末練の身として事上あつかり候て、理ひの分別も候はて、空おそろしく日来存候つる、とにかくに罷過候き、かた／＼かくこのむね候程に、しんしやくいたし候、このよし御心え候ておほせ候へく候、かしく、

勾当内侍殿御局へ もとなか

〔『元長卿記』永正十年(一五二三)五月八日条〕

史料⑰

自<sup>二</sup>右衛門督<sup>案所奉行</sup>許有<sup>二</sup>使者<sup>一</sup>、舞人兩人申<sup>二</sup>受領<sup>一</sup>、(狛近朝申伯耆守狛近泰申播磨守)則付

二勾当内侍一令<sup>二</sup>披露<sup>一</sup>、勅許、口宣案遣<sup>レ</sup>之了、……、

〔『実隆公記』文明七年(一四七五)八月二十四日条〕

④から、記主である甘露寺元長が権中納言・賀茂伝奏・禁裏御料所である能登一青庄や越前河合庄の代官の辞職を勾当内侍に上表していることがわかる。④からは、舞人の官職申請が楽所奉行から蔵人頭である三条西実隆を介して勾当内侍に申し入れられていることが知られる。

その他に、勾当内侍の重要な職掌として年貢出納管理を挙げることができ、その総責任者であった。

史料④

……越前より河合荘まいる。経元とりつきてなかはしへおさまる。

(『御湯殿』永禄三年(一五六〇)正月二十日条)

史料⑤

……「越前」あぢせんか「河合庄」わいのしよう「注」よりのおくり状かんろし(※甘露寺経元)よりまいる。

(『御湯殿』永禄四年(一五六二)三月四日条)

史料⑥

のせ(※玄猪に食する野瀬餅のこと)「百合」百かう「津国」つのくに「能勢郡」のせのこほりへなかはし申つけ候。……

(『御湯殿』慶長五年(一六〇〇)十月四日条)

史料⑦

……禁裏御料所能州一青御貢用、去々年分残且千足到来、送勾当局一畢、……

(『元長卿記』永正九年(一五一一)正月十八日条)

史料⑧

……及<sup>レ</sup>晩越前御料所御貢用之内、先且千足從<sup>二</sup>下京<sup>一</sup>召寄、遣<sup>二</sup>長橋局<sup>一</sup>了、

(『元長卿記』大永三年(一五二三)正月六日条)

右の条文から、勾当内侍が年貢出納に当たっていたことと、勾当内侍の元には領地の代官から「送状」というものが届けられていたことがわかる。勾当内侍は日記を作成するにあたり、この「送状」(12)を参考に年貢出納について記していたのであろう。男性による記録にみられないほど、年貢出納や献上物について詳細な記述となっているのもかかるやり方によるものである。

中世後期・近世においての後宮は、後宮十二司の内侍司のみが遺存し、御内儀の経営に当たっていた。内侍司の長である尚侍は、多く撰閥家の女子が任じられていたが、時代が下るにつれて撰閥家の女子が中宮や女御として入内するようになり、その官に任じられる者は見られなくなる。従って、典侍の長である大納言典侍(大典侍)を筆頭として、内侍(掌

侍)・命婦・女藏人・女孀(御末)・内侍所の刀自・采女等によって構成されていた。しかし、年貢出納や献上物の管理・表向きとの交渉などの公事をもっぱら職掌とする掌侍の首座である勾当内侍は、宮廷内外にその名を馳せ、権力は大典侍を凌ぐものがあつた。そのことは、『御湯殿』から明らかとなる。

史料⑦

……准后。女御へくわんはくより小袖一かさねつゝまいる。なかはしへも一つまいる。大すけ殿。めゝすけ殿。大御ちの人。そのほか女ちうへも御みや(御土産)あり。  
(天正十五年(一五八七)二月六日条)

史料⑧

しやうくんさんたいあり。……しんもつしろかね千まい。女ゐんの御所へ二百まい。宮の御かたへ百まい。女御の御かたへ百まい。新大すけ殿。こんすけ殿。御みつ御れう人。めゝすけ殿。大御ちの人三十まいつゝ。長はし五十枚。しんないし殿二十まい。いよ殿十まい。こや。いつも五枚つゝ。すゑしゆう。御物し。女しゆ。したくまでたふ。……  
(慶長八年(一六〇三)三月二十五日条)

史料⑨

女中へもちきやう。こそてまいる。しゆこう。女御小袖五かさね。しらかのいと卅きん。りやうち三百石まいる。大すけ。なかはし。大御ちの人百石。残みな五十石也。……  
(慶長十六年(一六一一)三月十六日条)

右の記事の内、⑦は関白・豊臣秀吉、⑧は征夷大將軍・徳川家康の参内に際しての献上物について記されたものである。⑦・⑧から、勾当内侍は准后や女御に等しい待遇を受け、大典侍をはじめとする典侍格の女房を凌いでいることがわかる。このことは、女房の扶持高を見てみるとより一層明らかとなる。⑨がそれである。大典侍・勾当内侍・大御乳人の三女官は百石を食んでいる。参考までに近世末(慶応元年)の女房の俸禄を掲げると、大典侍が二百石、その他の典侍は各々百二十石、勾当内侍は二百石、その他の内侍は各々百石、命婦の筆頭である伊予は百石、命婦の二藤(勾当内侍付)である大御乳人は二百石、その他の命婦は六十石となっている(13)。年代によつて石高の違いはあるかもしれないが、勾当内侍や勾当内侍付の大御乳人が筆頭女官である大典侍と同等の俸禄を食んでいた。要するに、大典侍・勾当内侍・大御乳人は中世後期・近世を通して宮中女官の代表的・取締役的な存在であつたのである。

また、勾当内侍は職務が広範囲に及ぶため、専属の官女・下男を抱えていたことが公家日記から確認できる。

史料⑩

……、次長橋局之官女あちや〜煩之間、脈取レ之、……、

(『言継卿記』永祿九年(一五六六)三月二十五日条)

史料⑤

・・・、禁中大御乳人愛洲藥所望間、十服遣了、長橋殿官女シテ遣了、驗氣之由也、・・・、  
(『言経卿記』慶長六年(一六〇一)正月二十五日条)

史料⑥

・・・、長橋殿内右京大夫ヨリ杉原十帖送了、  
(『言経卿記』慶長六年四月十日条)

史料⑦

・・・、長橋殿へ参了、御局へ一頭切・快氣散進了、同官女右京大夫・新大夫・茶々・  
タツ・久助・同アヤ、御コヤノウハ等十服ツゝ遣了、・・・、  
(『言経卿記』慶長六年九月二十七日条)

史料⑧

・・・、長橋殿内三左衛門尉ヨリ薬取来間、猶三包遣了、・・・、

(『言経卿記』慶長六年十一月九日条)

このように、命婦の大御乳人や女孺の右京大夫等の多数の官女が勾当内侍の職務を補佐していたものと推測される。

以上に述べてきたように、勾当内侍の職掌や宮廷内での地位を考え合せると、勾当内侍が『御湯殿』の総轄者として如何に相応しいかを理解することができ、勾当内侍の職掌が『御湯殿』の記事に反映されていることも窺える。

#### 四、女房名の敬称有無について

『御湯殿』の女房名には、

史料⑨

・・・。あさかれいまいる。大すけ殿。なかはし。いよ殿御まわり。・・・。

(天正十五年三月三日条)

のように、敬称「殿」が付されているものと付されていないものが見られる。そして、敬称が付されていない女房は限定されている。つまり、勾当内侍(長橋局)・大御乳人・右京大夫には敬称が付されていない。巻末に示す表は『御湯殿』(統群書類従本)における女房名の敬称有無についての統計であるが、巻末の表からも明らかのように、大典侍に比べ勾当内侍(長橋局)・大御乳人・右京大夫にはほとんど敬称が付されていない。日記の編集に携っている女房には敬称が付されなかったものと考えられる。

このような傾向は、中世女流日記文学の『弁内侍日記』や近世後期の『中山續子日記』(心

おほえ)、『長橋局日記』、『静寛院宮御側日記』(心おほえ)、『押小路甫子日記』(心お

ほえ)等に見出すことができる。その一例を次に示してみたい。

史料⑥

宝治三年正月一日、寅の時四方拝なり。清涼殿へ出でさせ給ふ御ともに按察の三位殿、中納言のすけ殿、勾当の内侍殿。奉行宗雅。春のはじめの事がら、まことにめでたくて弁内侍、

今日になる時をば春のはじめとて

いのりなれたる方もかしこし

(『弁内侍日記』七七・四方拝)

史料⑦

御機嫌御よし、仁孝天皇様御十三聖忌二付、観行院殿(※仁孝天皇女房・典侍・橋本経子)はしめより御心さしあたゝかき品、大すけ(※記主・中山續子)・新すけ殿・宰相典侍殿・長橋殿・伊予殿・越後殿・能と殿・駿河殿より金五百疋、知定はしめへ三百疋、是も観行院殿へもたせ上御菓子料、

(『中山續子日記』安政五年(一八五八)正月二十四日条)

史料⑧

・・・・、初夜半過しよくはれ候てこわくこの御せん御風きにあらされ候ゆへ花鳥の御間へいつる、御はいせん按察使典侍殿・長はし・大御乳人也、・・・、

(『長橋局日記』(14)安政六年(一八五九)正月十五日条)

史料⑨

御所、宮様(和宮親子内親王)※北上注御機嫌よし、長橋殿御参り直に御対面御口上も御伺遊はし候、薙髪のかたゝも追々御いとまかたゝ御手伝に御参り御賑々也、長橋殿夕かた帰り御参りの事、御下向に付宮様よりめて度能と殿・嗣子(※記主・庭田嗣子)へ紅梅しゅちん裏御なかそふ、・・・、

(『静寛院宮御側日記』文久元年(一八六一)十月十九日条)

右の条文から、記主自身には敬称が付されていないことが知られ、『御湯殿』との共通点が見出せるのである。現代においても同じことで、自分自身に敬称を付すことはしないであろう。『御湯殿』も同じく、総轄者以下、日記作成関係者には敬称が付されなかったのである。そして、更に上記の条文に共通する点を挙げれば、女房名の列挙に際して典侍・内侍・命婦の順に記され、更に典侍・内侍・命婦の中のそれぞれの序列に従って記名されていることである。『御湯殿』にも共通することで、厳格な序列意識が垣間見られる。

以上から、『御湯殿』の執筆・編集に携った女房には敬称が付されず、主に勾当内侍・大御乳人・右京大夫らが執筆・編集者と推定できる。

五、『御湯殿上日記』と『長橋局日記』との関係について

『御湯殿』の廃絶した後にも禁中女房による記録が、典侍・内侍・命婦によってそれぞれ残されている。すなわち、典侍による『中山續子日記』(「心おほえ」)・『庭田嗣子日記』(『宰相典侍庭田嗣子日記(心覚え)』)・『静寛院宮御側日記』(、内侍による『長橋局日記』(以

下、『長橋局』・『御内儀日記』(『孝明天皇女房房子日記』)『中将内侍房子記』『高野房子記』、命婦による『押小路甫子日記』(「心おほえ」)(以下、『押小路』)・『鴨脚昭子日記』(「心おほえ」)である。

これらの日記の特徴をまとめてみると、大典侍による『中山續子日記』は天皇の動静・御内儀のことに關して詳細であるが、公事・進献等の公的な記載に乏しい。宰相典侍・庭田嗣子による記録もまた然りである。翻って、勾当内侍等による『長橋局』や命婦・大御乳人による『押小路』は公事・進献について詳しく、長橋局・大御乳人の職掌がよく表れている。まさしく、この後者の日記は『御湯殿』と同じ性格を持つものと考えられる。

『長橋局』について『国史大辞典』(第十卷 吉川弘文館)には、「勾当内侍、すなわち長橋局とその付属の女房が執筆した職掌日記。……(中略)……性格的には御湯殿上日記の後をうけて書き継がれた日記で、記載形式・文体など同日記にならない、天皇の動静をはじめ、禁中の公事・進献・女房の進退などがいわゆる女房詞を用いて仮名交じりで行われている。……(中略)……また、日記の冊子の末尾に間々「清書すみ候也」などの注記が見られ、本書が草稿本であることと、別に清書本があったらしいことが窺える」と解説されている。

実際に宮内庁書陵部において原本を調査してみたところ、記載形式・文体ともに『御湯殿』と同じである。また、「勾当内侍とのゝしるす」「少将内侍とのゝしるす」と条々の末尾に記されており、複数の女房によって執筆されていることが明らかにになった。

これらのことを踏まえて考えれば、『御湯殿』もまず草稿本が作成され、のちに清書されていたものと推定される。そして、草稿本には『長橋局』のように執筆担当者が明記されていたが、勾当内侍によって編集時に加筆・修正されるとともに、執筆担当者の名前も削除され、清書本が作成されていたと考えられる。日記編集の総轄者は、加筆・修正時に誤りや文意の不明なものなどを明記された執筆担当者に質していたのではなからうか。このことについては、次節で検討したい。それでは、『長橋局』の特徴を理解するためにも、次に本文を掲げてみたい。

#### 史料⑥

四方拝とらの剋也、御(註)ひるうしの半剋過比也、七ツ過ころ御表くし候由御(推)ちこにて言

上有、御(禮)ゆめしまいらせ候、御(服)ふく常御所下段にて高(萬)くら侍(水)從殿へ長はしわたす、

こくけん出(別)る、朝かれい出御成、御(采)ふく男(母)方也、御手水(采)うね女(母)両人もちまいる、もや御

す(禮)そ宰相(廣)典侍殿、出御御すそ頭(九)弁殿、関白(兼)様御不參也、し(式)きの御箱、御(笈)しゃくはこも



まいる、大すけ殿はしめ御とをり有、大御ちのしやく也、常御所御れんたいへ日くう

出る、准后様え御口祝参、祐宮様御礼に成、御口祝参、新内侍殿より一はん御文こ進

上、つね丸殿かね丸殿より御文こ進上、准后様え春の御祝儀大すけ殿はしめ大御乳人

長はしまて御文ここ、女蔵人するかとのまで百疋つゝ、御ちこ兩人百疋つゝ進上、

表使にて上られ候、口上も候、御撰家様かた関白様御始より御太刀馬代白かね一枚つゝ、  
上られ候、伏見兵部卿宮様より三色一荷奉書にて上られ候、一条様御うら

松の宮御方よりひたい一はこ金二百疋上られ候、准后様女中しゆへ手まり下さ

れ候、御はかたためにて朝かれぬへ出御成、く御御引直衣紅御ひとへ御うちはかま也、

内々御けんもちまいる、御拝せん大すけ殿、御手なか長はし五つ衣しやく也、大御乳

人五つ衣かみ上也、御引候きに朝かれぬ御せん出る、御拝せん御手なかやくそふ同人

也、関白様御始年始御礼長橋の車寄より御参り、参内殿にて御祝御湯出る、議奏しゆ

まはらるゝ、年始の御礼御口上表使にて申入られ御拝せん以下めし、御返とう常御所

にて御引直衣にて御対面、三こん御盃まいる、御拝せん以下男かた、御三こんめ天

しやく也、御するゝと濟られ御退出也、附武家兩人より御祝き御太刀馬代進上、白

かね三枚進上、植木やよりふく寿草上候、六つ半ころ節分にて内侍所へ御参、御ゆめ

しまいらせ候、御初を白かね二枚参、御まな一折参、御すゝまいる、御くま参、御ま

め参御としとりまいらせ候、御重さかなにて御盃まいる、御通り准后様、御拝せん御

手なか斗いたゝき候、准后様御参、御初を上られ候、御くま参、御とし取られ候、大

すけ殿はしめ御祝年とり申さるゝ、御祝酒いつるに入御成、御元日の御盃にてうけと

り御せんたいにて三こん参、三こんめとそ入、大すけ殿新大典侍殿長はし伊予殿大御

乳人上らるゝ、別段に御盃たまふ、大御乳人しやく也、こはく御の御せんまいる、御  
拜せん(陪席カ)宰相東侍大すけ殿長はし大御乳人、とら卯の間也、御三(陪席)こんめとそ入、天しやく也、男かたたり(マ)かつしよりめす、御末ひろは出申さす候、御  
ゆとのくたの御はん命婦ひとへ衣にて上らるゝ、濟まいらせ候て御年越の御盃一  
こん参、御とし取まいらせ候て上段えまめは(豆)やしまいらせ候、恵方とら卯の間也、劔  
璽御間御清間中段長はしまめはやし致候、御ゆとの上段参内殿上段御三間上段別てん  
小御所上段少将内し殿はやし申さるゝ、准后様御(殿)こん御まめ御年とりまいらせ候、別  
殿小御所へ出御成、上御引直衣内々御けん長はしひとへ衣にてもち参候、御口祝三こ  
ん御盃参、御三こんめしやく長はし、殿上人鳥うたはるゝ、濟まいらせ候て桃柳の御  
間にて御そ(雑煮)うに御すい物羽もりにて御盃まいる、准后様えも御そ(雑煮)うに御すい物出る、  
御拜せん(陪席カ)御手なか御とをり有、大すけ殿始御そ(雑煮)うに御すい物いたゝき、としも大すけ  
殿はしめ次第にとり候也、御としの物御まめ御としの御数に御一つよ(出)けにいたし候、  
後よりまた御まめ入大たかにつつみ御惣身御(兼)なてあそはされ御後右京大夫えわたし候  
也、元日の節会初夜半過御表くし御ち(雑見)こにて言上有、りん期(臨期)に出御あらせられぬよし  
御ち(雑見)こにて仰出さるゝ、奏聞少将内し殿ひとへ衣にてまはらるゝ、常御所にて御覽し  
られかへしたもふ、めしの内侍少将内し殿也、内弁様(一条忠香)一条内府様也、八つ半に一剋半  
過濟まいらせ候、五ケ日のうち節分には御せむ御とし(年越)しのとをりにて出る、御ち(敷油)らし  
上り候、けんし(煎置)の御間御清間上段御三間上候、男かた御盃濟候てお八百御れう人めし  
御盃下さるゝ、天しやくにてたまふ、『長橋局日記』安政六年(一八五九)正月一日条)

⑥の史料は、元日の記事を省略することなく示したものである。四方拝・節会等もとも行事儀式の多い元日ということもあって非常に長文となっている。相対的に同時代の女房日記や議奏・内々外様番衆・執次などの廷臣による職掌日記と比べて一日の記事が長文であるのが特徴である。そして、「」の部分から諸方より勾当内侍(長橋局)に宛てた書状(折紙奉書)を打ち返して使用した形跡が確認できる。この他に、文久二年(一八六二)六月二十六日条には「勾当内侍とへ御返事 なり敬」とあり、摂家の二条斎敬よりの折紙奉書の反故が用いられている。全体的にまますで塗抹<sup>⑥</sup>では「」二重取消線で表示し修正が加えられており、このことも含めて下書きの性格が強く表れていることが看取される。また、前節でも触れたが、記事中において、長橋局・大御乳人・右京大夫には敬称の「殿」が付されてはいない。さらに、特徴としては、表向きにおける行事儀式、つまり紫宸殿や清涼殿・小御所などで催されるものについては簡略で、御常御殿や参内殿・長橋局などの御内儀(奥向き)での行事儀式を主に記録の対象としている。<sup>⑥</sup>では、四方拝(清涼殿東庭)・一日の御拝(内侍所御神供)・御吉書初(常御殿)・朝御祝(同)・御歯固(清涼殿朝餉)・摂家朝賀(長橋車寄・参内殿・常御所)・強供御(常御所)・年越(節分)の御盃(常御所)・節分豆撒き(常御所)・清涼殿御湯殿上間・参内殿・御三間・小御所)・別殿行幸(方違え行幸、小御所)の元日の諸行事について記されているが、表向きでの諸儀式について触れたものは、傍線部分に見えるものだけである。もっぱら、記録の対象の中心は長橋局の職掌である進献と御内儀における「御祝」の盃事での陪膳作法やその次第にある。

それでは、『御湯殿』『長橋局』の両記録を比較検討するためにも、<sup>⑥</sup>と時代の近い文化十四年(一八一七)正月元日の『御湯殿』(15)の条文を掲げてみたい。

#### 史料<sup>⑥</sup>

元日 四方拝とらの刻、御かゝり有、常御所にて(別儀の辨)こくけん出る、下段にて御ふく

(山科 書知)山科内蔵頭へ内侍わたす、あさかれるにて御ふく男かた也、御手水も男かた也、

御手水の具(女)うねめ(女)兩人もち参る、もや御すそ大すけ殿、出御御すそ中御門頭弁、

御けん頭の中將、ひの御座の也、

内侍所御神くう衛門内侍殿也、御清き御事もあらせられ候、御朝御祝海辺の御間にて御やきかちん御きし御てうしはもり盃(一)こんまいる、御くはへ有、大ふくまいる、女中衆御めとをりにて御そうはん、御盃御通り有、日くう出る、衣

にお□□御せん出る、御盃御通り有、御れんたいへ日くう出る、中宮御かた

春宮御かたよりより春祝き仰まいる、こなたよりも仰まいる、御使長はし也、

御はかためあさかれぬ出御、内へ御けんあり、大すけ殿長はしいよ殿五つ衣

也、毎日旬の御くままいる、中宮御かた春宮御かたより御くままいる、こなた

今年御四十七才にてあらせられ候ゆへ何のへ御さわりもあらせられず御する

へとの御事にて御寿命御長久にあらせられ候やうに今年中御くままいる、長

はしよりも御くま進上、御かくもん所御対面有、御撰家かた御諸礼にて参内殿

へ御参り、御祝出る、常御所にて御対めん、二こんの御盃まいる、御はいせん

以下男かた也、関白殿御はしめより御太刀馬代進上、冷泉殿はしめ

高松殿はしめ御礼に参らるゝ、みくらより御祝き進上也、

夕かた御れんたいにてうけとり二こんの御盃まいる、女中衆御通り有、大すけ

殿長はしいよ殿より進上、天はいたふ、こわく御のかちん出る、御はいせん御

手長やくそふ五つ衣なり、御三こんまいる、御三こんめ天しやくにて女中衆男

たち御通り有、とそ入御小さかつきあり、御ゆとのくたの御はんみやうふひ

とえ衣にてゑほうむきにせられるゝ、御年玉御詠草たんす大すけ殿はしめより

進上、藤大納言殿は別段に進上、伏見兵部卿宮より干たい一はご錫一折御たる

一荷まいる、

記事の長短の差はあるものの、文体や記載方法など⑥と全く同じであることは瞭然である。⑥にある御吉書初・節分豆撒きと別殿行幸は⑥では見えないが、その他の四方拝・内侍所御神供・朝御祝・御祝・御齒固・撰家朝賀・強供御については、内容ともに⑥とまったく同じである。また、記録の眼目は、これら行事儀式に付随する進献と御祝・盃事における陪膳作法にある。⑥と同じく、四方拝など古代よりの旧儀、すなわち紫宸殿や清涼殿を中心とした表向きの儀式は傍線で示した部分のみである。ここから、両日記は、長橋局の職掌に拠った進献など言うまでもなく、室町時代以降に成立した「御祝」や「御盃事」「諸礼」などの御内儀を主として行われる新儀を記録の対象としているのである。

### 史料⑥

．．．．於二節会一者、乱来廿余年停止、至二文明十六年一被レ行二  
此平座事、非誤聞年為平座事如何、建治事也、(此庄一本無之)  
平座之処、十七年以来依無用脚停止、末代之至、為レ之如何、其外朝廷公事、諸社祭へ春

日祭日吉祭有<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup> 悉以停止、乱来之儀也、再興有<sup>レ</sup>何年一乎、雖<sup>ニ</sup>年々<sup>ニ</sup>記<sup>ス</sup>此事<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>堪<sup>レ</sup>恨、又染筆、

(『宣胤卿記』延徳元年(一四八九)正月一日条)

と、元日節会は応仁文明の乱によって公領の荒廢・侵奪や幕府よりの未進などによって必要経費を捻出できずに廢絶に近い状態となっている。しかしながら、御内儀での「御祝」の新儀は、

#### 史料⑤

……、入<sup>レ</sup>夜参内、御祝之儀如<sup>ニ</sup>例年<sup>一</sup>、三献之後了、天盃天酌如<sup>レ</sup>恒、参仕人々、源大納言、(雅行、)予、兵部卿、(宗綱、)新中納言、(久兼、)旧冬廿六日拜<sup>ニ</sup>任納言<sup>一</sup>、民部卿、(忠富、)四辻宰相中将、(季経、)賢房、菅原在数、源富仲、菅原長胤等也、……、

(『親長卿記』文明十四年(一四八二)正月一日条)

と見えるように、乱中においても行われていることが確認されるのである。表における古代よりの数々の行事儀式が廢絶するなかで、御内儀を中心とする新儀がそれを凌駕し、やがて固定化し恒例行事として定着していくのである。

#### 史料⑥

二日 晴、申剋許参内、御祝之儀如<sup>ニ</sup>例年<sup>一</sup>、大納言典侍、勾当内侍、伊与局之外不着<sup>ニ</sup>張袴<sup>一</sup>、乱後如<sup>レ</sup>此、陪膳所役之間、両三人着用云々、

(『親長卿記』文明四年(一四七二)正月一日条)

⑤は、室町時代後期の元日の御祝における女房装束の実態を示したものである。応仁の乱を境に、物理的な問題から元日の御祝において袴を着用するのは陪膳所役を務める大典侍・勾当内侍・伊予の三女房のみとなってしまい、その他の女房は袴を着用せずに参仕したとある。しかしながら、⑥の二重傍線部から分かるように、江戸時代後期においてはそれが定式化しているのである。そこで、『御湯殿』や『長橋局』は、新儀の定式化による先例の蓄積を意図して記録されたとも考えられるのである。

#### 史料⑦

……、典薬頭親就朝臣去三日申御礼、於御三間馬道御对面、恒例事也、件之道近年自御懸参入云々、然今度、自殿上経東階前参上、不被得其意之由仰候处、曾他之道無覚悟由間、御湯殿上日記等召出、其年去々年此分也、雖然猶不能承引、緩怠之間、為御罪科可被止寮頭、次座如何之由仰也、予申云々、於昇殿之身、経階前之条、強不苦坎、但所見分明之儀可申上之間、先可任近年之例条勿論坎、相支申条緩怠之至、無是非者乎、……、逆鱗猶不安間、明日於勾当局堅被召仰、至承伏者可有寛宥之御沙汰、若又猶存緩怠者、沙汰之限也、……、(『元長卿記』永正七年(一五二〇)正月十七日条)

⑦は、江戸時代初期には御内儀における一つの行事として定着した「諸礼」に関する内容のものである。年頭の賀詞を奏上すべく常御殿の御三間馬道(廊下)に典薬頭が伺候するのであるが、伺候に際しての御三間へ至る経路が問題となり、典薬頭は勅勘を蒙るのである。

後柏原天皇は、地下である典薬頭が階前を通過することは無礼として御三間の御懸より参入すべきとし、その先例を『御湯殿』に求めて典薬頭に示すのである。しかし、典薬頭は諾さずに勅勘を蒙ることとなる。㊦の傍線部分から、諸礼は未だ定式化していない過渡期にあって、その作法次第も不完全なものであったと推測される。その解決の具として『御湯殿』が供されたのである。

近世初頭の禁中御内儀を中心とした年中行事について記された後水尾院による『当時年中行事』(16)正月八日には、諸礼について、

史料<sup>㊦</sup>

・・・・、此比諸礼とて宮門跡撰家方御比丘尼衆外様衆院家諸寺の僧医師にいたるまで年始の御礼を申、慶長のはしめつかたまでは一人二人つゝ不時に参りしを近年は日をさためられてをのゝ参りあつまる事になりぬ、・・・、内々の宮門跡撰家方等は勾当

局より(※見直し)にてあり(※見直し)候也、先局にて一こんまいる、其後常御所にて御対面、・・・、外様

の撰家衆外さまの門跡衆外様の番衆院家諸寺の僧等は清涼殿の北方にて御対面あり、八幡別当本国寺清水寺本願医師やうのものは小御所にて御対面あり、

とあり、慶長年間に「諸礼」と称する行事が成立したことがわかる。そして、医師も含めて階層・身分によって厳密に対面の場所が規定されている。『当時年中行事』には『禁秘抄』や『公事根源』『後奈良天皇宸記』とともに、『御湯殿上日記』が引勘されている。また、後陽成天皇に近侍した宮内卿と称する女房の口伝も含まれている。このことから、『御湯殿』『長橋局』の両記録の共通性とそれぞれの特質を理解することができる。㊦㊧の傍線部分には撰家の諸礼について示されているが、長橋車奇(禁裏北西)より参内し参内殿(長橋殿内)で勾当内侍によって御祝御膳が供されて、御常御殿にて対面・盃事が行われたとある。

㊨に見える諸礼の定式の通りであることが確認できる。このように、近世初頭にかけて御内儀での行事儀式が確立するなかで、女房だけではなく、

史料<sup>㊦</sup>

五日 雨降、三条前大納言、大すけ殿、長橋殿大御ちの人へ禁中御内きの作法の事尋候、・・・、

(『葉室頼業記』(17)寛文四年(一六六四)四月五日条)  
㊩に見えるように、御内儀と密接な関係をもち陪膳など新儀に参任することの多い武家伝奏・議奏・職事などの廷臣に対しても、先例故実の引勘の典拠として提供すべく、規式に従って記録されたのであろう。

このように、『御湯殿』『長橋局』は、長橋局の職掌日記として、また御内儀における行事儀式の亀鑑として、長橋局という女房によって日記の性質がより公的な性格を整え、女房だけではなく廷臣の便宜にも供されていたものと考えられるのである。

おわりに

一から五まで執筆者・執筆方法について詳しく検討してきたが、結局、勾当内侍や勾当内侍付きの官女等の記録物を専門に扱う女房によって確固としたプロジェクトチームが構成され、その構成員によって執筆・編集されていたということを明らかにし得た。そして、記録物を扱う勾当内侍は、その立場から男官の記した記録物を取り集め、『御湯殿』作成に引勘していたのである。このような方法で多くの資料を引勘し執筆・編集されることによって、公事に供され先例・故実の典拠となる日記が成立し得たのである。三百五十年間、記事が一定であるのも上述の方法によるものである。女房が輪番で記していたならば、記事の一定さは保たれず、女流日記文学のように個人的感懐・感情の表出が多くみられるに至ったと思われる。以下に、今後の課題と問題点を掲げて攔筆したい。

和田英松氏<sup>18</sup>や足澤恭三氏<sup>19</sup>によって既に指摘されているが、『御湯殿』の中に宸筆と思われる部分が含まれている。

#### 史料<sup>20</sup>

文龜三基治いとこ敷為頼昇殿之時、同四年等被經御沙汰之處、基治父祖既昇殿之上者、不及是非之由、御湯殿之上御記に、先皇被染御筆一卷被見了、雖然御対面之事慥不見之間、如何之由被仰

とあるように、『御湯殿』が「御記」と示されている。しかし、ここでの「御記」とは部分的に宸筆であることに對する敬称であつて、『宇多天皇御記』と言つたような日記全体を「御記」として捉えているのではないと解するのが適當と思われる。なぜなら、原本・写本ともに外題には「御湯とのゝ上の日記」「御湯とのゝ上の記」などと記されており、また『御湯殿』が全て「御記」であるならば、わざわざ「先皇被染御筆」と示す必要はないわけである。本来は女房によって記されるべきものであるので、敢えて「御記」と示したのである。このような事は、醍醐天皇の皇后・藤原穩子による『太后御記』にも言える。「御記」と称するものの、実際は穩子皇后に奉仕する女房によって記されたものである<sup>20</sup>。

また、和田英松氏は、後柏原院・後奈良院・正親町院の宸筆が『御湯殿』の中に部分的に認められ、正親町院は『御湯殿』を抄録し儀式や行事の部類記を作成されたと示しておられる<sup>21</sup>。しかし、『御湯殿』の記録期間中において、後土御門院・明正院(女帝)・後光明院・東山院・仁孝天皇を除いて歴代の宸記が存在している。これらの宸記は、まとまった記載期間のものではなく、その多くが儀式・行事の別格的性格のものである。ここで大きな問題となるのが、宸記と『御湯殿』との関係である。つまり、宸記と『御湯殿』の相補関係の有無や朝廷における両記録の位置付けについてである。

とりわけ、松菌斎氏は先に挙げた<sup>22</sup>の記事から「先皇」(後柏原天皇が『御湯殿上日記』を執筆していたことだけではなく、集積・相伝されていたこの日記が天皇サイドで引勘されていたことがわかり、決して廷臣も利用可の開かれた日記ではなかったと推測される。つまりこの日記は女房の輪番という一見古代の公日記的な側面を持つていても、本質的には天皇自身の日記の行為と密着した存在であったといえよう)<sup>22</sup>と指摘しておられる。しかし、『御湯殿』には早い段階で廷臣によって写本が作成され流布していたことが知られ、決

して秘されるべきものではなかった。その一つに、一条家本(元龜三年記・副本)の奥書には「右ゆとのうえの記正本 禁中献上了。正本尤女房之筆也。」とあり、早い段階に禁中より一条家へと流出していたことが窺われる。後西院による禁中御文庫記録書写事業においても元龜三年分は欠本となっており、後年の禁中火災において『御湯殿』の原本が焼失(貞享九年以前の『御湯殿』は後西院による写本が遺存)し、一条家より禁中へ(原本(正本)が献納された経緯がある。よって、元龜三年分は禁中火災によっても難を逃れ、原本が遺存している。その他、藤波家本・滋野井家本・勸修寺家本・鷹司本・近衛家本・柳原家本・三條家本・押小路家(地下官人)で太政官大外記および明経博士の家本・前田家本など五十種余りの写本が知られる。『御湯殿』の流布本の数と④の記事を考え合せると、『御湯殿』は廷臣も利用可能な開かれたものであったことが分かる。それに反して、歴代の宸記は写本も皆無に等しく、京都御所東山御文庫に今なお秘蔵されている。

宮内庁書陵部には、靈元院の御蹟なる「後水尾法皇八十御賀の記」(延宝三年(一六七五)十一月十四日)の草稿本が蔵されているが、それには表紙の左端右下に小さく「女房記」と記されている。筆蹟から「靈元院宸記」とされているのであるが、文体は仮名書きであるため、一見すると女房日記に見紛う。『御湯殿』同日条を見ると、法皇八十御賀について詳記されている。何故に「後水尾法皇八十御賀の記」に「女房記」と記されたのかは不明であるが、想像を逞しくすれば、『御湯殿』の同日条の別記的な性格を有するのではなからうか。そして、実質は天皇の御蹟になるものであったが、『御湯殿』の立前上は女房が記すべきものであったので、わざわざ「女房記」と記されたのではと推測するのである。このことは、宸筆の女房奉書が遺存していることから想像できる。天皇がわざわざ仮名による散し書きで筆を染められているのである。あくまで推測の域を出ないが、室町期において女房の欠員の慢性化のために、天皇御自ら『御湯殿』の記録作業に加勢され、または不備を補われる為に『御湯殿』の別記的なものを作成され、もしくは『御湯殿』の日記記事を補完するものとして宸記を成されたのではなからうか。それにはやはり、「新儀」などに対する龜鑑の準備という喫緊の課題に迫られていることと考えられる。さらに、天皇のみならず、職事・蔵人などの廷臣による『御湯殿』執筆の加勢なども想定されるが、このことについては、次章で検討を加えたい。

福長進先生は、『栄花物語』を論じておられる中で、女房日記と歴史物語の関係を検討され、「栄花物語が紫式部日記の敦成親王誕生の記録を取用して初花巻の叙述を形成していることは周知のことだが、他に、今日遺存していない多くの女房日記が収用されている」(23)と示しておられる。このことは、近世後期における女房日記の環境と類似する。すなわち、女房間において日記の貸借が行われていたということである。そして、その実例は『押小路』に見られる。『押小路』は安政六年正月より始筆されている訳であるが、記主である甫子が何らかの理由で記すことができなかつた部分は、日記の表紙に「慶応元丑年 七月より十二月二十九日迄 越後殿心覚うつし置 甫子」とあることからわかるように、同僚の女房である命婦の越後・鴨脚昭子(24)の日記を写し補完している。表向きに携る勾当

内侍付の大御乳人としての立場から、他の女房日記の借り受けが可能となり得、また公的な女房日記である『長橋局』の執筆材料として供する必要から貸借が行われていたとも考えられるのである。この他に、甫子は「嘉永元（甲）年十月廿七日 大常会（大嘗会） 阿茶 心おほへぬき書也」<sup>(25)</sup>なるものを遺している。下級女官で御末の首座である阿茶が記したものを甫子によって写されたものである。御末は飲膳調進を主な職掌とするので<sup>(26)</sup>、当該記録もその職掌に拠って大嘗会に関わる調膳・御献・器具・陪膳について日次に箇条書きで記されている。以上のように、女房間において日記の貸借が行われていたという環境と他人の日記を借りてまで日記するという行為に、平安時代以来の女房日記の伝統的な系譜の遺存が垣間見られる。『御湯殿』も先に述べたように、多くの男官の記録とともに、今日に遺存しない多くの女房日記（『御湯殿』に収用された為に、結果として個々の女房日記は遺存しなかったとも言える）が収用されていたものと推測されるのである。

そして、『御湯殿』のように女房日記が記録的になる一因として、女性の資産管理能力が訓練され、中世の女性が実務化したことを挙げる事が出来る。論題から外れるので詳しくは述べないが、このことについて主に女性史の分野から脇田晴子氏<sup>(27)</sup>や田端泰子氏<sup>(28)</sup>が、国文学の分野から岩佐美代子氏<sup>(29)</sup>が、法制史の分野から中田薫氏<sup>(30)</sup>が、それぞれ論じておられる。先例勘考の典拠とされる『御湯殿』の執筆を女房に委ねられ、勾当内侍がその任務に応え得たのも、先学諸氏が示しておられる中世の女性の社会進出と密接に関係しているものと思われる。『御湯殿』記事中に年貢出納に関する記事等が多々見えることから領けよう。

本稿において、平安時代以来の伝統的な女房日記の系譜の上に実務化した中世の女房によって新たな日記の環境が構築され、確固とした構成員によって公事奉行に資する先例勘考の典拠たる『御湯殿』が規則的に執筆・編集されたということを明らかにし得た。今回は、勾当内侍と一部の女房にしか触れ得なかつたが、稿を新たにして中世・近世の後宮や女房制度を更に明らかにしていくつもりである。

#### 注

- (1) 是澤恭三氏 「御湯殿上日記に就て」(『歴史と国文学』第七巻五号 昭和七年十一月)
- (2) 和田正夫氏 「御湯殿上日記の研究(上)」(『国史学』第十二号 昭和七年九月)
- (3) 是澤恭三氏 「御湯殿上日記の構成」(『国史学』第四十九・五十号 昭和十九年十月)
- (4) 小高恭氏 『お湯殿の上の日記の基礎的研究』(和泉書院 昭和六十年二月)
- (5) 小高恭氏は、同著『お湯殿の上の日記の基礎的研究』の中で、明応九年四月二十八日条の「くわしくはこうたう内侍とのゝつほねにしるしおかるゝ」という記事から、勾当内侍は別に日記を記していたと述べられ、また、寛永二十一年の表題脇に「上らふ大すけ 藤ないし」という女房名が明記されていることから、勾当内侍は『御湯殿』の執筆者ではないとされている。天文五年三月十四日条に「こよひ女しよいあり。(中

略) くわしき事はへちにあるへし」や天文五年二月二十六日条「御しよくゐあり。(中略) くわしき事きろくにあるへし。大かたの事也」、大永六年六月十二日条「ふしみ殿はしめまいりて御所くおとこせうく御ゆいもつ有。へちにしろしてあり。(後略)」とあることから、『御湯殿』には別記が存在したことがわかる。『御湯殿』は、公事奉行に資する先例勘考の典拠となるものであつて、別記が存在するのは当然の事である。別記は「こうたう内侍とのつほねにしるしおかる」とあるように、勾当内侍によつて記されていたのである。以上から、却つて『御湯殿』の作成に勾当内侍の関与が注目されてくるのである。別記については、平安期に太政官の外記によつて記された公的な記録である「外記日記」に「外記別日記」といわれる別記が存在していたことが知られる。また、公家日記にもしばしば見られ、『本源自性院記』元和九年閏八月十六日条に「今晚関白宣下之事アリ、次第註別紙」とあるように、儀式などの記事は別に記されていた。

また、寛永二十一年の表題脇に記されている女房名については、『御湯殿』が編集されたもので、草稿本と清書本が存在したとする私の論の主旨からすれば、この表題の女房名は日記作成の構成員や清書を担当した女房名とも考えられ、直ちに執筆者には結びつかないのである。

(6) 脇田晴子氏『日本中世女性史の研究』(東京大学出版会 平成四年五月)

(7) 右京大夫は、三仲間(命婦の下の身分の女官)の長で、右京大夫以下三大夫は勾当内侍に専属し、内政の事に関係した。諸方へ出す書状(女房奉書等)は勾当内侍の命を受け右京大夫以下三大夫が認め、並一通りでない能書の人が多くいた。

(8) 散状について、『国史大辞典』(吉川弘文館)によれば「諸役を参勤する公卿・僧侶などの人名を列記した文書のこと、交名とも呼ばれた」とある。

(9) 下橋敬長氏述・羽倉敬尚氏注『幕末の宮廷』(平凡社 平成七年九月)、『日本国語大辞典』(第二版・小学館)

(10) 浅井虎夫氏『新訂女官通解』(講談社 平成十二年二月)

(11) 「風記」について、『日本国語大辞典』(第二版・小学館)によれば「儀式その他の諸事を行なうに先立ち、占卜の結果出た決行の日時や、予定される担当者などを記して上申する文書」とある。

(12) 「送状」について、『国史大辞典』(第二卷 吉川弘文館)には、「物品・金銭などを送りどける時に、それに添えて、または別にその品目・数量などの明細を注記して知らせる文書。送進状(そうしんじょう)・送進文・送文などとも呼び、または単に送りとのみいう。もつとも多いのは莊園年貢の送進状で、「右、所送進如件」と切紙に書かれ、端裏書としてその到来した日付が書き込まれる。預所から年貢を納めるときは「右、所納如件」と書いた納状(おさめじょう)が送られることが多い。送状でも納状でも受け取った側からは請取状が出されるのはいうまでもない。(後略)」と解説されている。慶長九年正月十五日条に「あふみのこんしよう寺よりくわんしゆ。御かうすいまいる。

長はしより文いつる。(後略)」とあるように、献上物に対して長橋局(勾当内侍)から請取状が出されている。勾当内侍の元には「送状」が届けられ、それに対して「請取状」が出されていたのである。

(13) 小玉正任氏監修、大賀妙子氏校訂・編集『幕末公家集成』(新人物往来社 平成五年二月)

(14) 『長橋局日記』の原本は、宮内庁書陵部に安政五年(一八五八)より慶応三年(一八六七)に至る十ヶ年分、二十八冊が伝存されている。また、孝明天皇記資料として、明治二十七年御内儀本を写した写本四冊が存在する。本条文においては原本を用い、適宜句読点を施した。

(15) 「御ゆとのうへの日々の記」(宮内庁書陵部蔵、函号・特―100)

(16) 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、函号・勅六七―六一―一四

(17) 宮内庁書陵部蔵、函号・葉―一〇〇四

(18) 和田英松氏『皇室御撰之研究』(明治書院 昭和十八年八月)

(19) (3)に同じ。

(20) 宮崎莊平氏『女房日記の論理と構造』(笠間書院 平成八年十月)

(21) (18)に同じ。

(22) 松菌齊氏『日記の家―中世国家の記録組織―』(吉川弘文館 平成十二年十月)

(23) 福長進先生「栄花物語と女房日記」(『国語と国文学』第六十四卷第十一号 昭和六十二年十一月)

(24) 父は、鴨社前正祝鴨脚故秀豊卿。母は、家女房。越後局と称し、六十石を食んでいる。命婦の多くは、下鴨・上賀茂・松尾・春日の社家の女や地下官人の女で構成されている。(『幕末の官廷』『幕末公家集成』)

(25) 天理大学附属天理図書館蔵、函号・三二八・八一七七。

(26) 河鱒實英氏『宮中女官生活史』(風間書房 昭和三十八年十一月)

(27) (6)に同じ。

(28) 田端泰子氏『日本中世の社会と女性』(吉川弘文館 平成十年十二月)

(29) 岩佐美代子氏「中世女流日記研究への一提言」(『国文鶴見』第十九号 昭和五十九年十二月)

(30) 中田薫氏「中世の財産相続法」(『法制史論集』第一卷 岩波書店 昭和六十年十二月)

※表

女房名	「殿」あり	「殿」なし	その他
大典侍	763	812	683
勾当内侍	32	132	8
長橋局	63	4905	18
大御乳人	0	537	0
右京大夫	0	40	0

※末尾ながら、史料閲覧に際して御便宜を頂いた宮内庁書陵部・天理大学附属天理図書館に心より感謝申し上げます。

## 第二章 近世期における女房日記の視点と方法

—長橋局による記録を中心にして—

はじめに

近世期、すなわち後陽成院より明治天皇に至る治世下において、章末の表一に示すように、禁中・後宮・院中の女房によって龐大な記録類が成された。しかしながら、女房日記であるものの、斯界においては是等の存在に関心を示していない現況にある。その多くが未刊で遺存の実態も詳らかとは言えず、中古のそれと違い、日次に記録され、文学的興味を喚起するような性格ではないことが要因であろう。

このような中で、主に中古・中世における女房日記の本質を検討された宮崎莊平氏は、近世後期の光格天皇の中宮御所(後桃園院第一皇女・欣子内親王)付き女房による「中宮御所(欣子内親王)女房日記」にも触れられ、女房日記の性格を規定しておられる<sup>(1)</sup>。つまり、醍醐天皇皇后・藤原穩子後宮において記録された「太后御記」にその祖形を求められ、後宮女房または女房であった者が女房の立場から後宮の主人と主家の慶祝事などの情況を通して繁栄を記録的に現出しているところに女房日記の本質を求めておられる。

しかしながら、近世期における女房日記は、その全てが日次の記であり、統一的な主題のもとに仕立てられたものではない。この点から言えば、同じ女房日記といえども平安期の『紫式部日記』などのそれとは性格を異にする。室町時代後期より江戸時代後期に至る約三百年にわたって禁中女房によって記された『御湯殿上日記』(以下、『御湯殿』)<sup>(2)</sup>が行事儀式書である『後水尾院当時年中行事』の資料として引勘され、また、『御湯殿』をはじめとする禁中女房による日記や光格天皇中宮・欣子内親王附女房による日記などから抜書きされて行事儀式の部類記が作成されている。このことから、近世期における女房日記は、行事儀式や公事に資するという公卿の日記と近似する性格を持つものと思われる。

本稿においては、時代を近世期に絞って、朝廷運営の組織などを視野に入れつつ、女房日記の構造について考察していきたい。なお、史料の引用に際しては、刊本・原本を含めて、句読点のないものには適宜に読点ならびに返り点を施したことを断っておく。

### 一、禁中女官制度

近世期の女房日記を論じる上において、記主の視点や位相を探るためにも、女官(御内儀)制度の理解なくして論じることができない。詳しくは、第三章において後述するが、当時の女官制度を知る手掛りとして、主に幕末期の制度を示したものであるが、下橋敬長氏「維新前の宮廷生活」<sup>(3)</sup>、河籬実英氏『宮中女官生活史』<sup>(4)</sup>が参考となる。両氏は、実質的に御内儀の運営を掌握したのは、典侍の筆頭である大典侍・内侍の首座の勾当内侍(長橋局)・

命婦の首座である伊予、命婦の次席である大御乳人と示しておられる。このうち、大典侍・勾当内侍・大御乳人による日記が、表1に見えるように、それぞれ遺存しているわけである。

河鱒氏は、大典侍・長橋局・伊予の三名を「三頭」と称すると示されているが、『押小路甫子日記』<sup>(5)</sup>以下、『押小路』によれば、

#### 史料①

一、御三頭様駿河との大御乳江御かちん一重に御のし参る、いよ殿越後殿能登殿え御かちん一重に御のし、  
(安政六年(一八五九)七月二十八日条)

一、両大すけ様長橋様いよ殿駿河とのするく一折つゝ五連、新大すけ様長橋様ハ御重服ゆへ明日進上、大御乳ハ今日ハ内々祥忌ゆへ明日するく三連上る、・・・、  
(安政六年十月二十七日条)

とあり、「三頭」とは四角で囲んだ大典侍・新大典侍・長橋局を指している。大典侍を補佐する「新大典侍」が存在し、この二名を「両大典侍」と称しているのである。畢竟するに、大典侍が二名存在したということになる。安政四年度(一八五七)の「雲井」<sup>(6)</sup>内女房には、

#### 史料②

中山故愛親卿女 大典侍 従三位續子 六十三

勸修寺故経逸公女 新中納言典侍 従四位上徳子 七十

と見え、大典侍は中山續子の一名である。しかし、文久二年度(一八六二)の「雲井」<sup>(7)</sup>内女房には、

#### 史料③

中山故愛親卿女 大典侍 従三位續子 六十八

勸修寺故経逸公女 新大典侍 正四位下徳子 七十五

と見え、安政四年においては新中納言典侍であった勸修寺徳子が、文久二年においては新大典侍に陞任していることが分かる。そして、

#### 史料④

十日 御機嫌よく、新大典侍殿従三位宣下くせんたふ、新すけの局と仰付られ候、

(『中山續子日記』以下、『中山』<sup>(8)</sup>文久二(一八六二)年十二月十日条)

十七日 御き嫌よく、新大典侍殿願之通り隠居仰付られ候、名藤大納言と下さる、黒

地しゆちん小袖御ふくかつき御地あか御ふく金十五両、

(『中山』文久二年(一八六二)十二月十七日条)

とあるように、同年に従三位に叙され隠居するに至り、藤大納言と称している。このように、大典侍が兩名存在したことが確認できるのであるが、章末の表2からも分かるように、近世初期においても複数の大典侍の存在が確認できる。即ち、慶長八年(一六〇三)の大典侍・新大典侍の兩名、慶長十二年(一六〇七)の藤大典侍(日野輝子)・源大典侍(庭田具子)・新大典侍の三名、寛永二年(一六二五)の大典侍・大納言典侍・新大典侍の三名である。因みに、表2の寛永二年に見える大納言典侍については、滋野井公廉による「女房可覚悟事」<sup>(9)</sup>に、

#### 史料⑤

- 一、大典侍は大納言典侍、権典侍は権中納言典侍といふ事なるへし、
- 一、禁中には最上の人といへとも大納言又は中納言など々称す也、

院中にも殿名(小路名也)を称らる、これいにしへよりの例也、

と見え、大典侍の正式名称であることが分かる。しかしながら、大典侍は六十歳以上の高齢者が任じられる傾向にあり、名譽職的な性格が強いように思われる。従って、実際の御内儀の経営には、主に長橋局(勾当内侍)・大御乳人が当たっていたと考えられる。このことは、女官の知行高からも理解することができる。参考までに近世初期・末期の知行について触れておきたい。近世初期においては、『御湯殿』慶長十六年(一六一一)三月十六日条に、

#### 史料⑥

十六日。女中へもちきやう。<sup>(知行)</sup>こそてまいる。女御小袖五かさね。<sup>(白髪糸)</sup>しらかのいと卅きん。

りやうち<sup>(類知)</sup>三百石まいる。大すけ。<sup>(其橋)</sup>なかはし。大御ちの人百石。残みな五十石也。

とあり、女官の中でも大典侍・長橋局・大御乳人の知行は群を抜いている。とりわけ、長橋局・大御乳人の知行が女官最高位の大典侍と等しいことに注目できよう。同年三月二十七日に政仁親王(後水尾院)が踐祚されているので、それに備えて女官の体制や知行が整備されたと推定できる。続いて、近世後期の知行であるが、『幕末公家集成』<sup>(10)</sup>に慶応元年(一八六五)の知行が示されている。それによれば、大典侍局(中山續子)が二百石、その他の典侍が百二十石、長橋局(花園総子)が二百石、その他の掌侍が百石、大御乳人(押小路甫子)が二百石、伊予局(壬生広子)が百石、その他の命婦が六十石、となっている。大典侍局・長橋局・大御乳人が共に二百石を食んでおり、優位な立場にあった。

因みに、撰関と共に近世を通して朝廷運営を担った武家伝奏・議奏は幕末期に役料として二百石を食んでいるが、大典侍・長橋局・大御乳人と同じ役料であることに注目される。

#### 二、三女官による記録の比較

近世、なかんずく幕末期に期間を同じくして、大典侍局・長橋局・大御乳人によって記

録された女房日記が残されている。これら三女官の記録を中心に繕き、女房日記の本質に迫ってみたい。

次に示す⑧⑨の史料は、大老・井伊直弼による尊攘派の弾圧(所謂、安政の大獄)によって安政六年(一八五九)四月二十七日に落飾する太閤(准三宮)・鷹司政通に関するものである。

#### 史料⑦

廿二日 御機嫌御よし、新大典侍殿薄清くなられ候の御神事申にて今日御き嫌伺ふみ参る、来廿四日別勅仰出され候ても御よしや内々御尋、大きに宜由申参る、  
(『中山』安政六年四月廿二日条)

#### 史料⑧

廿二日 太閤様御願のとをり御落飾聞しめされ候に付、極々御内々御ほしめし様にて、  
(鷹司政通)

まき絵こうしやく文匣のうちに銀地御たはこ入二くみ黄金二枚やき物三つ重ね御盃一くみ入進せられ候、  
(『長橋局日記』(11)以下、『長橋』(同日条))

#### 史料⑨

廿二日 一、たか司太閤様近左府様、  
(鷹司政通)

一、たか司右府様三條前内府なか三條実万御所旁に而御らく落飾しく当春より御願の

所今日御願之通りと仰出され候、願書儀奏衆御筆・生高朝子駿河とのに而出され候、をの

御請仰入れられ候、たか司太閤様は長々御勤勞あらせられ候、此たひは思召よらぬ御らくしよく一かう一御気毒に思しめして誠に御内々に而

一、搦尺御文之内半金二枚御煙草入(判卷)二組三ツ重御盃一組入御一箱に而  
参、  
(『押小路』同日条)

大典侍の記録である⑦には見られないものの、長橋局の記録である⑧や大御乳人による⑨には共通した落飾の記事を確認することができる。⑧⑨とも落飾に至る経緯や原因については一切語られず、記録の対象はもっぱら太閤への落飾慰勞の下賜品に向けられている。⑧⑨から、太閤へは御内儀より搦尺文匣の中に煙草入れ二組・焼物三重ね盃・黄金二枚を下賜されたことが確認できる。しかし、⑧は⑨に比べて品目の叙述が詳細である。例えば、⑨の二重傍線部「搦尺御文こ」に対して、⑧では二重傍線部「まき絵こうしやく文匣」と蒔絵の施された文匣であったことが示されている。続いて、⑨の四角部分「御煙草入」に対して、⑧では四角部分に見えるように「銀地」であることが示されている。さらに、⑨の波線部分に対する⑧の波線部分では、前者が「三ツ重御盃」であるのに対して後者では「やき物三ツ重ね御盃」とあり、後者には「焼物」であることが明示されている。

次に示す⑩⑪⑫の記事は、鷹司政通に続いて安政の大獄により安政六年（一八五九）五月三日に落飾した前左大臣近衛忠熙・前右大臣鷹司輔熙・前内大臣三条実万に関する女房日記の記述である。

史料⑩

三日四日 御機嫌御よし、（『中山』安政六年（一八五九）五月三日四日条）

史料⑪

三日 近衛前左府様（近衛忠熙）ひとより御願の御落飾御願の（一日）とをり聞しめされ候に付、極御内々御ほしめし様にて、黒ぬりまき絵（黒）こうしやく文このうちに銀地御たはこ入一つ御

文ちん一つ三つ重ねやき物御盃（黒）一くみ黄金一枚入進せられ御書にて参、鷹司前右府様へも同たん御落飾御願の（黒）とをり聞しめされ候に付、極々御内々御ほしめし様にて黒ぬり巻絵（黒）こうしやく文このうちに銀地御たはこ入一くみ黄金一まい御文ちん一対やき物御のもし入れ一つ御書にて進せられ候、是は御所労御まきれの様にもと参らせられ候、三条前内府殿へも御落飾御願の（黒）とをり聞しめされ候に付こうしやく文このうちに黄金一枚御たはこ入御文ちん入たまはり候なり、近衛前左府様御落飾とけられ御名翠山様と申候、鷹司前右府様御落飾とけまいらせられ候、御名隨楽様と申候、三条前内府殿御落飾とけられ候、御名澹空殿と申候御事議奏しゆより御とけあり、聞しめされ候事大御乳人にて申出す、夫に付近衛入道前左府様へ御きぬ三匹黄金二枚奉書にて出さるゝ、鷹司入道前右府様へも同たん（同断）にてまいる、三条入道前内府殿へも同たんにて出さるゝ、……、（『長橋』安政六年五月三日条）

史料⑫

三日 一、近衛前左府たか司前右府様三条前内府様、今日御落飾の御事御表より申入られ候、極々御内々に而かう尺文（女房奉書）之内に半金一枚御盃三枚重一組御煙草入一組御文ちん一対入前右府様参る、三条前内府様同断、何れも御一はこに而参る、表向半金二枚御絹三疋つゝ奉書（女房奉書）に而参る、（『押小路』同日条）

⑩⑪⑫を比較すれば、⑦⑧⑨と同様に、大典侍による記録には落飾について全く触れられていない。⑪・⑫の長橋局・大御乳人による記録には、落飾にあたっての下賜品が記され、内容的に共通している。御内儀より、近衛忠熙へ搦尺文匣の中に銀地煙草入一組・文鎮一对・焼物の三重ね盃一組・黄金（判金）一枚、鷹司輔熙へ搦尺文匣の中に銀地煙草入一組・文鎮一对・香合（焼物の御のもし入れ）一つ・黄金一枚、三条実万へ搦尺文匣の中に煙草入・文鎮・黄金一枚、が下賜されている。また、これとは別に、表向きに三名へ女房奉書にて絹三疋・黄金二枚が下賜されている。しかし、注意して両日記の記述を比較してみ

ると、①は②より銘々に対する下賜品の品目の叙述が詳細であり、正確であることに気付く。②の二重傍線部の「構尺文匣」に対して、①の二重傍線では「黒ぬりまき絵こうしやく文こ」とあり、黒塗の蒔絵が施されていたことまで筆が及んでいる。②の四角部分「御煙草入」に対して①の四角部分では「銀地御たはこ入」とあり、②の点線部「御盃三枚重」に対して①の点線部では「三つ重ねやき物御盃」とある。何れも、①では品目の素材や様相まで叙述されている。また、②では銘々の下賜品がまとめて記されているが、①ではそれぞれ別々に箇条書のように記されている。②では、三公に対して同じものが下賜されたように記されているが、①を見ても、鷹司輔熙へは②の点線部「御盃三枚重」ではなく、①の波線部「やき物御のもし入れ」（焼物の香合）を下賜されていることが確認できる。このように、⑧⑨と同様、落飾の経緯については無関心であるものの、それに関わる下賜品を記録の対象として、特に長橋局による記録は詳細に及んでいる。

#### 史料⑬

十八日 (徳川家茂) 大樹公上洛中御尋ねに御内々取次御使にてから金御火鉢一対青籠に御精進ま

しりの十種の御よせさかなたもふ、(尊仁親王) 親王様よりも同人御使にて黒ぬり高蒔絵

一二の御文この内に銀の御文具ぬいづふし御紙入御二くみ御きせる二本入り形の御菓子三つ参、外に親王様より昨冬御炎上のせつにたまはり候御屏風も六枚折一雙たまはり候也、(口向・執次・土山景冬) 御使土山淡路守也、

〔長橋〕元治元年（一八六四）二月十八日条

#### 史料⑭

十八日 一、大樹様御逗留中御尋に御であふり一対青籠七種御精進三種の御着取次御使に而参、親王様より御ふんこの内二つまり形の御菓子三つ御炎上後しんせられ候御屏風一双今日しんせられ、御使こなた御一所につとめ候、

〔押小路〕同日条

⑦⑫と同様であるが、⑬⑭を比較してみても、⑬の長橋局による記録は下賜品目の叙述について詳細であることが認められる。両記事には、孝明天皇より火鉢・寄せ着が、睦仁親王（後の明治天皇）より屏風や文匣二管の中に納められた文具・紙入れ・煙管・菓子、將軍徳川家茂に下賜されたと示されている。⑭の二重傍線部に対して、⑬では二重傍線部に見えるように唐金という素材の特徴が現されている。続いて、⑭の四角部分「御ふんこ」とのみあるのに対して、⑬では黒塗高蒔絵であるということが説明されている。さらに、⑭の波線部分では屏風について「一双」とみ記してあるが、⑬では六曲である旨が示されている。また、⑭では⑬の点線部分が抜けていることや、⑬では口向の執次である土山淡路守武宗が使役である旨を明示している点に注目できる。

それでは、大典侍・長橋局・大御乳人の記録の中で何故に長橋局の記録が特に下賜品や

献上品の叙述において詳細であるのか、長橋局の職掌に触れながら考えてみたい。

### 三、長橋局の性格

後光明天皇の践祚に際し、幕府の朝廷統制管理強化の一環として「禁裏附」（御附・御附（武家とも）という職制が設けられ、口向（勝手向）の監督を任務とした。旗本二名が派遣され、所司代の指揮を受けて、執次（廷臣）・賄頭（御家人）・勘使兼御買物方（御家人・廷臣）・御膳番（廷臣）・修理職（以下、廷臣）・賄方・板元諸役・鍵番・奏者番・使番番頭・小間使の口向諸役人を配下とし、禁裏の用部屋に詰めて禁中の経費出納管理・禁門警備・公家衆の監督などに当った。このように朝廷運営の一翼を担う禁裏附に対して、次のような職務規範が幕府より示されている。すなわち、『徳川禁令考』の「禁裏附役人令條」（12）に、

史料⑮

條々

一 禁中方之儀、長橋局、両伝奏江伺之上、先規之御作法を相守へし、勿論萬事周防守（※京都所司代板倉重宗）可得指図書、

……略……、

一 萬御賄方并被下物之儀、大乳人と兩人相談いたし、可三申付一之、自然分別におよひかたき所は、周防守可レ致二相談一事、

……略……、

一 萬入用おもておく共に、其役人之手前を兩人相改、是又年切に勘定きわめさせ、周防守に帳面見せ可レ申事、

一堂上并女中方、地下諸役人に至る迄、先規之作法を相背者勿論、その外何にても新規にめつらしき事有レ之は、周防守ニ申レ届レ之、江戸江可三言上一事、

右條々、可レ相二守此旨一者也、

寛永二十年九月朔日 家光 馬印

榊原三郎右衛門とのへ

中根五兵衛とのへ

と、禁裏附の設けられた寛永二十年（一六四三）に発布されている。また、同様の法令が後西天皇の即位された承応四年（一六五五）、桜町天皇代の寛保二年（一七四二）に発布されている。因みに、二条目の傍線部分については、承応・寛保発令において、

史料⑯

一 萬御遣方内外共三、以二長橋局一被二仰出一之儀、如二先規一無三疎略一可レ申二付一之、自然新儀被二仰出一有レ之而於レ難レ及二分別一者、所司代可レ致二相談一事、

となっている。⑮⑯から分かるように、朝廷経営の中でも勝手向きに関しては、長橋局に



帥(有栖川攝仁親王) 宮様へ二十枚、先々此比異国御静謐に付進しられ候、おくの文にて出る、

史料⑱

〔『中山』安政六年(一八五九)五月二十二日条〕

廿二日 ひとゐり異国一けん(九條尚忠)に付たんく御心配御くろうに御ほしめし、先此ころ

にては御静ひつに成らせられ候、めて度御まんそくにおほしめし候て、

へ黄金五枚御一箱にて進せられ、一条左府様へ白かね三十枚、二条内府様へ

黄金一枚、帥宮様へ白かね廿枚進せられ候、両役人しゆ七人へ黄金二枚

つゝ下さるゝ、別たんに極々御内々御手つから久我大納言殿中山大納言殿

正親町三条中納言殿へ銀地つゝれ織御紙入御くみ物のうちに黄金二枚入下さ

るゝ、飛鳥井侍従殿へ金十両下さるゝ、列参の堂上八十四人へ金二両つゝ下

さるゝ、別段建白の堂上六人へ同五百匹つゝ、同三拾両列参非藏人五十二人

へ下さるゝ、勤番堂上百九十二人へ同二百匹つゝ下さるゝ、八条前宰相同五

百匹下さるゝ、萬里小路前大納言殿へ金二十両御内々下さるゝ、大原三位殿

千種少将殿岩倉侍従殿富小路中務大輔殿右同たんつゝ下さるゝ、嘉永七年御

史料⑳

炎上の節関東より一萬両献上のうち五千両にて下さるゝ、〔『長橋』同日条〕

廿二 一、御拝有、内侍所当月御参り、御肴一折御鈴参、当月の御鈴宰相典侍様督典

侍様少将内侍様越後殿より上らるゝ、御くま進上、〔『押小路』同日条〕

⑱は、攘夷問題に精勤した廷臣に対しての下賜金についての記事である。大典侍の⑱にも触れられてはいるが簡単な記載であり、大御乳人の⑳には全く触れられていない。ここで注目すべきは、⑱では、傍線部分に見えるように、下賜金の出所が明示されていることである。つまり、嘉永七年の禁裏焼失の際に幕府より献上された残余を分配したということである。「萬御遣方内外共ニ、以「長橋局」一被「仰出」という職責を幕府より付与された長橋局にとって、違失なく任務を遂行している証しとして、それらを記録する必要があるのである。それは勢い、「関東」すなわち幕府に視点が向けられるようになるのではなからう

か。

史料②

三日 御機嫌よく、御祝きのふに同し、中務卿宮様御初御礼長橋車よせより御参、常御所にて二こんの御さかつき、御はいせん何も男かた、さらむしろ(※さしむしろ(差筵)か)御対面もあり、  
(『中山』文久二年(一八六二)正月三日条)

史料③

三日 ……、(和宮親子内親王降嫁)此度御慶事何かたんく色々の御事にて御内儀向はくたいの御入用多く候に付、昨冬関東へ金五千両上り候様仰立られ候所、御餘儀無御わけ(取柄)からゆへ仰立られ五千両の内半減金貳千五百両何かの御用途として此度限り別たん献上候よし、(老中連署書)関東より年寄どもの書取にて傳奏しゆよりひろうあり、…、

(『長橋』同日条)

史料④

一、御祝きのふにおなし、朝かれいあせちのすけ様衛門内侍様越後殿、…、

(『押小路』同日条)

②は、仁孝天皇皇女・和宮親子内親王降嫁の一件で御内儀より莫大な出費を強いられたので五千両の無心を幕府に申し立て、結果として、二千五百両を幕府より進献する旨の老中連署奉書が武家伝奏より披露されたという記事である。②③には、この件に関して一切触れられていない。ここからも、②は長橋局の職掌に則した内容であり、③の記事と合わせてみても、今日で言うところの一種の「金銭出納帳」「会計報告書」的な要素が含まれているように思われる。斯く考える根拠を示すならば、⑤の点線部を挙げることができる。禁中における出納は、表向・御内儀ともに、その執行状況を禁裏附が監督し、年度末に決算し、その出納簿を京都所司代に提出すべき旨が明示されているのである。そして、その出納簿の下地となるものが、長橋局による記録や長橋局(殿舎)において口向を総轄した執次による「長橋殿雑記」「長橋雑記」「禁裏執次所日記」(15)と考えられるのである。「執次」とは、廷臣によつて構成され、地下官人が兼帯した。御内儀・口向を掌握した長橋局の下で、口向諸役人(廷臣・幕臣)を統括し、口向の出納管理・会計事務に従事した。「長橋殿雑記」「長橋雑記」は後述することとして、「禁裏執次所日記」について触れてみたい。

史料⑤

廿八日(戊申)陰 ……略…

一 新御料百姓八朔御礼

昆布 一折(三)

志津川村

鯛 一折(二)

惣代

御樽 一荷  
以上 松

昆布 一折〈五〉 宇治田原村

鯛 一折〈五〉 惣代

御樽 一荷 高屋平兵衛

以上

昆布 一折〈五〉 和束村

鯛 一折〈五〉 惣代

御樽 一荷 田村

以上

右如「例年」献上、御末ヲ以奥へ上於廊下江、

〔禁裏執次所日記〕明和六年（一七六九）七月二十八日条

②の史料は、八朔（田の実・憑とも）に際しての禁裏御領所よりの献上品につて記録されたものである。御領地の惣代より長橋奏者所に届けられ、執次によつて品目・数量・献上者が記録された後に、御末の女官によつて御内儀（長橋局）に上げられている。「禁裏執次所日記」は全体的に斯様な体裁であり、「日記」というよりは、「帳簿」という方が適當と思われる。

これらの特徴は、近世初期の女房日記である『御湯殿』にも共通して言える。

史料⑤

廿日。〈はるゝ。〉<sup>（播磨）</sup>はりまのまつたいらしゝう<sup>（松平侍従）</sup>（※池田輝政）<sup>（無燭）</sup>らうそく千丁しん上申。ひ

ろはし（※武家伝奏・広橋兼勝）。くわんしゆ寺（※武家伝奏・勧修寺光豊）ひろうあり。

なかはし<sup>（長橋）</sup>より兩人（※武家伝奏兩名）まで文いつる。

〔『御湯殿』慶長十四年（一六〇九）十月二十日条〕

史料⑥

十八日。〈はるゝ。〉<sup>（徳川和子）</sup>東福門院御一回忌<sup>（高家・藤山貞政）</sup>三付将くん家よりはたけ山下総のほせられ。

せいりやう殿にて御たいめん有。御こふあわにて御さかつきまいる。<sup>（墨守・龍）</sup>てんはいたふ。<sup>（天蓋）</sup>

御太刀。馬代白かね十両進上。長橋そうしや所にてはたけ山下総<sup>（業者）</sup>御いとま下さるゝ。

白かね二十両くたさるゝ。<sup>（所明代・戸田忠康）</sup>戸田越前の守へはな。御さかな下さるゝ。

〔『御湯殿』延宝七年（一六七九）六月十八日条〕

②は、播州姫路城主・池田輝政が禁裏へ蠟燭千丁を献上し、武家伝奏より長橋局を経て

後陽成院に披露され、長橋局より武家伝奏に池田輝政宛の女房奉書が発給されたことが記されている。続いて⑤は、後水尾院の中宮であつた徳川和子の一回忌に際して、幕府より高家・畠山貞政が將軍の使者として派遣されたことが記されている。清涼殿にて対面・盃事が行われ、高家より太刀と馬代の銀十両が献上されている。そして、長橋奏者所に於いて長橋局より高家に対して帰府の許しと言ひ渡され、高家に銀二十両、所司代に花と着が下賜されている。⑤⑥とも、献上品・下賜品が記録の対象となつているとともに、女房日記といえども幕府や武家に視点が向けられているのである。

史料⑤

十二日。へはるゝ。ならのなかひかしかきのひけこしん上申。くわんしゆ寺大納言申

つき也。山しなの御たいくわんしゆまいり候て。御りやう所こんとのちんにみなく

ちんとりてあらし申候よし。長はしまてまいりて御あんない申。すなはちくわんしゆ寺

めして。てるもとへちきなきやうにと仰くたさる也。

〔『御湯殿』慶長五年(一六〇〇)九月十二日条〕

⑤は、春日社社家・中東家より竹で編んだ鬚籠に納められた柿が献上されたことと共に、禁裏御料所の山科七郷(山城国宇治郡・草高六千三百石余)(16)が関ヶ原の戦いによって荒廃した由を代官より長橋局まで注進されたことが示されている。長橋局は注進に対して、武家伝奏である勧修寺光豊を呼び出し、五大老の毛利輝元に改善を講じるようにとの命令を下している。献上品などの出納をはじめとして御料所の管理など、武家伝奏とともに朝廷運営を行う長橋局の姿が強く表れる叙述となつている。

史料⑥

十六日・・・只今迄関白職以下任職等之儀宣下以前御内慮被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候得共、以来

右御内慮御辞退被<sub>レ</sub>遊度、就ては向後被<sub>二</sub>宣下<sub>一</sub>候後其段被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候様被<sub>レ</sub>遊度

との御事に候よし、傳奏しゆへの書取にてひろうあり、

〔『長橋』文久二年(一八六二)十二月十六日条〕

⑥は、徳川幕府が朝廷統制の枢要として開幕以来保持してきた摂政関白・武家伝奏・議奏職などの任免権を実質上放棄する旨の報告を長橋局が武家伝奏を通して受けて上奏した旨が示されている。御内儀や口向に関することに止まらず、表向に関することも記録の対象となつている。これは、幕府によって保証された摂関・武家伝奏・長橋局による朝廷運営体制の存続に関わるものであり、公武両属的な長橋局にとつて、記録すべき対象とされたのではなからうか。

史料⑦

四日 酒井雅楽頭事、先月晦日江戸表發途軍艦にて上京の旨年寄ともより申越候よしひろうあり、方今当地不穩形勢の旨関東にて被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>承知<sub>一</sub>候付、御警衛松平下総守阿部播磨守戸沢上総介支度出来次第急々上京可<sub>レ</sub>致旨申付候、右は当時の形勢(阿部正善) (戸沢正実)於<sub>二</sub>関東<sub>一</sub>深心配被<sub>レ</sub>致候付、御所向御警衛等此上一際御手厚被<sub>レ</sub>致度候付、右三人上京被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候、此段御両卿(武家筆名)へ御達申候様年寄共より申越候よしひろうあり、  
〔長橋〕文久三年(一八六三)九月四日条

#### 史料⑤⑥

十八日 今朝六ツ半頃御小座敷御前にて関白様尹官様大すけ殿長橋をめし長州のはん中此度の願ゆるされず候せつにはいか様の事も致候半も計かたく候よしにて、右のよし兩人へ心得候様の御事にあらせられ候、・・・、長州のはん中(藩)ゑい慮にそむき人はた山崎邊に陣たてを致候ておひたしく籠り居候まゝ、とふそく御さたの御とをりにつゝしみ御請申入候てとふそく天下泰平世上一同おたやかにてなをく御機嫌よく御壽命御長久様の様に内侍所へ御祈祷仰付られ御初穂白かね七枚参る、御くままいる、  
〔長橋〕元治元年(一八六四)七月十八日条

⑤⑥ともに、幕末の容易ならざる政局を示したものである。特に⑥に注目してみたい。元治元年(一八六四)七月十九日に勃発する禁門の変の前日の記事である。文久三年八月十八日の政変以後、京都での地位が低下した長州藩は、形成挽回のため藩主父子の雪冤・尊攘派七卿の赦免を願ったが不許可となる。さらに元治元年六月、池田屋事件で藩士が殺されたため、福原越後・国司信濃・益田右衛門介ら三家老が兵を率いて上京して、会津・薩摩両藩の兵と京都御所の蛤御門付近で戦いとなる。斯く風雲急を告げる緊迫した禁中の様子が克明に記されている。特に、御常御殿の御小座敷に関白・二条齊敬、中川宮朝彦親王とともに女官である大典侍・中山續子、長橋局・花園総子を召して、今後の方策について勅問が下されていることは特記に値しよう。朝廷運営に実質的に携わり、公武間の交渉を行い、時局を熟知している長橋局であるからこそ勅問に与った訳である。勢い記録の対象が政局にまつわるものに向けられるのも頷けよう。

#### 四、女房日記の重層性について

これまで、大典侍・長橋局・大御乳人による記録を比較検討してきた。⑤で確認したように時局についての勅問に与った三頭の上首である大典侍の記録は詳細を極めず、簡単な記述に終始している。これについて、次の記事を見てみたい。

史料⑥

廿五日 御き嫌御よし、將軍宣下御する、濟関東使御対面、御(服)ふく男かた、酒

井(推来頭)うたのかみ(高家)こうけ宮原撰津守大すけへも白かね五枚、返し御まな一折、けん上物何

か長橋殿御とめ(御)に委し、  
〔『中山』安政六年(一八五九)正月二十五日条〕

⑥は、十四代將軍・徳川家茂の將軍宣下が行われ、幕府より御礼として高家が派遣された一件について記されたものである。しかし、献上物などの詳細に関しては、傍線部に見えるように、長橋局の記録に譲られている。この記事から、長橋局による記録が如何なる性格を持つものかを理解することができる。長橋局による記録は、主に進献などの出納について記録されるべきものであり、それは個人的な備忘録ではなく供覧される公的な記録であったのである。それ故に、大典侍の記録では関東使よりの進献については省略され、長橋局の記録に譲られた訳である。

史料⑦

二日 今日さ(備州・藩久光)つ州より献上米大すけ殿はしめする(中山横子)か殿迄十石つ、拝領、御兒兩人(女殿人・生藩型)

七石つ、(明治天皇母・中山横子)新宰相殿九石、三仲間廿三人六石つ、隠居大瀧へ五石、御雇

二人茶くみ四石つ、(權司)ひつかさ二人三石つ、仲居二人二石つ、御(權)やとひ二

人一石つ、下さる、(隠に親去房・上藩・田江藩子)高松殿はしめお八を御れう人はしめおまき御

れう人はしめち(權兼)はつ(權兼)のしゆ迄も夫々下さる、書付は別に委し(權兼)くとめ置候なり、

〔『長橋』文久二(一八六二)年十一月二日条〕

史料⑧

十九日 当春大樹公上洛に付御所邊御手薄の儀見聞深恐入、以来乍(權)聊十五萬俵上納の旨言上(權)有之候、就ては諸臣一同へ年々可(權)頒賜旨仰出され候に付、  
此ほか地下向おひた(權)しく候へとも別帳に悉し、

〔『長橋』文久三年(一八六三)七月十九日条〕

⑧は、薩摩の島津久光より禁裏に一万石が進献され、女官一統に分配されたことが記されている。そして、⑥は幕府よりの十五萬俵進献に際しての堂上・地下に対する分配について示されたものである。いずれも、傍線部に見えるように、別記が作成されていたことが確認できるのである。それでは、その別記とは一体如何なるものであったのが問題となる。

宮内庁書陵部に禁裏附の下で実質的に口向を総轄した執次による記録が遺存している。すなわち、勢多章宜による「長橋雜記」(寛政年間、函号二五二―二二)、勢多章武による「長橋殿雜記」(天保十年―十三年、函号二五二―二七)である。いずれも、献上物や下賜品の品目・数量・宛名を箇条書きに記した出納帳のようなものである。次に掲げる②が、その一例である。

史料④

御引移御当日

(光格天皇)  
上様

(後深町院)  
仙洞様

(春丸内院・一橋皇)  
大宮様

右生綱一折つゝ

但御まなはお阿茶え御頼

御文は右京大夫え御頼

御使はお阿茶取斗にて御使番参ル

倫宮様

欽宮様

右錫 一折 三連つゝ

臺四立脚二枚居

御局にて相調奥え廻ル

内侍所え

御使中村伊織

御初穂金百疋

目録紙中鷹式枚呉服所にて取斗

鯛 一折 拾連

昆布 一折 五連

御酒 五斤 荷桶式

右横目録・呉服所にて取斗出来

・・・後略・・・

(「長橋雜記」寛政四年(一七九二)六月二十五日条)

とあるように、長橋奏者所に届けられた献上物や長橋局から出される下賜品などが克明に記されているのである。題名からして、長橋局による記録の雑記である訳であり、別記的な性格を帯びている。先ほどにも述べたように、長橋局は禁裏附とともに朝廷経営を行った訳であるが、その長橋局という朝廷の家政機関のもとで局の職務を補佐し口向きを総轄した執次によって、「長橋」と題する記録が作成されたのである。従って、②③に見える

別記とは執次による記録と捉え、長橋局による日記は、主従関係で言うならば「従」たる執次の記録によって補完されていたと考えられるのである。『長橋』には重層的な構造を見ることが出来るわけである。

#### 五、長橋局による「別記」について

前節において、『長橋』には、進献・金銭出納に関わる事項について「別帳」が作成され、本記を補い後鑑に備えられていたことを指摘した。そして、それは長橋局の配下である執次によって作成されていたことを示した。しかしながら、『長橋』の記録期間中(安政五年より慶応三年)に、記主である高野房子によっても別記的な記録が作成されている。「参内殿御別殿満二付御礼祝留」(17)(以下、『参内殿』)と称するものである。内題には、「文久二年十二月九日 参内殿 御別殿満二付御礼申入御盃献上何かの覚 房子」とある。丁数にすれば六丁余りで、

史料⑤

内侍所え

御初穂百疋

鱧 一折

右献上

御所え

御衝立 一箱

御盃台

生鯛 一折

右献上

親王様え(後仁親王・明治天皇)

唐金御手あふり 一箱

御盃台

生鯛 一折

准后様え(九条房子)

同断

右けん上

敏宮様え(奉天皇皇女・桂宮・孝子内親王)

かうしやく文匣之内二

御扇二本

御所え  
御盃

御膳二汁六菜

後たん温飴御膳後

御吸物 三通

御鉢肴 三通

御水之物 一通

右けん上

親王様

准后様

同断つゝ

右献上

関白様

御盃台

御吸物 二通

御重肴 三組

御鉢肴 三通

右上候也、若御参り無御不参に候得は、

御盃台

御よせ肴三種 一折

使は使番にて上候也、

・・・、

此外おひたゝしく候得とも、用掛執次待の方に留候こと故、別たん留置、と、「別殿行幸」すなわち方違え行幸に際しての天皇・東宮・女御をはじめとして関白や女房衆・武家伝奏・近習内々外様の各番衆・非蔵人・詰番への進献・饗膳内容が箇条書きで記されている。そもそも、題名の「参内殿」とは、安政度御造宮内裏では禁裏の北西に位置し、長橋局の殿舎に付属する形となっている(18)。摂家・親王・將軍参内に際しては、この参内殿から昇殿し、まず長橋局において接待を受けることが恒例となっている。因みに、長橋局は他の女房のように対屋の局を居室とするのではなく、参内殿を含む「長橋殿」という一つの殿舎を居室として専有し、そこで御内儀の執務を執り行っていた。

後水尾院による『当時年中行事』(19)には、

史料⑥

一、別殿の行幸はいつれの御殿にても吉方次第用らる、但对屋は上らふのかきり勾当内侍局までは有例、内侍以下は平生にても行幸の例なし、

と見え、別殿行幸に際しては、上藤女房や勾当内侍(中藤で上藤格)の局なども方違え所の対象となったのである。要するに、『参内殿』は、長橋局への別殿行幸に関する別記なので

ある。その内容は、先に述べたように、長橋局より天皇をはじめとする諸方へ向けての進献や饗膳についてのものである。この『長橋』の「別記」的な帳簿は、別殿行幸が参内殿で行われる折の先規の典拠として備えられたのであろう。

ここで注目されるのが、傍線部分である。『参内殿』は、執次によって作成された帳簿から長橋局によって抄出されたものであり、執次による帳簿は『参内殿』より分量の多い詳細に記録されたものであることが示されている。執次によって記録されたものを、長橋局によって必要な箇所が抜き書きされて、手元に置かれ便宜に供されたのである。ここから、奏請伝宣をはじめ進献・金銭出納管理などの長橋局の職掌において、その煩瑣な実務については、執次によって行われ、それに付随する記録も執次によって行われていたと考えられるのである。両者の記録は相互に援用されるとともに、執次の関与する事項についてはその記録に譲られ、それに『長橋』は支えられていたのである。長橋殿・参内殿に附属する奏者所には諸方からの進献物が持ち込まれ、同所に詰める執次などの口向役人によって逐一記録され、長橋局に届けられる御内儀・口向きの仕組みも鮮明となる。

#### 六、記録の貸借と重層性について

第五節では、『長橋』に別記が存在し、長橋局の配下である執次によって補完されるという一種の重層性について触れた。これに関連させて、女房間や女房と口向役人との記録の貸借・相補の関係について検討してみたい。

次に示す④は、「享和四年(※文化元年)七社奉幣 宇佐勅使・改元等長橋心覚書抜写」(20)と題するもので、三冊のうちの三冊目である。これは、長橋局の配下の女房で、第一節の④でも触れた御飲膳調進を職掌とする御末衆の首座である尾張(阿茶)によって長橋局による記録から抄出されたものである。

#### 史料④

十二日 宇佐八幡様御勅使御下向ニ付御神事入、今朝より御殿内御精進、四月十二日

中十三日御精と(進・脱カ)けられ、右のよし仰出され夫く申渡ス、

(文化元年(一八〇四)三月十二日条)

と、宇佐奉幣使発遣の神事に際しての精進期間に関することが示されている。前に触れたが、御末は天皇の飲食物を調進する奥御膳番であるので、神事での精進に際して器具や御清所(台所)の竈の灰・火に至るまで清いものに入れ換えなければならない(21)。火や灰に關しては、禁裏御用餅司の川端道喜より清火と灰を納めることが規式となっているので、御末は道喜への手配をはじめとして御清所全般にわたる精進に務めねばならない。従って、御末にとって必要な精進の期間のみが抜き書きされたものと思われる。ここで重要であるのが、長橋局による記録が『長橋』の始筆される五十四年前にも存在し、それは供覧されるべきものであったということである。一冊目の④の同日条には、

史料⑧

此度宇佐宮へ奉幣使二付、今はん御神事入、ふくしや<sup>(服者)</sup>出さるゝ、十五日の朝迄御<sup>(深)</sup>けつさい、十五日より三十日にいたりては護持僧并滅罪所二あらさる僧尼雜髮の女房

参内くるしからず候、御殿さうしん也<sup>(精進)</sup>、神宝御内く御覽しられ候、藤ないし殿長門殿

治部とのさからるゝ、

と、神事潔斎の期間が示され、神事期間中における重軽服などの服者や僧尼の扱いが記されている。⑧は⑨と抄出箇所が異なる。どの女房によって抄出されたのかは不明であるが、様々な階層の女房によって『長橋』は御内儀の規式の典拠と目され、引勘されていたものと推測するのである。因みに、二冊目の同日条は⑩とほとんど同じであるものの、

史料⑨

此度宇佐宮へ奉幣使二付、今はんより御神事入、ふくしや出さるゝ、十五日の朝まで御けつさい、十五日より三十日にいたりては護持僧并滅罪所にあらさる僧尼雜髮の女房参内くるしからず候、御殿御さうしん也、藤ないし殿長門殿治部とのさからるゝ、小御所にて神宝御内く御覽しられ候、

と、傍線部分のように、いささか正確で原本に近いものと思われ、⑨⑩と別の女房によって抜書きされているのである。

また、長橋局の配下である大御乳人は、『押小路』の元治元年(一八六四)の表紙に

史料⑩

元治元年甲子 七月より十月十日中 心おほへ 此内に十月十一日より越後殿心覚うつし置候 十二月廿八日迄なり 甫子

とあり、同僚の女房・越後(命婦・鴨脚昭子)による日記を借覧していることが分かる。『押小路』の記主・押小路甫子は、この他に「嘉永元年大嘗会阿茶心覚抜書」(22)なるものを記している。題名の通り、御末衆の筆頭である阿茶による記録から抄出しているのである。

内容は、

史料⑪

廿八日

一、大常会御神事明朝より、御新調二出来候銀梨地のみなく<sup>(上げ)</sup>あけ候やう御こしらへ<sup>(拵)</sup>

致候、御棚の□御板の間御くわし<sup>(菓子)</sup>の御棚御清めに出候、御先例の所はいかゝなから

此たひはふくしや<sup>(服者)</sup>ことのほか多候二付、御清めに出し申候と御申附也、御次の御台

子すへてとくと御清め致候、

一、御膳の御台子ふる申類は新常会御丸火のをあげ置候、

一、大常会御神事二附先例のよし、瀬戸物の外にいろく出来候、くわしくは勘使帳にあり、

一、御湯殿、御たらい御茶わんおけ御手おけ類も上り候、是もまかない帳にくわしく有、

(嘉永元年(一八四八)十月二十八日条)

と、大嘗会に際して禁裏・御清間(御台所)における御膳所や膳具・器具の清めと新調に関するものである。第一節の①からわかるように、御末は大典儀式で配膳の役送に奉仕する二の采女・三の采女を務めるので、なおさら大嘗会に関わる記録が用意されたのであろう。ここで、傍線部分に注目してみたい。阿茶は、朝廷の勝手向きにおいて物品発注・納入・購入など会計事務を職掌とする賄頭と勘使(京都に派遣された幕臣・御家人で禁裏に詰める口向諸役人、禁裏附・執次の配下)の記録を参看し、両役人の職掌に関わることは、彼の職掌日記に譲っている。阿茶の記録も長橋局の記録と同様に口向役人の記録に補完されており、また、相補の関係が推測されるのである。ここから、江戸時代後期には、上中級女官のみならず、下級女官で御飲食の調進を職掌とする御末衆にも職掌日記が存在し、首座である阿茶(尾張)によって作成されていたことが明らかとなる。そして、女房間、または女房と口向役人との間で幅広く記録の貸借が行われ、相互に補完されていたことも窺い知れる。

大御乳人・甫子は、孝明天皇の東宮時代に御乳人として近侍していたが、その折に「天保十五年辰年五月二十二日 春宮様御元服二付関東よりしんけんのおくはりの心覚 甫子」(23)と称する別記を作成している。内容は、

史料④

一、関東より銀三百十枚献上のおくはり、

一、内侍所え銀 一枚

一、御所え銀 五枚

一、女院様え銀 貳枚

一、准后様え 同断

一、敏宮様え 同断

一、関白様え 同断

・・・後略・・・

と、春宮(熙宮・のちの孝明天皇)の元服に際して幕府よりの献上銀の御所向き一統への分配に関するものである。㊦と同様に、形式的には金銭出納帳簿のようなもので、宛所と分配金額が簡条書きで示してある。孝明天皇踐祚後に甫子は「大御乳人となるが、さらに「嘉永六年十一月十一日 和宮様御紐直の心覚 甫子」(24)と題する別記を記している。

おわりに

長橋局による職掌日記については、『後柏原院御記』(25)永正三年(一五〇六)正月四日条に、

史料㊦

・・・、今夜別殿行幸外様之儀也、此事先皇御代明応四年正月三日外様行幸也、此外

者内々之行幸許也、女中日記御脈之様并出御之様不詳依聊不審有之、然伯二位申、

御装束者引直衣草鞋之由申、又中御門大納言申、後花園院御代出御者必清涼殿云々、

依今夜其分奉行申沙汰也、民部御典侍先代勾当職時局之日記有之、今日召出見之、  
掃部寮(廿疋)常灯(十疋)内豎(廿疋)部屋之衆(十疋)已上此分記之、依掃部寮ニ下行之处明応之度者別殿黒戸也、然者廷道不多、今夜者大典侍局之間其道頗遠、依下行加増之由欲申、申所非無理、依可有加増之由奉行問答云々、・・・、

と見え、室町時代後期にも存在したことが確認できる。恐らく、近世後期に至るまで代々の長橋局によつて職掌日記が作成・書き継がれたものと思われる。そして、その内容的も今まで述べてきたように、職掌に拠つた金銭出納に関わるものであったことが分かる。また、この長橋局による記録が『御湯殿』そのものを指すものとも推測され得るが、この点については今後の課題としたい。さらに、江戸時代中期には「後桃園天皇大御乳覚帳」(26)なるものが存在し、長橋局とともに大御乳人の職掌による記録も代々の大御乳人によつて書き継がれていたものと思われる。

以上に多くの史料を掲げて論じてきたが、近世期における女房日記、特に長橋局や大御乳人による記録は、その職掌柄、進献や下賜品に関する内容が中心となつていて、これを確認した。なかでも、長橋局による記録は品目の特徴や素材にまで筆が及んでいる。そして、その視点は、禁裏・御内儀のみが対象ではなく、公武関係における「武」、すなわち幕府にも強く向けられている。幕府は、朝廷統制政策のなかで禁裏附を創設し、京都所司代・武家伝奏・長橋局とともに朝廷の実質経営に当たさせた。その際に、幕府より出された禁裏附への職務法規の反射的利益によつて、長橋局の職権が幕府によつて保証されたのである。それゆえに、御内儀という禁中の奥向に位置する空間において記録されつつも、長橋局の

記録には時々の政局にまで筆が及んでいるのである。近世期の女房日記、なかでも長橋局や大御乳人による記録は、主人と主家の慶祝事などの情況を通して繁栄を記録的に現出するという文学史的概念とは一線を画し、むしろ、女房の職責に拠った職掌上の記録・業務日誌的な性格を強く持つものと言える。幕府権力を背景にして絶大な権力を振るった長橋局は、口向諸役人を配下として従えらるとともに、女房日記を重層的な構造へと発展させたのである。折しも、江戸時代後期は女房間で日記の貸借が活発に行われ、抄出され、別記が作成されるなど、古記録学史上において女房日記が成熟し構造的に確立された時代であった。

注

- (1) 宮崎莊平氏『女房日記の論理と構造』笠間書院、平成八年十月。
- (2) 『統群書類従』統群書類従完成会。
- (3) 下橋敬長氏・羽倉敬尚氏『幕末の宮廷』平凡社、平成七年九月。
- (4) 河鍮実英氏『宮中女官生活史』風間書房、昭和三十八年十一月。
- (5) 『日本史籍協会叢書』東京大学出版会。記主・押小路(中原)甫子。天保六年(一八三五)七月十日に儲君(統仁親王・のちの孝明天皇)の御乳人として出仕。践祚に際して、命婦に補され大御乳人に任じられる。
- (6) 宮内庁書陵部蔵、函号・二六五—一〇六八。
- (7) (6) に同じ。
- (8) (5) に同じ。記主・中山續子(元、愛子)。儲君(恵仁親王・仁孝天皇)上臈として文化四年(一八〇七)八月に十三歳で高松と称して出仕する。仁孝天皇践祚後は典侍に補され、宰相典侍・大典侍を経て、弘化三年(一八四六)の孝明天皇践祚に際しては、上臈に任じられ典侍局と称す。
- (9) 京都大学附属図書館・中院文庫、函号・中院本一4—36。
- (10) 小玉正任氏監修・大賀妙子氏校訂編集『幕末公家集成』新人物往来社、平成五年二月。
- (11) 宮内庁書陵部蔵、函号・四五九—一〇三。記主・高野房子。天保十一年(一八四〇)三月十四日に東宮(統仁親王・のちの孝明天皇)の中臈として右京と称して出仕、践祚に際して掌侍に補され新掌侍と称する。安政五年(一八五八)十一月二十三日に勾当内侍に任じられる。
- (12) 石井良助氏編『徳川禁令考』創文社、平成二年十一月。
- (13) 石川和外氏「禁裏付武家 朝廷内の旗本」(高埜利彦氏編『身分的周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、平成十九年七月)。
- (14) 『大日本近世史料』、東京大学出版会。
- (15) 宮内庁書陵部蔵、函号・F10-101。
- (16) 奥野高廣氏『皇室御経済史の研究(後篇)』中央公論社、昭和十九年六月。
- (17) 宮内庁書陵部蔵、函号四一三—三七〇。

- (18) 藤岡通夫氏『京都御所「新訂」』(中央公論美術出版、昭和六十二年十月)  
(19) 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、函号・勅六七―六一四。  
(20) 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、函号・勅一五二―四二―一―三三。  
(21) 京都市左京区下鴨の「川端道喜」の第十五代故川端道喜氏夫人・安子氏の御教示による。さらに、林淳一氏「江戸期の宮廷と菓子―粽屋道喜の文書から―」(同志社大学出版部、昭和六十三年十一月)を参考にした。  
(22) 天理大学附属天理図書館、函号・三三八・八―七七。  
(23) 外題には「大御乳人甫子雑記」とある。宮内庁書陵部蔵、函号・明―一二〇。  
(24) (23)に同じ。  
(25) 東京大学史料編纂所蔵、京都御所東山御文庫記録謄写本、函号・二〇〇―一―一―一四〇。  
(26) 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、勅一八二―六―二―一五。

※史料閲覧に際しては、宮内庁書陵部・京都大学附属図書館・天理大学附属天理図書館に格別なる便宜を頂いた。また、京都下鴨・川端安子氏には禁裏御用餅司・川端道喜について御教示を頂いた。末筆ながら、厚く御礼申し上げます。

○表1 近世期における女房日記一覧

禁 中	後 宮 (女御・皇后・中宮・大宮御所)	仙 洞 御 所
<p>御湯殿上日記  藤大典侍日記(戦災により焼失)  後桃園天皇大御乳覚帳  (命婦・大御乳人)  長橋局日記  中山續子日記  (大典侍、「心おほえ」)  押小路甫子日記  (命婦・大御乳人、「心おほえ」)  鴨脚昭子日記(命婦)  大御乳人日記  (命婦・大御乳人)  伊予局日記  (命婦・小槻盈子)  阿茶心覚抜書等  (命婦・押小路甫子)  御内儀日記  (内侍・高野保子)  孝明天皇女房房子日記  (内侍・高野房子)  庭田嗣子日記(典侍)</p>	<p>中宮欣子内親王御所女房日記  (光格天皇中宮・欣子内親王女房)  中宮欣子内親王御所万心おほえ  (同上)  中宮欣子内親王女房鎗子日記  (中宮御所女房・下藤、岡本鎗子)  中宮欣子内親王女房鎗子雑用留  (同上)  皇太后欣子内親王女房鎗子日記  (同上)  皇太后欣子内親王女房業子日記  (中宮御所女房・下藤、森業子)  新清和院女房日記  (皇太后・欣子内親王女房)  女御繫子附女房日記  (仁孝天皇女御・鷹司繫子)  繫子附女房日記  (同上)</p>	<p>院中御湯殿上日記</p>

○表2 近世初期に於ける禁中女官の構成人員（『御湯殿』『言経卿記』）

	典侍(定員4名)	掌侍(定員4名)	命婦(定員7名)	御下衆	御雇
慶長5年 (後陽成天皇)	新大典侍・権典侍・ 女典侍・新典侍	長橋局(勾当内侍)・新 内侍	伊予・大御乳人	かめ・竹(女孀)、阿茶(御末)、右京大夫(御服 所)、まみ・五々・たと・小屋々(供御所)、高橋、 かゝ	御みつ御寮人(広橋兼 勝女・典侍格)・御まん 御寮人(命婦格)
慶長6年 (後陽成天皇)	権典侍・女々典侍・新典侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳人・ 出雲	阿茶・得銭・アヤ・ウメ・カ・ネ(御末)、鶴・ 龜・玉・竹(女孀)、右京大夫・新大夫(御服所)、 五々・小屋々(供御所)、まみ・茶々、アゴ、ナカ、 コヤ、高橋、大隈、ヤ、山國	御みつ御寮人・御さち 御寮人
慶長8年 (後陽成天皇)	大典侍・新大典侍・権典 侍・女々典侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳人・ 出雲	阿嘉加(御末)、五々・たと・小屋々(供御所)、御 あこ、御こや、高橋	御みつ御寮人
慶長9年 (後陽成天皇)	新大典侍・権典侍・女々典 侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳人・ 出雲	梅・カ(御末)、右京大夫・新大夫(御服所)五々・ たと・小屋々(供御所)、御あこ	御みつ御寮人・御ちや う御寮人
慶長12年 (後陽成天皇)	藤大典侍・源大典侍・新大 典侍・権典侍・女々典侍	長橋局・藤内侍・菅内 侍・中内侍・平内侍	伊予・大御乳人・ 出雲・讃岐・土佐・ 下野	阿茶(御末)、新大夫(御服所)	
寛永2年 (後水尾天皇)	上藤・大典侍・大納言典 侍・新大典侍・権大納言典 侍・権典侍・新典侍	長橋局・中内侍・新内侍	伊予・周防・美作・ 土佐・下野・伊勢	中務、右京大夫(御服所)	
天和3年 (靈元天皇)	大典侍・大納言典侍・権典 侍・新典侍	長橋局・少将内侍・新内 侍	伊予・大御乳人・ 淡路・近江	右近、小弁、右京大夫・大夫(御服所)	御ひさ御寮人(五條為 庸息女)
貞享3年 (靈元天皇)	大納言典侍・大夫典侍・新 典侍	長橋局・菅内侍・新内侍	伊予・大御乳人・ 淡路・近江	小弁、右近	

### 第三章 近世期における禁中女官制度と御内儀の行事儀式書について

—長橋局を中心にして—

はじめに

宮廷女官の制度史的研究については、主に古代を中心として、野村忠夫氏<sup>(1)</sup>や須田春子<sup>(2)</sup>・角田文衛<sup>(3)</sup>・吉川真司<sup>(4)</sup>などの諸氏による御先業を知ることができる。それは、律令制下における女官の役割などの制度的研究にとどまらず、天皇の配偶者としての女官、菓子の変など政治史の中で女官を扱ったものなど、多角的な研究が蓄積されている。国文学の分野においても、『源氏物語』や『栄花物語』などをはじめとする王朝女流日記文学の研究のなかで、女房に関する歴大な研究成果が積み重ねられていることは言を俟たない。しかしながら、中世以降、朝廷式微のなかで女流日記文学が影を潜めるといふ環境にあって、史料制約なども重なり、宮廷女官の実態については詳らになされていない。このような中で、奥野高廣<sup>(5)</sup>・吉野芳恵<sup>(6)</sup>の両氏によって室町時代後期の禁中女官の氏名・職掌について考察がなされている。とくに、吉野芳恵氏は、奥野氏の研究をさらに発展させ、応永期から大永年間にかけての勾当内侍の氏名・出自について検討するなかで、東坊城家・南家高倉家などの特定の家を出自とする女によって「相続」されることが慣習となっていたことを明らかにされている。しかし、奥野・吉野両氏の研究は氏名・出自を中心としたものである。制度的理解という点においては、十分とは言えない。以後、研究史的に空白の期間が続く。時代は下って、一条家の諸大夫であった下橋敬長氏が晩年に宮殿の制を述べた『幕末の宮廷』<sup>(7)</sup>が今日における近世期の女官制度理解の基本となっている。つづいて、河籾実英氏が、下橋氏の述べた踏まえ、史料に照らしつつ、幕末・明治期に典侍・掌侍として奉仕した女官から往時の制度の示教を得て、検討を加えておられる<sup>(8)</sup>。しかし、これらは述べたや伝聞的なものが大半を占め、史料制約からすると実証性に乏しい。この問題点の克服を試みられたのが、高橋博氏である。氏は宮内庁書陵部に蔵される「後桃園天皇大御乳覚帳」「禁裏執次所日記」「柳原紀光日記」「後桜町上皇仙洞日記」「欣子内親王女房銷子雑用留」等の女房日記や廷臣の職掌日記を調査・検討され、近世中・後期における典侍や掌侍、下級女官である命婦・女蔵人・御差・三仲間、禁中・仙洞・大宮・中宮御所における女官の実態・制度について説明されている<sup>(9)</sup>。本稿においては、これらの先業に教示を受けつつ、研究史の谷間を埋める試みの一つとして、史料制約の少ない近世前中期の御内儀の様子を中心に検討し、近世期の女官制度の変遷を概観してみたい。さらに、近世に至って女房の職掌に拠った年中行事・儀式書や作法書が多く作成されている。天皇とそれを囲繞する女官によって形成される禁中奥向き「御内儀」という場の性格を確認・理解し、そこで行われる奥向きの行事も視野に入れ、女官制度の解明につなげたい。

なお、史料の引用については、適宜に読点・返り点・注を施したことを予め断っておく。

## 一、御内儀の制度的画期について

まず、幕末期の御内儀の官制について、河鱒氏の研究成果に基づいて、整理して示してみたい(10)。

①尚侍ナシノカミ—特殊地位で、稀に大典侍へ贈官が行われる以外に任じられた者はいない。実際には典侍が最高位。

②典侍スエテシ—定員は基本四名で、平公家である羽林家名家の中で正二位大納言直任の家の息女が任じられた。筆頭を「大典侍オオスケ」と称し、奥向の最高権威者で総取締であった。一般に典侍は天皇の御前向の御用を奉仕した。

③掌侍ナイン(内侍)—定員は基本四名で、筆頭を「勾当内侍コウウナイン(長橋局)」と称した。勾当内侍は、近世期において公武両方面の人々に知られ、外に対して最も睨みがきく位置であった。更に、大典侍よりも実際に活動し得る地位にあり、その地位に相応しい手腕を求められた。女房奉書は勾当内侍によってなされ、諸方よりの献上物も勾当内侍宛とされた。

④命婦ミョウフ—七名で、配膳などの後宮雑務に従事した。筆頭を「伊予」、次席を「大御乳人オオチノヒト」と称し、以下の命婦は国名でもって称された。伊予は大典侍・勾当内侍と共に「三頭」と呼ばれ奥向の下級事務官である。大御乳人は長橋局の事務補佐を職務とした。命婦には、地下の息女が任じられた。また、伊予は壬生官務の息女と決められていた。

⑤女蔵人ニョクロウ—奥向の雑務に従事し、国名で以って称された。

⑥御差オサシ—女蔵人の下席で、職務は天皇の便所の随従や御拝診の際の医師導引を掌った。

⑦三仲間ミナカマ—三仲間とは、御末・女孀・御服所(一名御物仕)の三女官を指す。

・御末オスエ…定員八人で、筆頭を「阿茶アチャ」と称し(十年勤続すれば「尾張」と称した)、次席を阿嘉加アカカと呼んだ。主に御飲膳調進を掌り、大典儀式の配膳役送を奉仕す

る采女の中で二の采女と三の采女には阿茶と阿嘉加が奉仕した。

・女孀ニョウゴ：定員八人で、奥向の諸布設・御道具・油炭を掌った。筆頭を茶阿と称した。

・御服所ゴフクドコロ(御物仕とも称す)：御衣の裁縫ならびに書記の事を職掌とする。筆頭を右京

大夫と称し、筆頭以下三人を三大夫と称した。そして、右京大夫以下三大夫は、勾当内侍に専属して内政の事に関与した。諸方へ出す手紙は勾当内侍の命を受けて御服所の者が認めるため、能書力を要求された。また、撰家や親王・大臣・将軍が参内の節に参内殿(長橋局に附属の殿舎)の御車寄の御簾を上げるのも職務とされた。

⑦ 表使オモツカイ—磯浦・江坂の二人で、表並びに口向等と交渉することを職掌とする。

⑧ 東豎子アツマウラウ(東孀) —行幸の時に御供をする特殊な官職。

⑨ 茶汲チャギミ—御差以上に召使われる者で、御末の阿茶・女孀の茶阿を部屋親として、御末・女孀の中に欠員があった時はこれに補任された。

⑩ 供御所クゴシヨ(櫃司ヒツカサとも) —二名で、一人を供御クゴ、もう一人を小屋々コヤヤと称した。薪水のことを職掌とする。

⑪ 仲居・茶之間サツシシ・ンワシ—雑仕とも称した。仲居は十人位で、御末衆に属して雑事を掌った。

⑫ 内侍所の刀自—五人で神に一生御奉公し、晴の儀式における一采女は刀自の中から出仕した。

以上が幕末期における女官構成の全容であるが、⑩・⑪の傍線部分の内容は下橋氏の述懐と全く同じもので、女官制度を考える上で最も重要となる。この点を念頭において考察を進めたい。

第二章において「禁裏附役人令条」(11) (史料⑬⑭)を掲げたが、この幕府より示された法規範から、実際の朝廷経営は禁中女官の長橋局(勾当内侍)・廷臣である武家伝奏と幕臣の禁裏附(12)によって行われていたことがわかる。とくに、この法令の中で、朝廷経営において「賄方」すなわち財政面に関することは、禁裏附と禁中女房である大御乳人との談合の上に長橋局の責任によってなすべきことが法文化されていることに注目したい。高橋博氏は、命婦について検討される中で「後桃園天皇大御乳覚帳」「禁裏執次所日記」等の諸史料から、大御乳人の職掌の一つに「表」(撰関・武家伝奏・議奏)・「口向」(禁裏附)との折

衝役があり、禁裏附との関係が密であったことを示しておられる<sup>(13)</sup>。この大御乳人と禁裏附との関係も、第二章の史料⑩の傍線部に拠るものである。

下橋氏は、長橋局について次のように示している。すなわち、口向に対する権力は絶大で、御内儀より諸方への使は長橋局より執次、執次から使番に命じることが通例であった。また諸方への書状はすべて長橋局の名によって発し、諸方よりの献上物は奏者番から右京大夫を経て長橋局のもとに届けられる。内においては大典侍の勢力が大きい、外に対しては大典侍を凌ぐものであった。大典侍と長橋局とは他の典侍・掌侍とは全く別物で、一般の典侍・掌侍は天皇の身辺の世話を職掌とするが、大典侍は奥向、長橋局は口向の取締をするのが職掌であった<sup>(14)</sup>。以上から、幕末期における御内儀の実態を窺うことができるのであるが、長橋局が宮廷内で優位な地位に立つて口向に対して勢力を持ち得たのも、幕府より禁裏附に向けた法令の反射的利益に拠るものと思われ、これは、長橋局の職務権限が法的に保証されと捉えることもできる。

卷末に掲げた表一は『御湯殿上日記』<sup>(15)</sup>（以下『御湯殿』）・『言経卿記』<sup>(16)</sup>を基にして近世前期・中期、後陽成・後水尾・靈元天皇期における女官構成を示したものであるが、河籬氏の示される幕末期の女官職制と大差ないものと思われる。しかし、典侍・内侍・命婦とも服喪や出産などの身体的事由による里下がり等の出仕不能のために定員を満たしていない状態が慢性化していたことが表からわかる。女官の員数は常に不安定なものであったと推測される。そのような状態で、言わば非常勤職員ともいふべき「御雇」によって、人員不足が補われている。「御雇」は十台中頃の年齢の見習いのような者で、大典侍や勾当内侍を世話親として「何某御寮人」と称した。そして、凡そ一年以内で正式に任官されるのである。又、表には示していないが、特殊な女官として内侍所刀自を挙げることができる。⑨がそれであるが、近世初期においても『言経卿記』慶長五年（一六〇〇）六月二十一日条に、

#### 史料①

一、禁中台所へ罷向了、女孺（カメ）シテ香篝散長橋殿（二十）・大御乳人（二十）・伊与殿（二十）・御マン（二十）・長橋殿内三人（十ツ）・内侍所カイ（二十）・賀茂殿（二十）等進了、……

と内侍所に「カイ」と称する女房の存在を確認でき、同記の慶長六年（一六〇一）七月十一日条にも、

#### 史料②

一、香篝散方々遣了、禁台所得錢阿茶・アヤ・タト・ムメ・カ、女孺カメ・玉・竹、非司五々・小ヤ、又五々女・高橋・大隈・下女ヤ・山國等、又内侍所衆采女サイ・カモ・同女、又長橋殿御内与五郎、小門番衆、惣門小番衆等也、小川

宗久・市蔵、（編者註）

と傍線部に見えるように、「サイ」「カモ」「同女」の三名の刀自名が確認できる。②と合わ

せて近世前期とりわけ慶長年間における四人の刀自の存在が明らかになるとともに、禁中女官の御下衆の構成が明瞭となる。

このように、近世初期における禁中御内儀の運営は、大凡五十〜七十名の女官によって担われていた訳であるが、実質的に運営の実務に携わったのは、公儀によつて法的に職分が明文化された長橋局・大御乳人である。そして、禁裏附の設置により「禁裏附役人令條」が發布され、長橋局と大御乳人の職務権限が規定された寛永二十年（一六四三）を、御内儀制度確立のエポックと捉えることができる。時に、明正天皇讓位と後光明天皇即位の年である。幕府は、十一歳で即位した後光明天皇を頂く禁裏に対して、「表」を武家伝奏、「奥」を長橋局・大御乳人、「口向」を禁裏附・執次に、三者とも関係を密にしつつ統制・監視にあたらせたのである。

幕府より明正天皇即位の翌年に③のような法令（17）が所司代・板倉重宗に向けて出された。

#### 史料③

寛永七庚午年七月十二日

御即位ニ付御條目所司代<sup>江達</sup>（按ニ、教令類纂ニハ板倉周防守帰京之節被仰出趣トアリ）

……略……

一 女一官御即位之儀、院御所（※後水尾院）御即位御道具のことく可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>用意<sup>ニ</sup>事、

一 萬事後陽成院御時のことく可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御馳走<sup>ニ</sup>候間、院領之儀もいつかたに雖<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之、故院（※後陽成院）之御領を相尋、当院（後水尾院）之御領ニ可<sup>レ</sup>仕事、

一 撰家衆江可<sup>レ</sup>申者、御幼主と申、女帝之御事候間、彌以有來のことくに御まつりことたゞしく可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>御沙汰<sup>ニ</sup>之旨、急度可<sup>レ</sup>申事、

一 公家衆家々学問無<sup>ニ</sup>油断<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>仕候様ニ可<sup>ニ</sup>申渡<sup>ニ</sup>候、自然不形儀之躰於<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之者、可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>言上<sup>ニ</sup>事、

……略……

一 從<sup>ニ</sup>最前<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰出<sup>ニ</sup>、壹萬石ニ而年中之御政可<sup>ニ</sup>相勤<sup>ニ</sup>、但、あらたまりまれなる御政は格別之事、按ニ、元和九年一萬石ノ田地ヲ以テ禁中ニ附ラル、

一 当長橋知行米被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御渡<sup>ニ</sup>、由候間、請取候而當長橋<sup>江</sup>相渡、前長橋宛行者、院御所御局之並之知行程可<sup>ニ</sup>相渡申<sup>ニ</sup>事、

……略……

③には明正天皇即位に際しての諸道具の調進についてや仙洞・禁裏への宛行など口向の職分に関するものが多く含まれている。その中で、傍線部分にみえるように、現職・前職の長橋局には幕府より知行が特別に宛行われていた。傍線部分は、一万石をもって禁裏御所の運営を行うべきとの前条分に関わるものとも推測され、年貢出納管理を職掌とする長橋局に対する職務給について示したものと考えられる。寛永七年（一六三〇）段階で長橋局が禁中の財政管理に専従していたことが窺える。従つて、寛永七年を前段階として、寛永

二十年(一六四三)に御内儀制度が確立されたと見えよう。前に示したように、寛永二十年は後光明天皇即位の年で、寛永七年は明正天皇即位した翌年に当たる。幕府は、後光明天皇と同様に七歳で即位した幼主を頂く禁裏に対して、「表」「奥」「口向」から天皇周辺を監視することによって、朝廷を完全なる幕府の統制下へ置くことを試みたのである。実質的に幕府によって任免権が掌握されている公武両属的な武家伝奏(18)を介在させることによって、すでに朝廷統制機能を構築していたが、幕府の知るところなく後水尾院の讓位が突然に行われるなど、依然として天皇を圍繞する「奥」の統制は不十分なものであった。そこで、経験的な職務能力と権力を有する長橋局に「奥」の掌握への期待を寄せたのではなからうか。結局、幕府の朝廷統制政策の一環で、「表」とともに「御内儀」も制度化されたと考えられる。

## 二、禁中の空間区分について

河緒氏は、幕末の御所(安政度御造営内裏)について「表」と「奥」の二部から構成されていると示している。「表」は重大な儀式公事の式場・堂上(公卿殿上人)や地下(六位以下の役人)の詰所・表向きの応接間などからなり、「奥」は所謂後宮で、近世に御内儀と称し、天皇が起居される常御殿や皇后宮女御御殿・東宮皇子皇女の御殿・女官とそれに属した兒衆および女官に仕える男の役人の部屋からなっていたということである(19)。そして、河緒氏は、諸殿舎を左のように表と奥に分類している。

○表：紫宸殿・清涼殿・小御所・御学問所・諸大夫間・御車寄・非蔵人部屋・麝香間・

錦鶏間・八景間・大台所

○奥：常御殿・迎春・御涼所・聴雪(茶室)・御三間・御献間・参内殿・奏者所・長橋

局・御差部屋・三仲間部屋・東宮御殿(花御殿)・東西対屋(女官局)

試みに、近世前期の禁裏御所の諸殿舎を藤岡通夫氏『京都御所』(20)に収載される宮内庁書陵部蔵の指図から整理してみたのが表二である。表・奥ともに河緒氏の示したものとのおよそ同じで、時代が下るにつれて規模が拡大されていくが、近世を通して禁裏御所を構成する諸殿舎に大きな変化はみられない。

禁裏御所は、天正度(天正十七〜十九年)・慶長度(慶長十八年)・寛永度(寛永十八・十九年)・承応度(承応三・四年)・寛文度(寛文二年)・延宝度(延宝三年)・宝永度(宝永五・六年)・寛政度(寛政元年)・安政度(安政二年)と十度にわたって豊臣・徳川の両政権によって造営されている。この中で、構成や配置に大きな変化が見られるのは、天正度と寛政度である。天正度において、方一町であった敷地が拡張され、それまで清涼殿内にあった常御所が分離独立して一殿舎となったことである。さらに、西の対屋の一面にあった長橋局も独立して一殿舎となっている(21)。それ以降、常御殿を中心として、その北に長橋局と参内殿・奏者所・東西対屋という御内儀の配置は安政度に至るまで踏襲される。よって、古来より天皇の起居の場であった清涼殿が、もっぱら行事儀式の場となる。そして、禁裏の南

側が「表」、北側が「御内儀」「口向」と明確に区分され、

史料④

……、午時二中御門宣衡卿(内々番衆)・高倉(※藪)嗣良朝臣・予(※記主)・土御門泰重・藏人・外様番衆)、常御所之御間(御内儀、男之不参所也)御吸物・供献被<sub>レ</sub>下候、餅など被<sub>レ</sub>下候、忝事也、(『泰重卿記』(22)元和六年(一六二〇)十月二十二日条)と、御内儀向きは職事・藏人でさえ自由な往来がままならない深奥の空間、天皇とそれを囲繞する女官の空間であった。そもそも、禁中における「表」「奥」の区分がより厳密にされたのは、『言経卿記』慶長四年(一五九九)八月二十四日に見える禁中法度が契機と考えられる。

史料⑤

……略……

一、禁中ヨリ御法度被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>間、巳刻内々・外様衆参仕也、内々ハ番衆所、外様者則外様参仕也、掟名字・判付<sub>レ</sub>之、番衆所ニ押付了、如<sub>レ</sub>此、子細去々月欵久我亜相<sub>(教通)</sub>ト長橋局ト密談有<sub>レ</sub>之、長橋退出了、後行衛不<sub>レ</sub>知之由也、久我亜相者申<sub>レ</sub>理ニテ非<sub>二</sub>別儀<sub>一</sub>了、徳善院(※京都所司代前田玄以)馳走也、如<sub>レ</sub>此之子細有<sub>レ</sub>之、依テ各被<sub>レ</sub>書了、

内々小番衆掟事

一、早朝御格子不<sub>レ</sub>候以前、又日没以後、殊寝殿入御之後者、車寄之北口又常御前南<sub>(尾)</sub>廊之懸筵ヨリ奥江出入禁制事、

一、昼も無<sub>二</sub>申入事<sub>一</sub>者、大臺所男末申口迄も祇候不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申事、  
一、於<sub>レ</sub>召者、不<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>仰次第可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>祇候<sub>一</sub>、若又火急ニ伺<sub>二</sub>勸慮<sub>一</sub>儀於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之者、不<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>何時<sub>一</sub>御前迄も祇候可<sub>レ</sub>申事、

右条々若於<sub>二</sub>違輩<sub>(輩)</sub>者、急度可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>糺明<sub>一</sub>候也、

慶長四年八月廿四日

(中御門) 松木侍従 宗信判

……略……

⑤は、内々外様の両番衆に対して下された御内儀への入殿制限に関する制法である。武家伝奏である久我敦通と長橋局との密通事件を契機として、廷臣の「奥」への入殿が制限され、御内儀と表の区分が明文化されているのである。このことは、『御湯殿』からも窺い知れる。

史料⑥

四日。はるゝ。長はししんたいふさたのよしきしめして。御いとまくたされて。新内



條々 外様

・・・、

〔慶長日件録〕慶長八年九月二日条）とあり、⑤の禁制と同様のものが勅修寺光豊・広橋兼勝の伝奏両名によって発布されている。このように、近世初頭・慶長年間に禁裏御所の空間が「表」「奥」と厳密に区分され、その上で御内儀制度が確立したと考えられる。そして、禁裏御所の空間区分は、江戸城が表・中奥・大奥と厳格に区分されていることから推測できるように（24）、徳川政権の意向が強く働き、「表」と「奥」の概念がもたらされたのではなからうか。

### 三、長橋局について

「長橋局」とは、官職名で内侍司の掌侍の筆頭・勾当内侍の別称であるとともに、近世の禁裏御所を構成する一殿舎の名称でもある。ここでは、第二節に続いて主に禁裏御所を構成する一殿舎の長橋局について考察したい。

「寛永度御造営内裏指図」（25）によれば、長橋局は内裏の北西に位置し、第一節④の傍線部に示した三仲間・御服所（御物仕）の右京大夫・新大夫など三大夫が生活する「御物仕部屋」が付属している。さらに、「承応度御造営内裏指図」（26）によれば、位置的に寛永度と大差ないが、御物仕部屋とともに参内殿と奏者所を付属した構造となっている。そして、この形式が踏襲されて、現在に見られる京都御所（安政度御造営）へと至る。河緒氏によれば、安政度御造営内裏の長橋局について、「外との交渉のある役人であつたから、その室は特に立派に出来てゐる。もつとも御座所の如くではないが女官の室としては或は大典侍（女官中の最高の人）の居室よりも廣大であつたかもしれない。北側に床があり上ノ間、二ノ間、三ノ間が連り、特に局の玄関以下五間並に臺所が備つてゐる。上ノ間は襖並びに床の張付は牡丹に鶴を描き、連棚に花折枝に蝶、二ノ間の襖には四季の梅邊を、三ノ間には岡躰躰を描いてある。御兒なる少年は大典侍長橋局大乳人（長橋局を補佐する人）を部屋親とするものであつたから大乳人の部屋に起居した。それ故長橋局の近くにそれ等の人の住んだ室がある」と示され、続けて参内殿について「参内殿は書院造の建物で上皇の御参内口であり、千秋萬歳や闘鶏などの公事がその前庭で行はれた」（27）と示しておられる。寛永度以降の指図類を見てみると（28）、河緒氏の指摘の通り、上・中（二之間）・下段（三之間）の三室を中心に諸部屋が並んでおり、近世期を通しておおよそこのようなものであつた。勾当内侍は下賜進献・金銭出納管理など表向・対外交渉を職務としたので、その居所である「長橋局」は御内儀に位置して女房の局であるものの、庶務を行う役所として公的な性格を有したものと思われる。これらのことは、次に示す記事からより明らかとなる。

#### 史料⑩

廿五日。〈はるゝ。ふる。〉しやうくんさんたいあり。くるまにて御しこうあり。たて

いしによくくるまよりおりたまふ。御ちよくろなかはしつほね也。てんそう(※武家伝奏)御あんない申さるゝ。つねの御所にて御たいめんあり。……。

〔御湯殿〕慶長八年(一六〇三)三月二十五日条)

⑩は、將軍・徳川家康の参内について記されたものである。慶長八年二月十二日に後陽成天皇より勅使として勸修寺光豊が伏見城に遣わされ、征夷大將軍・淳和奨学両院別当・右大臣に任じる六種八通の宣旨が下されている(29)。三月十二日に二条城で正式に將軍宣下を受けた徳川家康が三月十五日に拝賀のために参内するが、⑩はその折の様子を伝えるものである。ここで、將軍の直廬に長橋局が充てられていることに注目される。

#### 史料⑩

一、大樹辰刻御参内也、……、唐門外マテ乗輿、両伝奏出向、……、車寄ヨリ長橋殿上ノ段ニ渡御也、暫御休息了、常御所へ御参、……、於御前三献有之、……、次大樹御退出(※常御所の御前より)、長橋殿へ渡御了、一献有之、長橋陪膳也、  
手長教利也、御局酌ニテ日野前大納言・持明院中納言・予・教利等也、次御退出、  
如レ元各参会了、

一、長橋殿ニテ珍重之由酌有之、(『言経卿記』慶長九年(一六〇四)六月廿二日条)

⑩も將軍・徳川家康の参内について記されたものであるが、⑩より詳細に参内の様子を窺うことができる。御唐門前で下輿した家康は、勸修寺光豊・広橋兼勝の両武家伝奏による出迎えによって長橋殿の御車寄より昇殿し、直廬である長橋局において装束を改めて休息し、召しによって常御殿へ参候している。対面の儀に及び三献の盃事が行われ、すべての儀を終えて、長橋局に退出している。そこで、家康は勾当内侍による饗応を受けている。勾当内侍の陪膳によって盃事が行われている。家康の退出後、勾当内侍は家康の饗応に参仕した公家衆に対して慰労のために酒を振舞っている。近世期、將軍参内の折には必ず長橋局が將軍の直廬に充てられており、ここからも長橋局の特異な性格を理解することができる。

家康以来、將軍宣下の礼は京都の二条城を中心に行われたが、四代家綱以降は江戸城において行われるようになり、それにもなつて將軍の上洛も家光上洛以降は幕末の十四代家茂まで行われなくなる(30)。しかし、長橋局は、次に示す⑫からも明らかのように、幕府要人の直廬としての性格を維持していくのである。

#### 史料⑫

一 高屋 遠江守 申、長橋局方具候間、堀川兵部大輔召ニ遣候由、御附申之由也、

(堀川兵部大輔・高屋遠江守)

(高家・堀川広益)

(家康附・山本道三・奥田元忠)

一 堀川兵部大輔長橋へ参上候由、表使申出、兩人向ニ彼局方、(先議奏へ、右之段届)

(堀川兵部大輔)

之、)以<sup>二</sup>表使<sup>一</sup>東使<sup>江御返答・御暇・拝領物等之儀</sup>、○可申渡哉之由、○申入、

例之通可<sup>二</sup>申渡<sup>一</sup>被<sup>二</sup>申出<sup>一</sup>、……、次兩御所之拝領物女房持<sup>二</sup>出之<sup>一</sup>、兵部大輔頂戴、

了撤<sup>レ</sup>之、次居<sup>二</sup>菓子<sup>一</sup>持出、銚子献酬、……、次吸物、温酒三巡、……、訖撤<sup>二</sup>前物<sup>一</sup>、次使申<sup>二</sup>御礼<sup>一</sup>退出、兩人「<sup>二</sup>襖口迄送<sup>レ</sup>之、今日申剋過女房奉書可<sup>二</sup>持参<sup>一</sup>之由示<sup>レ</sup>之、退出、以<sup>二</sup>右京大夫<sup>一</sup>御返答申渡、御暇・拝領物・菓酒頂戴申<sup>二</sup>御礼<sup>一</sup>候而、兵部大輔退出候由、長橋局へ申入了、(議奏帥江右之段屈了、)……、

『廣橋兼胤公武御用日記』(以下『廣橋』) (31) 宝曆五年(二七五五)二月二日条  
⑫は、九代將軍・徳川家重の名代として高家肝煎・堀川広益が年頭の挨拶に朝廷へ遣わされ、その参内の様子を記し留めたものである。幕府から年頭使が派遣されるようになったのは、慶長十二年(一六〇七)とされ、それまでは徳川家康・秀忠が一年の大半を伏見・京都で過していたために直接参内して自身で行っていたが、慶長十二年以降は関東にすることが多くなつたために御使が派遣されるようになったとされる(32)。⑫の傍線部からもわかるように、將軍参内の際と同じく長橋局が年頭使の直廬となつてゐる。とくに、「表」を経ずに直接に「御内儀」より参内しており、年頭使・高家の参内の旨を表使の女房によって表へ触れられ、表に詰める武家伝奏が長橋局へ出迎えに行つてゐることに注目される。そして、武家伝奏の広橋兼胤・柳原光綱の両卿とともに長橋局付官女の右京大夫によつて幕府の使者である年頭使を饗応している。このように、幕府より毎年派遣される年頭使は、参内の折には必ず長橋局を直廬(控室)として勾当内侍より歓待を受けることが恒例となつてゐる。

### 史料⑬

一、長橋殿へ参了、<sup>(大中臣權守)</sup>大隈叙爵 勅許之由被<sup>レ</sup>仰了、<sup>(光廣)</sup>則烏丸弁へ申遣了、

『言経卿記』慶長九年八月六日条

また、⑬の記事から廷臣が長橋局に表向きの用件で出入りしていることが窺える。卷末に掲げる表三は、『言経卿記』慶長十一年(一六〇六)一月より六月に至る間に見られる長橋局への記主の訪問を事由とともに整理したものである。表三から、記主である山科言経は平均して月に5回ほど長橋局に出入りしていることがわかる。そして、訪問の用向きを見てみると、表向きに関する事柄も多く含まれる。事由の欄に⑭・⑮とあるのは、訪問の際に長橋局より振舞われたものを示す。表からも、「長橋局」は御内儀に位置しながら、一女房の局に止まらない特異な性格を持ち、慶長四年・八年の禁制の枠外にある空間であつたものと考えられる。

次に示す⑭⑮⑯⑰の史料は、今までとは逆に表の空間に長橋局の職務を補佐する大御乳人・右京大夫・表使等の女房が出入りしている記事である。

### 史料⑭

一、未斜讚岐守参内、(備光冠)衣冠、参車寄より、候鶴間、(備厚光冠・広橋兼通)兩人出逢、讚岐守申二年賀、示下可三言上一之由上、兩人退入、議奏衆出逢、兩人還出、示下令三言上一目出思召之由上、誘二引于候所、大御乳人被二出逢、(有口祝)其後賜三御祝一如例、

『廣橋』宝曆六年(一七五六)正月二日条)

#### 史料⑮

一、年始御禮参内いたし候、・・・、

一、表相濟伝奏衆誘二引伺候之間江着坐、兩卿対坐、大御乳人出会口祝有レ之、自分御祝儀申述大御乳人退入、右京大夫罷出長橋局より之口上申述自分返答相濟同人退入、火鉢茶多葉粉盆出、

『所司代日記』(33)文久二年(一八六二)正月二日条)

⑭⑮は、京都所司代の参賀の様子について記されたものである。この兩記事から最初に窺えることは、將軍や將軍の名代として派遣された御使は参内殿の車寄より昇殿して長橋局を直廬としていたが、京都所司代の場合は御唐門を入って清涼殿の西後方に立つ殿上諸大夫間の北隣の車寄より昇殿し「鶴間」すなわち「殿上間」に伺候していることである。ここで武家伝奏の出迎え・対面があり、武家伝奏によつて常御殿の天皇のもとに所司代の賀詞が奏上されている。続いて、武家伝奏の誘引によつて、わざわざ「口向」に位置する「武家伺候間」に移動し、そこで女房の大御乳人と面謁・口上の応答が持たれ、さらに長橋局の配下である右京大夫が長橋局の口上を申し述べているのである。撰家や親王家の参内は参内殿より長橋局を経ることが慣例となつているが(34)、將軍も撰家・親王家に准じた参内の経路である。所司代は幕府の要職といえども、その身分は⑭の酒井忠用が従四位下で、⑮の酒井忠義が従四位上、とうてい高家肝煎には及ばない。殿上間に伺候しているのも、その位階に拠るものと思われる。しかし、幕府関係者であるので、朝幕間交渉の一端を担う長橋局や大御乳人と御内儀と表の中間に位置する口向において接触がもたれているのである。このように位階制に則しつつも、禁裏の奥向きにおいて女房と京都所司代とが対面するという新儀が創出されるのである。

#### 史料⑯

廿八日、(甲辰)晴、午半刻参内、依二御用召一兼日被レ触、御即位二付金三方為二御祝一賜レ之、於二菊間一女房被レ渡二兩人ツト一、

『萬里小路日記』(35)弘化四年(一八四七)九月二十八日条)

#### 史料⑰

一、御拝渡御等已剋出御如レ例、(先是御塞檢知如レ例)退出(已剋過)参内午半剋、御配二付午半剋御用召也、於二菊間一大御乳人被レ渡、

白銀 五枚、綿 三把、(大樹(※徳川家茂)上洛二付進獻)大配

同、(同推任叙御禮進獻)小配

右畏拜受、以二表使一御禮申上、近習本番所非藏人等拝領相濟退出戌剋、

『議奏加勢備忘』(36)元治元年(一八六四)三月二十日条)

⑩⑪から、表に位置する御学問所内の菊間において廷臣が長橋局付女官である大御乳人から御下賜金を拝領していることがわかる。ここから、長橋局や配下の女房は日常的に表に出入りしていたものと推測される。

⑩⑪⑫⑬⑭⑮で、「御内儀」に將軍や幕臣・廷臣の出入りが確認できたが、⑯⑰では「表」に長橋局付女官の出入りが認められ、「表」と「奥」との人的交流が窺える。主に朝廷運営に関わる長橋局や長橋局付女官・武家伝奏・議奏・京都所司代等が「表」「奥」との往来を行い（公認され）、御内儀において長橋局が表との接点であったと考えられる。

#### 四、御内儀・口向における行事作法書

酒井信彦氏は、近世初期に後水尾院によって撰せられ後光明院に贈進された『當時年中行事』（『後水尾院當時年中行事』『後水尾院年中行事』）の内容・性格について検討され、次のような結論を導き出されている。すなわち、年中行事書であるものの、古代以来の伝統的な朝儀を重視せず、応仁の乱以後の朝廷で成長・発展した世俗的・内々の行事に高い価値を見出して撰せられたものであると示されている。また、その方法について、女官の装束について詳細を極めていることから、女官によって原稿が作成され、後水尾院によって編集・清書されたものであると指摘されている（37）。また、臣下による天皇に対する年始の挨拶儀礼である「諸礼」や節朔の周期に基づいて遂行される「御祝」と称する行事についても検討され、応仁の乱を契機として旧来の朝儀が廃絶するなかで、幕府の年中行事の影響を受けて朝廷の故実が形成・確立されたと導かれている（38）。とくに、諸礼について次のように指摘しておられる。すなわち、諸礼のはじまった応永十八年以後、屋外・屋内という場所の違いはあるものの、年始挨拶儀礼である小朝拝と並行して行われていたが、小朝拝は応仁の乱後に他の朝儀と同様に遂行されなくなる。近世に至って、節会など正月の朝儀が幕府の支援によって再興される中で、小朝拝は諸礼の確立によって臨時の儀式となり、年始の礼としての実質を失ったとされている（39）。

近世期の朝廷においては内々の行事が重視されていたようであるが、その催行の場は行事の内々性なるが故に御常御殿を中心とする御内儀で行われたのである。御内儀は、天皇・女官の空間であって、そこで行われる行事に女官が深く関わって行くこととなる。このことは、応仁の乱が一応の終結をみた文明九年（一四七七）より女房によって『御湯殿』が記されはじめていることから理解できる。また、次に検討していくが、江戸開幕以降、徳川將軍家との関わりにおいて新たな行事が確立し、八朔などの既存の行事儀式も変化がみられるようになる。従って、女房にも故実作法の知識が求められるようになり、御内儀における行事儀式の記録・先例の蓄積が必要となる。近世期を通して、多くの女房により女房日記が記され、そこから行事儀式の別記が作成されているが、それも右のようなことに因るものであろう。そこで、活字本としては知られていない近世期の御内儀での行事儀式書を紹介し、検討してみたい。

次に示す⑮は、『当時年中行事』の八朔についての記事である。

史料⑮

八月朔日、けふは御たのむとてをのく思ひくゝの進物をさくく、返しをたふ、……、將軍家よりは馬太刀しん上也、太刀を此御所のを申出して進上の分也、台盤所の妻戸より勾当内侍とり入、武家の伝奏披露也、もとは太刀もしん上とみえて旧き御ゆとの、上の日記などは銘などしてあり、いつ比より申出さるゝ事にや、馬は左右馬寮の官人引て出、朝餉にて御覧あり、御返しには大たか檀紙十帖にうち枝（此橘の枝の七なりの枝也）勅作入てたふ、……、（『当時年中行事』（40））

八朔には徳川將軍家より馬・太刀を献上されることとなっていた。太刀は御所方で用意された木に紙を貼った模造の献上太刀のこと（41）、この献上太刀と目録が清涼殿・台盤所にて武家伝奏より勾当内侍に渡され、披露される。献上馬は清涼殿の東庭に引き入れられ天覧に供され、返礼として大高檀紙と橘の打枝が下されることとなっていた。ここで、傍線部に見えるように、『御湯殿』を参看していることに注目できる。『当時年中行事』には、『禁秘抄』『公事根元』『建武年中行事』『後奈良院宸記』などが引勘されているが、その中でも『御湯殿』がもっとも頻繁に参看されている。それとともに、宮内卿局なる後陽成院に近侍したと思われる女房の聞き書きも含まれている。ここから、『御湯殿』が内々の行事の先例の典拠としての性格をもち、『当時年中行事』の資料として用いられていることが確認できるのである。御内儀を中心に行われる内々行事は、女官によって支えられていたものと思われる。さらに、⑮では、將軍よりの太刀献上について、もともと真太刀の献上であったものが、『当時年中行事』が編纂された頃には朝廷で用意された模造の献上太刀となっている。徳川將軍家からは、目録と太刀の代金銀が献上されるようになるなど、内々行事も時の政権に影響されて変化していることに気付く。

幕末期の地下官人で口向の執次であった勢多章甫によって晩年の明治二十一年に幕末期の宮廷行事をまとめた『嘉永年中行事』（42）には、「八朔・田の実」について、

史料⑯

……大樹よりの使参る。素太刀御馬進上す。長橋の参内殿に出御なる。武家伝奏太刀目録を六位藏人より受取り、簾の下より女中につけ披露す。馬は馬寮の官人前庭にて三度引廻す。終りて入御なる。御返しには大鷹檀紙十帖に、橘三つ成の打枝を給ふ。正徳四年使衣冠にて諸大夫間に参る事に定められたり。足利將軍年く御馬進上あり。其例にならひしなるべし。

と記されている。⑮と比較してみると、まず催行の場所が清涼殿より長橋局・参内殿へと変化し、献上馬の天覧も同じく清涼殿の東庭より長橋局・参内殿の前庭へと場所を移している。⑮の『当時年中行事』は、近世前期の成立ということもあり、常御殿が清涼殿に同居していた時代の影響を色濃く残している。しかし、⑯の『嘉永年中行事』では、その場所を長橋局とし、天皇も長橋局に出御されるという完全な御内儀の行事として、より内々の性格へと変質している。これは、前節でも触れたように、長橋局の性格を重視しなけ

ればならない。江戸開幕以後、幕府との関係を密にする行事儀式が成立したことは前にも触れたが、それらは、近世中期以降、そのほとんどが長橋局・参内殿で行われているからである。御内儀を中心とした内々の行事といえども、単なる「内々性」「世俗的」では片付けられない公的な性格を帯びるようになるのである。このことは、次に示す⑭⑮より明確となる。

⑭⑮は、『嘉永年中行事』より徳川將軍家との関係において成立したものを示したものである。

#### 史料⑳

二月 大樹年頭并年中献物

日限定らず。関東使参れば、先鶴の間にて武家伝奏へ大樹よりの祝詞を申す。伝奏承りて常御殿にて言上す。夫より御直衣めして小御所へ出御なる。大樹より進上の御太刀折紙と、三家よりの太刀折紙とを伝奏披露す。関東使中段に進み御礼申す。退き庇にて自分の御礼頭弁申次ぐ。太刀折紙を中段に置き、庇にて御礼申す、次に天盃を給ふ。御陪膳御手長例の如し。関東使天盃給はり退出す。次に入御なる。慶長十三年二月に、將軍の名代年頭の御礼として参る。夫より年々／＼の事になれり。関東使御暇の日は、長橋の奏者所へ参る。公卿の間にて伝奏より大樹への御返答の由を仰す。次に御暇給ふべきよし伝奏申し品々を給ふ。関東使御礼を申す。三献を給はり退出す。…年中献物の事、五月に御茶壺、暑中に氷砂糖、八月に初鮭、九月に初鶴、十月に初菱喰、十一月に子籠鮭、十二月に御拳の鶴、御薬種など進上あり。伝奏ひろう、女房の奉書出さるゝ也。其外二月に尾州より枝柿、五月に紀州より忍冬酒、七月に尾州より年魚鮓、十月に紀州より密柑、十一月に水戸より塩鮭、また塩鯨進上あり。何れも勾当内侍ひろうなり。

#### 史料㉑

##### 進献御茶口切

日限定らず。大樹より進上の御茶の口切、すべて御物御口切に同じ。此日は所司代をめされ、小御所にて御対面あり。其後便宜の所にて御料理給ふ。武家伝奏相伴なり。関白議奏なども同じく御料理を給ふ。

⑳は、正月に將軍家より派遣される年頭使の参内と將軍家・御三家からの年中の献上物について記されたものである。武家伝奏とともに長橋局が関わっており、行事の場としても御内儀・長橋局が中心となっている。

㉑は、十月の御茶口切の行事とは別物で、徳川將軍家より献上の御茶口切として十二月に行われるものである。『當時年中行事』には記載がなく、恐らく近世中期以降に成立した新儀であろう。この日は、所司代の参内があり、小御所で対面の儀が行われる。小御所の儀は表における儀式であるが、⑭⑮でも見たように、所司代は参内の折に口向きにて武家伝奏と大御乳人による接待を受けていることから、傍線部の「便宜の所」とは口向きの武家伺候間と推定され、口向においての儀式も行われたようである。口向きは空間的に表と

御内儀の中間に位置するが、御末の女房なども出入りするなど、機能構造的には御内儀との関係が強い。このことは、⑭⑮で武家伝奏とともに大御乳人が口向・武家伺候間に出座していることから理解できる。

この他に、幕府との関係を持つ行事として、「関東へ御使」というものがある。幕府よりの年頭使への返礼として関東使が二月に遣わされ、その発遣の儀が御学問所と申の口(御常御殿内)で行われる。また、三月には東照官例幣使の発遣の儀がある。これらの行事も、御内儀に関わりをもつ行事なのである。

これら半ば公的な性格を持つに至る御内儀の行事・儀式に対応するため、女房によって自らの日記より行事儀式の別記が作成される。次に示す⑯は、長橋局による「御内儀恒例臨時抜書」(43)と称するもので、『長橋局日記』(44)より抜書きされたものと思われる。

#### 史料⑯

正月元日、関白殿始年始御祝儀として御太刀馬代白銀一枚つゝ御献上、長橋の奏者所え御使を以差出シ、長橋ひろう、

同日、附武家兩人より年始の御祝儀として御太刀馬代白銀一枚つゝ献上、口向より表使を以長橋え差出す、長橋ひろう、

同月二日、所司代年始御礼、二種老荷けん上、大御乳人面く(金)はい致御礼申請有、

・・・

⑳では、関白はじめ摂家・禁裏附よりの年頭祝儀の進献や所司代参賀について記されている。口向を経て長橋局によつて天皇に献上物の披露が行われることが理解できる。また、所司代参賀については、長橋局の職務を補佐する大御乳人が面会する旨の記載があり、⑭⑮と合致する。

#### 史料㉑

一、伝奏両卿関東出立に付御いとま御機嫌伺はるゝ、其節たまはり候御末広以前に仰付られ候て口向より右京大夫を以上の、御対面済せられ候後、山水間にて半金

一枚つゝたまふ、大御乳人持出さるゝ、鈴口にてまん(腰)ひかしの御菓子も下さるゝ、

㉒は、㉑と同史料であるが、「関東へ御使」の発遣に関するものである。関東使である武家伝奏両卿の暇乞い対面の儀に際して、下賜品の授受の詳細が克明に示されている。そして、㉑と同様に、長橋局・大御乳人・右京大夫の三女房と口向との密接な関係を理解することができる。また、御内儀とともに、口向においても内々の行事に対応するための行事儀式書が作成されている。すなわち、㉑の傍線部に見える八朔に際して將軍の使が衣冠装束にて禁裏御所諸大夫間に参候するようになった正徳四年(一七二四)の前後、近世中期の中御門天皇の治世に口向の役人によつて作成されたと思われる(45)「宮中御清間年中行事」(46)なるものである。項目を列挙すれば、左に通りである。

● 正月 四方拝・朝餉(三ヶ日・十五日・毎月朔日・節分、年中二十ヶ度)・御強供御

御膳（三ヶ日・七日・十五日・立春、六ヶ度）・御齒固・御朝之物・日貢御膳・三献・御膳（三ヶ日・七日・十五日・立春・六日夕・御年越夕）・陣之儀献・元日節会・三節会御庭警固・撰家親王方御礼・所司代御礼・御礼（天盃頂戴・差筵御礼・御流頂戴・女中方御礼・官方御乳人御礼・長橋奏者所御礼・御台所御領庄屋御礼・右京大夫局へ御香宮神主御礼・非司部屋へ釜屋信濃御礼・表使部屋へ大経師内匠御礼）・仙洞御幸始・千寿万歳・御年越・節分・別殿始・立春・節会（七日）・諸礼・御蔵開・鞍馬山富礼・御修法護摩・御修法結願導師参内・御三献（十五日）・御吉書左義長・踏歌節会・舞御覧・鶴包丁・三毬打・御会始・地藏供餅・御楽始・庚申・甲子

● 二月 朔日御献・聖廟御法楽・御鏡清・惣勘定

● 三月 朔日御献・三献（三日）・鶏合・

● 四月 朔日御献

● 五月 朔日御献・五日節句

● 六月 朔日御献・土用入・祇園会・御嘉定・水無月御献・釜塗

● 七月 朔日御献・七夕・御目出度事・仙洞御幸・大御乳人御目出度事・御燈籠

● 八月 朔日御献・所司代御礼・伊予局醴酒を供す・御霊神事

● 九月 朔日御献・九日節句

● 十月 朔日御献・亥子・御蔵附

● 十一月 御曆献上・朔日御献・子祭・御口切

● 十二月 朔日御献・御神楽・伊予局温糟粥調進・御劔清・御別殿満・御誕生御祝儀・御雪消（天和年中より絶）・御煤払・大年越

右の項目を見てみると、応仁の乱後に成立した節朔の御祝・御盃など御内儀・口向を中心とした行事・儀式に重点をおいていることがわかる。その他、「蔵開」や「御台所御領庄屋御礼」「惣勘定」など、長橋局とともに年貢出納管理に携わる口向の職掌に関わる行事も含まれている。内容的には、

史料②

二日

一、所司代御礼、

於二伺公間一両伝奏大御乳人相付、

一、かすのこ、  
（本平折敷、）

菱葩 （牛糞） フクサこほう、紙包、赤箸、

一、あさつけ、

一、雉子やき、  
（平折敷、） 吸物（鯛、ひれ、）、錫御酒、  
（硯蓋御肴）

御祝義濟テ御硯ふた御くはし、

一、御蔵開、〈日限不<sub>レ</sub>定〉

小豆餅〈八十〉、台二、

一、台肴〈二、塩かい、干はむ<sup>(糖)</sup>、干かます<sup>(餅)</sup>、こほう<sup>(牛蒡)</sup>、あさつけ<sup>(酒)</sup>、酒、

右、御蔵開<sub>ニ</sub>取次衆高浜石見、勘使代官、御領庄屋、出合祝儀盃有、夕於<sub>ニ</sub>勘使部屋

一取次衆勘使代官、一汁五さい料理被<sub>レ</sub>下、刀指清兵衛、仁右衛門、一汁三さい、

惣勘定〈月日不定〉、

於<sub>ニ</sub>勘使部屋<sub>ニ</sub>両伝奏、雑掌、取次衆石見、勘使代官、立合勘定有、

一汁五菜、認被<sub>レ</sub>下、御酒、かはらけ肴、〈刀指、二右衛門、清兵衛、一汁三さい〉

(八月朔日)

一、諸司代御礼、

御菓子三種、添物五種、吸物、硯蓋御肴、かはらけ肴、重肴、御硯ふた御菓子、  
御濃茶、

と、行事・儀式に付随する供膳・調進に関するものであり、献立や素材・器具膳具などが細かに記されている。そもそも、題名の「御清間」とは宮中の台所で、「御清所」「清間供御所」とも称され、調膳を行い膳具・器具などを保管する場所である。いわゆる、御厨子所にあたるものである。口向の中心に位置して御常御殿にも隣接し、主に口向役人の御膳番と板元によって取り仕切られていた。天皇の食事は、台所において板元によって調進されたものを御清間において御膳番が板元吟味役と立会いの上で容器に盛り付けて、三方に載せて女房の御末に渡し、命婦・内侍・典侍という順序で供されることになっていた(47)。このような機能を有する場所に備え付けられた記録であるので、その内容も(48)で見たように、節朔などの御祝において供膳される献立や配膳方法などが具体的に示されているのである。

この口向役人による「宮中御清間年中行事」に類するものが御内儀の女房によっても作成されている。命婦で前大御乳人・押小路甫子による「御盃そのほかいろく<sup>(48)</sup>の心おほ<sup>(48)</sup>」(48)というもので、「嘉永七年八朔の御盃」の項目を見てみると、

史料(48)

毎月朔日の御通りなから、おはなのくろやき御献に出る、

一、御盃かはらけ、御かちん、おはなのくろやき、御てうしあくる、

一、二献目、かへのこん<sup>(豆腐献)</sup>、御てうしあくる、

一、三献目、くた物、御てうし、御くわぬあくる、

一、三献目 御酌なか橋様也、  
御盃かはらけは一枚にて宜しく候、

・・・中略・・・

一、八朔の御しうきに関東より御馬けん上、御返し、

たちは(橋)なのうち枝(打)に御たき物を入、そのうへを(厚)あつ奉書丸にきり候て、大かた

はひた七つとり、四つ、小のかたひた六つとり候て御ふた(重)のうへ(上)めさけ候て、

(紙纏り)こよりにてくより申候也、うち枝の中程白紅水引にてくより候、

是は長橋様あそはし候、大御ち(乳)御て(手伝い)つたい致候也、

と、御祝における盃事の供膳の内容が詳細に記されている。また、⑩に見られたように、八朔における將軍家よりの進献に対する返札について記されている。その記述は、⑬よりも詳細であり、將軍家へ下賜される「橋の打ち枝」の様態も、その作成方法が明確に示されている。「橋の打ち枝」は、長橋局によつて大御乳人の加勢を得て作成されるようであるが、このことから、御内儀における行事儀式、なかでも公武に関わるものは、長橋局・大御乳人の主導で取り計らわれていたことが理解できる。

さらに、近世後期に宰相典侍として仁孝・孝明天皇に近侍した庭田嗣子によつて記された「年中御盃の心おほえ」(49)を挙げておきたい。これは、自身の日次記(50)より抜書きして別記として仕立てたものである。項目を掲げると、

- 正月元日、四方拜出御・神供・朝御祝・(御盃御膳)・撰家参賀(二献御盃)・朝餉出御・御齒固・夜御祝(夜御盃)、同二日、朝御祝・大床子御膳・夜御盃、同三日、朝御祝・親王家参賀・夜御盃、同五日、千秋万歳・御湯殿始・御祝、同六日、朝御盃、同七日、朝御祝・白馬節会(昼・夕御膳)・七草御盃、同八日、御修法(御撫物出)、同九日、靈鑑寺宮参賀・薙髪の女房参賀、同十日、諸礼、同十一日、神宮奏事始(御盃)、同十四日、瑞龍寺参賀(御盃)・同十五日、朝御祝(御盃御膳)・御吉書三毬打・御盃、同十七日、三毬打・御盃、同十八日、御会始・御盃、同十九日、舞御覧・鶴庖丁・御祝御膳、
- 二月初日、御饑法講(臨時)・朝夕御盃、
- 三月三日、御別殿・御祝、
- 五月五日、御盃、
- 六月十四日、御誕生日、同十六日、御嘉祥・御盃、
- 七月十一日、御目出度事・御盃、

と、節朔の御祝・御盃の行事を中心とした構成となっている。内容は、

七日<sup>(正月)</sup>

一、朝の御祝細引出ル、御かゆ斗<sup>(第)</sup>にて女中御そうはん<sup>(相伴)</sup>はなし、すへり候て朝の膳同御かゆ出ル、朝御盃今日御通り御はいせん御手長やく<sup>(役送)</sup>そう斗常御所にて戴候事、御ちこた<sup>(権足)</sup>ちわらわ直衣也、女中朝よりひん有<sup>(簪)</sup>、

一、白馬節会にてひるのおはん戴候、御夕御膳細引出ル、元日より次第に御はいせん、  
一、夜に入御盃、先七草にて一献御引直し御すへ御ひとへ御檜扇御た<sup>(貼紙)</sup>とうにて常御所

上段御南面也、御はいせん御手長かけ帯やく<sup>(單衣)</sup>そうひとへきぬ着用<sup>(貼紙)</sup>の事、次に

こわく御<sup>(強供御)</sup>、次に御三献例の通り、女中色の物の御方はつき<sup>(張書)</sup>何にてもよし、

……略……

というように、表の儀式については簡略を極め、もっぱら御祝行事における天皇・女官・稚児の装束・陪膳作法を記録の対象にしている。

近世前期にも典侍によつて「年中御盃の心おほえ」と性格を同じくするものが作成されている。藤大典侍局による「禁裏院中内々御規式」(51)というもので、別名を「藤大納言の記」と称する。当該記録は、早い段階に廷臣によつて書写されていたらしく、「禁中女房内々記」(52)「女房年中行事」(53)「禁裏院中年中内々御規式」(54)「禁裏女房内々記」(55)「御所方式女房衣ふくの事」(56)「女房私記」(57)などと新たに書名が付けられ巷間に写本が流布した。項目は次の通りである。

元三平旦之御祝・御齒固之御祝・元日朝之御祝・夕方之御祝・二日御祝・御会始之御祝・  
三ヶ日之御祝・千秋万歳・御味噌水<sup>(みそ)</sup>之御祝(七草)・十五日御粥之御祝・左義長・廿日之御祝・二月朔日之御祝・三月朔日之御祝・桃之御祝・五月朔日之御祝・菖蒲之御祝・六月朔日之御祝・七日祇園会・御霊祭御祝・晦日水無月御祝・七月朔日之御祝・七夕之御祝・目出度事(生見玉)之御祝・十五日之御祝・八月朔日之御祝・十五夜名月之御祝・九月朔日之御祝・重陽之御祝・十月朔日之御祝・同亥の子之御祝・十一月朔日之御祝・十二月朔日之御祝・同八日(温糟粥)之御祝・煤掃之御祝・節分之御祝・年越之御祝・御誕生日之御祝

という構成で、これに続いて「禁中様女中方いしやうの事」「禁中様女中衆年中いしやう召やう」と題するものが付けられている。項目を見てもわかるように、御内儀における行事儀式、とりわけ御常御殿での御祝・御盃事の陪膳作法や女官装束の規定を示したものであ

る。

以上、近世期に女官・口向諸役人による行事儀式の作法書を取り上げて検討してみた。近世に至って、常御殿が清涼殿より分離し、禁裏御所の空間は完全に奥・口向・表の三層構造となる。そして、応仁の乱後に成立した内々の新儀が発展して制度化され、御内儀の空間も天皇・女官の私的空間に止まらず、公的な行事儀式の空間へと変質する。さらに、江戸開幕により公武関係に深く関わる行事儀式が創設されることもあって、その性格は濃厚となる。このような空間環境の変化によって、女官は行事儀式への作法修得が必要となり、それに応じる形で日記に記し留め、行事儀式の別記を作成しはじめるのである。近世前期は女房が実務化し女房による記録行為が平安時代に増して盛行する画期であったと捉えられる。時を同じくして、江戸幕府による禁裏に向けた法整備が進められ、口向という空間が確立する。口向諸役人は御内儀を取り締まる長橋局や大御乳人とともに朝廷運営実務に携わるが、御内儀での内々の行事儀式を支える口向においても先例が蓄積されて作法書が作成されるようになる。このように、近世前期を境に新たな政治権力の影響を多分に受けて、禁裏御所の空間・行事儀式・制度が大きく変化・変質していくのである。

### 五、長橋局の職掌

第三節では、「長橋局」の殿舎の持つ性格について検討し、御内儀(奥向)に位置しながら廷臣などの出入りが半ば公認された公的な性格を有し、表との接点であったことを示した。本節では、前にも少し触れたが、長橋局(勾当内侍)の職掌や身分について理解を深めたい。長橋局については、第一節の①にあるように、公武両方面に知られ奥向きで最も権力を有する女官であった。朝廷経営の全般に関与し、女房奉書ももつばら長橋局によるものであった。室町後期の記録である『元長卿記』(58)に、

史料②

八日、雨下、午前晴、今日依<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>所存<sup>一</sup>、当官已下賀茂傳奏等申沙汰之条々、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>

令<sup>二</sup>上表<sup>一</sup>了、当官并賀茂傳奏・御会共申さた・能州一青・越州河合庄申<sup>込</sup>つき、以

上悉上表<sup>(マ)</sup>といたし候、愚昧未練の身として事<sup>(マ)</sup>上あつかり候て、理<sup>(非)</sup>ひの分別も

候はて、空おそろしく日来存候つる、とにかくに罷過候き、かた<sup>(重)</sup>くかくこのむね候程に、しんしやくいたし候、このよし御心え候ておほせ候へく候、かしく、

勾当内侍殿御局へ

もとなか

(永正十年(一五一三)五月八日条)

史料③

十八日、晴、勾当内侍来臨、進退事教訓也、一宿、  
(同年五月十八日条)

史料②

十九日、晴、及<sup>レ</sup>晚帰参、不<sup>ニ</sup>承引<sup>一</sup>無<sup>レ</sup>曲之由被<sup>レ</sup>命、  
(同年五月十九日条)

史料③

廿二日、晴、大藏卿持<sup>ニ</sup>来女房奉書<sup>一</sup>、申<sup>ニ</sup>所存<sup>一</sup>事、  
(同年五月二十二日条)

史料④

廿三日、晴、大藏卿又持<sup>ニ</sup>来女房奉書<sup>一</sup>、仰及<sup>ニ</sup>度々<sup>一</sup>之間、雖<sup>レ</sup>非<sup>ニ</sup>本意<sup>一</sup>、猶可<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>

思案<sup>一</sup>由命之<sup>事</sup>、  
(同年五月二十三日条)

史料⑤

廿四日、晴、午時雨下、大藏卿来、罷向御返事可<sup>レ</sup>申由令<sup>ニ</sup>返答<sup>一</sup>了、戌剋許謁<sup>ニ</sup>大藏卿  
許<sup>一</sup>、畏申由申了、則同道向<sup>ニ</sup>長橋局<sup>一</sup>、以<sup>ニ</sup>大典侍局<sup>一</sup>申入了、有<sup>ニ</sup>一献<sup>一</sup>、  
(同年五月二十四日条)

とあり、当時の勾当内侍の立場を窺うことができる。②は、記主である甘露寺元長が権中納言・賀茂伝奏等の諸官職の辞意を勾当内侍に伝えている。それに対して、③より④に見えるように、勾当内侍が元長に対して直接に面会または奉書によって慰留している。そして、⑤のように、最終的に元長は渋々にも辞意の撤回を長橋局まで申入れている。

また、『実隆公記』(59)文明八年(一四七六)正月二十五日条に、

史料⑥

・・・・、從五位下源雅秀(姉小路神明神主云々康頭申<sup>レ</sup>之)申<sup>ニ</sup>民部少輔<sup>一</sup>、(父任<sup>ニ</sup>此  
官<sup>一</sup>)付<sup>ニ</sup>勾当内侍<sup>一</sup>申入之處、則勅許、・・・、

と見えるように、長橋局を経て任官勅許の奏聞が行なわれている。池亨氏は、室町・戦国期の朝廷政治について、「応仁の乱以降の室町幕府権力の衰退・財政窮乏化によって朝廷政治にも変化をもたらした」とされ、「陣儀も含む朝儀の衰退」がもたらされて「陣儀の内容が改元・叙位任官・寺社の祭事造営といった形式的なものに限定」されるようになったが、それも困難になった。さらに、陣儀の「形式自体が大きく変質」し、「陣儀参加の公卿が、ほとんど上卿一人に限られるように」なり、「陣儀は上卿と職事および弁官・外記等によって事務手続きが進行するだけで、公卿間で議論が交されることもなくなり、公卿議定制としての形式すら全く失われて」いた。「一方、公卿の議定を経ない簡略な公的政務処理としては、消息宣下による口宣案発給などがあった。これは「奏事」を継承したものとも考えられようが、ここでの意思伝達<sup>II</sup>執行手続きは完全に形式化し、行政としての機能的実質は失われていた。本来の「奏事」においては、御所に出仕した弁官・職事(蔵人)が、当番の伝奏を通じて治天に公事を奏することになっている。治天の意思が決定したら、・・・、この逆に命令が職事から上卿を経て外記・弁官・史に伝えられ、文書が作成されることに」なるが、「当該期においては、こうした手順は存在しない。・・・。申請は推挙者が直接女

官(長橋局二勾当内侍)を通じて行つており、直ちに勅許を得た後、これまた推挙者が自ら職事の許に赴き口宣案を所望している。……このように、伝奏も介在せず、天皇に近侍しているはずの蔵人も自宅で「執務」しているのである。上卿も同様で、蔵人からの口宣と消息を自宅で受け取り、自らの消息を付して適宜内記・外記に送付するのである。……このように、天皇の政治的意思を実現するための恒常的機関としての伝奏―奉行は事実上存在せず、日常的に近似していたのは女官のみだったのである」と示しておられる(60)。形式的な太政官政治さえ執行できない政治状況において、公家の政務の実質的な伝奏役を長橋局が担ったのであろう。このような長橋局の経験的政治能力は、江戸幕府によつて禁裏附に対して職務法規が布かれる中で、長橋局や大御乳人とその反射的利益として職務権限の保証を得ることに結実するのである。さらに、武家伝奏とともに公武両属的な性格へと変化したものと考えられる。そして、京都所司代・禁裏附・武家伝奏とともに、幕府による朝廷統制政策の一翼を担ったのではなからうか。

次の記事は、長橋局が関白の命を翻している例である。すなわち、

史料④

一入内之節雑人拝見ハ、元文度無<sub>レ</sub>之候、対屋之拝見も今度御道筋可<sub>レ</sub>設場所も無<sub>レ</sub>之、若甚南方へ寄遙<sub>ニ</sub>拝見候様ニハ可<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>之由、関白殿へ申入之処、御内儀へ申談、今度ハ場所も無<sub>レ</sub>之混雑候而も如何<sub>ニ</sub>候間、相止候様可<sub>ニ</sub>取計<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>命了、

〔廣橋〕宝暦五年(一七五五)十月十六日条

史料⑤

一女御入内之節対屋之拝見人、今度ハ其場所も御門近所ニハ不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候、設候へハ甚南へ通候、今年ハ不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>候、若又今度ハ右設<sub>ニ</sub>も及間敷<sub>ニ</sub>武家より尋候間、治定之趣承度由、周防(※女房)を以長橋局へ申入之処、先格有<sub>レ</sub>之儀<sub>ニ</sub>候間、場所ハ何方<sub>ニ</sub>も不<sub>レ</sub>苦候、拝見所設有<sub>レ</sub>之候様被<sub>レ</sub>致度候由被<sub>レ</sub>示了、 (同、同年十月十七日条)

史料⑥

一入内之節対屋之拝見場所、如<sub>ニ</sub>先格<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>設候、其場所御臺所門之北方<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>設由、御附へ申達、此旨讃州(※京都所司代酒井忠用)へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申之由示了、

(同、同年十月十八日条)

史料⑦

一入内之節対屋拝見場所設候様<sub>ニ</sub>、長橋より被<sub>レ</sub>申出候間、其心得<sub>ニ</sub>御附(※禁裏附)へ申達候由、殿下へ申入了、 (同、同年十月二十一日条)

とある。④は、一条兼香の女である富子の入内(桃園天皇)に際して、入内の行粧見物の場所に関する関白と武家伝奏との遣り取りである。対屋(女房局)に適当な見物場所もないので取止める旨を御内儀へ申入れるべく関白が武家伝奏に下命している。そこで、関白の命を武家伝奏が長橋局に申し入れたところ、長橋局は、⑥に見えるように、先例もあることなので拝見場所を設置するように申し下している。そして⑦であるが、長橋局の申し下しを武家伝奏が禁裏附へ申し入れ所司代への伝達を促している。最終的に、⑦の通り、所

司代は長橋局の意向を採択して取り計らう旨を武家伝奏に伝え、武家伝奏は所司代の決定を禁裏附に伝えるように関白へ申入れている。そして、御台所門の北側に拝見場所の設置が決定されている。このように、長橋局が関白・武家伝奏とともに朝廷運営に大きく関与し、関白の意思決定といえども「先例」を引き合いに長橋局なりの政治的主張を行っている(61)。

この他、武家伝奏の事務手続きの不手際を糺し、先格の通りに行うように申し下していることが、次の記事から読み取れる。

史料③④

- ・一 大御乳人被<sub>レ</sub>申、今度内侍所仮殿御造営之事、関東相済候<sub>ニ</sub>付、摂政殿其段長橋へ被<sub>レ</sub>仰、せい(※内侍所刀自・齋)江可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>申渡<sub>一</sub>由被<sub>レ</sub>仰候<sub>ニ</sub>付、其段せいへ被<sub>ニ</sub>申渡<sub>一</sub>候処、先格伝奏よりも承候、又白川(※神祇伯)江も伝奏申渡候由白川よりも承候、今度何之沙汰無<sub>レ</sub>之候、先格之通<sub>ニ</sub>致度由申候由也、尚先格遂<sub>ニ</sub>吟味<sub>一</sub>可<sub>ニ</sub>申入<sub>一</sub>之由申入了、(廿二日、伯<sup>種書</sup>へ吟味之処、右之通無<sub>ニ</sub>相違<sub>一</sub>之間、其段以<sub>ニ</sub>大御乳人<sub>一</sub>長橋へ申入了、) 『廣橋』宝曆四年(一七五四)十二月二十一日条

- ・一 内侍所仮殿造営之事、先格之通白川へ令<sub>ニ</sub>吟味<sub>一</sub>可<sub>ニ</sub>申達<sub>一</sub>候由、摂政殿へ其通可<sub>ニ</sub>取計<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>命、

- ・一 内侍所御仮殿御造営之事、関東より相済来候<sub>ニ</sub>付、明春より御取か<sub>ニ</sub>り可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之由、白川二位并<sub>レ</sub>せいへ申渡了、(尤御本殿御修理之儀へ、追而又被<sub>レ</sub>申由示含了、右、申渡候由、廿三日、摂政殿へ申入了、) (同、同年十二月二十二日条)

とある。内侍所仮殿造営について「関東」＝「幕府」への手続きが済んだ旨を摂政が長橋局に申入れている。そこで、摂政の申し入れを長橋局が内侍所刀自の齋へ申し伝えたところ、刀自は、武家伝奏によって内侍所(刀自)に直接申し入れられるべきであり、同じく神祇伯白川家へも武家伝奏より申し入れるのが先規であると返答する。再び、この旨を長橋局が武家伝奏に伝達し、武家伝奏は先例に従って行う旨を返答している。最終的に武家伝奏が摂政に長橋局よりの伝達事項を申入れ、摂政は先規に拠るべきと下命している。このように、長橋局や女官などが摂政や武家伝奏に対して御内儀に関わる先例の吟味を促していることが間々見受けられる。先例を基調とした朝廷運営において、長橋局によって先例が勘考吟味され摂政・武家伝奏と対等に運営がなされていたのである。

さらに、長橋局が武家伝奏とともに朝廷運営に当たっていたことを窺い知ることができ、記事を示してみたい。

史料⑤

八日、晴天、家君其外両伝奏、公家衆六・七人、両大樹(※徳川家康・秀忠)為<sub>ニ</sub>御見

廻<sub>一</sub>、大坂御陣所へ罷下被<sub>レ</sub>申候、未刻大坂落城雑説之由世上<sub>ニ</sub>申候由承及候間、

両伝奏先延引可<sub>レ</sub>申候由被<sub>レ</sub>申候故、今日御見廻十日比延引也、只今大坂陣所より

人來候、城落候事必定也、申刻二雨降也、夜明迄不<sub>レ</sub>止、大坂落着、禁中へ申入候へハ、長橋御局御出候而念比御尋候、

『泰重卿記』62(慶長二十年(一六一五)五月八日条)

⑤は、大坂夏の陣に関する記述である。長橋局が武家昵近衆である土御門泰重に大坂の陣の戦況について詳細を尋ねている。⑥には、夏の陣に関する一連の情報に詳記されているが、長橋局が戦況の把握に努めているのも、戦況の流れによって朝廷の政治的な方向性を画する必要があるからであろう。長橋局は対外交渉を中心とした朝廷運営にもつぱら従事していたので、戦況把握は朝廷が今後の政治路線を選択決定するのに必要不可欠な情報であり、その収集に努めたのである。

史料⑥

廿日。へはるゝ。へはりまのまつたいらしゅう(※池田輝政)らうそく千丁しん上申。

ひろはし(※武家伝奏広橋兼勝)。くわんしゆ寺(※武家伝奏勸修寺光豊)ひろうあり。

なかはしより両人(※武家伝奏)まで文いつる。

『御湯殿』慶長十四年(一六〇九)十月二十日条)

⑥は、播州姫路城主池田輝政が禁中に蟬燭を献上し、手続きとして武家伝奏を介して長橋局まで進上していることを示している。そして、長橋局によって池田輝政宛の女房奉書が発給されて、武家伝奏に下されていることが分かる。幕末期の長橋局について一節⑦に「諸方よりの献上物も勾当内侍宛とされた」とあるが、近世初期に於いても同様であり、進献と女房奉書発給の手続きを理解することができる。また、武家伝奏との関わりを看取できる。

史料⑦

一、大御乳人被<sub>レ</sub>申、長田越中守(※禁裏附長田元輔)当年九十月之比無<sub>レ</sub>御用<sub>レ</sub>候ハ、致<sub>二</sub>参府<sub>一</sub>度由、今日御内儀<sub>二</sub>相伺候、無<sub>レ</sub>御用<sub>一</sub>候由被<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候間、為<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>被<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候、且山本恕哲事、恕軒没後御扶持拝領之儀達而相願候、外<sub>二</sub>外<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>之候間、差障<sub>二</sub>も相成間敷候間、恕軒へ被<sub>レ</sub>下候通可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下之旨可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>存候、仍内談之由長橋より被<sub>レ</sub>示、越中守事承知候、恕哲御扶持方之事、於<sub>二</sub>両人<sub>一</sub>(※武家伝奏)何之存寄無<sub>レ</sub>之候、御内儀之評議次第可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>之由申入了、

『廣橋』宝曆七年(一七五七)二月五日条)

⑦は、禁裏附の江戸参府願と医家の扶持に関する一件について記されている。まず、禁裏附の江戸参府願について見て行きたい。点線部分に見えるように、禁裏附の長田元輔は、参府願を先ず御内儀に申入れて、その「許可」を得てから、武家伝奏に「届出」を行って、いることに注目される。御内儀に対しては「許可申請」で、武家伝奏に対しては「届出申請」であって、承諾権は御内儀にあったことが理解できるのである。禁裏附や口向諸役人に関することは、表の武家伝奏ではなく、御内儀の長橋局によって完全に掌握されていたのである。次いで、医家の扶持の一件について見て行きたい。外科医の山本恕哲が父であ

る故恕軒と同様に扶持の拝領を御内儀に向けて願ひ出ており、長橋局は外科医が恕哲一人であることを鑑みて扶持を下す考えであるが、武家伝奏に内談をもちかけている。武家伝奏は、これに対して御内儀の評議結果に従う旨の返答をしている。前述したように、朝廷の運営は武家伝奏と長橋局によって行われていたわけであるが、両者は対等な関係で相互に協調しつつ朝廷運営が行われていたのである。また、推測するならば、御内儀の評議次第によっては武家伝奏や禁裏附の申入れ案件も否決され、反対に表における否決案件も御内儀においては許可される可能性があつたのではなからうか。

史料④

一 岩倉侍従方領之事、猶関東令<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>相濟候由申入、今日於<sub>二</sub>長橋局<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>例可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰

出<sub>二</sub>哉<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>大御乳人<sub>一</sub>長橋<sub>江</sub>申入、（本多老中）伯耆守<sub>（※老中）</sub>より受取、附<sub>二</sub>大御乳人<sub>一</sub>披<sub>二</sub>露之

百俵

岩倉侍従

右、方領之儀、被<sub>二</sub>仰進<sub>一</sub>候、書面之通、從<sub>二</sub>当未年<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下候、以上、

三月

表包、折かけ

方領之書付

右之通出、今日可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>之間、岩倉可<sub>二</sub>召寄<sub>一</sub>被<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>、（恒興尚具）岩倉父子召寄、先内々兩

人申合、猶長橋可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>之間、彼局<sub>江</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>向之由示<sub>レ</sub>之、以<sub>二</sub>表使<sub>一</sub>長橋<sub>（通達）</sub>

聞<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>向之由示<sub>レ</sub>之、（頼東）暨父子被<sub>二</sub>帰参<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>届、兩人謁、関東<sub>二</sub>

而受取書付為<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>見了、（頼東）撰政殿・議奏葉室中納言<sub>（頼東）</sub>へも為<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>申入置了、

右、今日被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事、以<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>示<sub>二</sub>遣豊後守<sub>一</sub>、（松平家訓）（※京都所司代）、（頼東）岩倉父子為<sub>レ</sub>礼行

向之事、同申遣在<sub>二</sub>二条往来<sub>一</sub>、  
『廣橋』宝暦元年（一七五一）四月三日条

④は、岩倉恒具の子息・尚具の方領願の一件についてである。関東よりの承諾を受けて、武家伝奏がその旨を記した老中奉書を大御乳人に付して長橋局への披露を申し入れているとともに、通例のように長橋局より方領支給の決定について岩倉へ申し下すかどうか問い合わせられている。そして、長橋局より老中奉書の通りに申し下す旨の返答が大御乳人を介して伝えられ、武家伝奏は岩倉父子を召して関東より方領拝領の承諾があつた旨と長橋局より正式に申し下される旨を伝えている。岩倉父子は「長橋局」に参上して長橋局より正式に申し下されている。その後、岩倉父子は再び武家伝奏の詰所に戻り、長橋局より正式に仰せ下された旨を両伝奏に報告し、両伝奏より老中奉書が示されている。さらに、武家伝奏は撰政と議奏に報告している。④とともに、長橋局が廷臣の知行について関与していることが理解できる。武家伝奏ではなく、長橋局によって関東よりの承諾を正式に仰せ下さ

れているのも興味深い。

以上に述べてきたように、朝廷の運営は摂関・武家伝奏・議奏・京都所司代・禁裏附・長橋局・大御乳人によって行われ、公武の諸伝達は、〈將軍→老中→京都所司代→禁裏附→武家伝奏→(議奏)→大御乳人・右京大夫・表使→長橋局→天皇〉という伝達経路の制度化が見られる。しばしば、〈將軍→老中→京都所司代→禁裏附→武家伝奏→天皇〉という図式の公武の交渉ルートで説明されるが、今まで述べてきたように長橋局と大御乳人の介在を看過するわけにはいかない。

#### 六、大御乳人について

女房奉書は、長橋局によってなされるのが通例であることは周知の如くである。しかし、長橋局の職務補佐を職掌とする命婦の二藤である大御乳人によっても女房奉書の発給が行われていたと考えられる。そのことを示すものが次の史料である。

史料④

一 伏原殿<sup>え</sup>銀五枚大御乳のふみ<sup>ふみ</sup>にて出ス

〔『押小路甫子日記』(63)安政六年(一八五九)三月二十八日条〕

と見えるように、大御乳人より奉書と推定される文書が発給されている。長橋局は、今まで述べてきたように、職務範囲が御内儀のみに止まらず朝廷運営全般に関与している。とくに、近世中期になると、公武に関わる行事儀式や折衝などが増加傾向にあったので、幕府との対外交渉を行う長橋局の職務は広範に及ぶこととなる。そこで、長橋局の職務補佐を職掌とする大御乳人が、ある程度独自の判断によって御所内の職務を遂行していたのはなからうか。

次の④は、孝明天皇の皇女である富貴宮の凶事について記されたものであるが、

史料④

一、朝御盃まいる、佛華光院宮様御凶事に附御進物御祠堂金取調申上候様伝奏衆より申渡され候、取調候所御遣物御会釈銀七十枚金十兩准后様え御会釈、雲龍院御祠堂金三十兩、同御茶とう料金三兩、口向より御内儀え上候様申入有、右に附准后様え銀七十枚ト金十兩御会釈にまいらせられ候、御使越後殿参られ候、

一、金三十兩ト三兩、是は御引はらい後奏者所御内玄関え雲龍院を召して取次より渡候由也、

(『押小路甫子日記』、安政六年八月二十八日条)

と、佛華光院宮、すなわち富貴宮の凶事に際して、供物と祠堂金の先例調査を武家伝奏より申入れられ、大御乳人によって武家伝奏に返答されている。また、傍線部に見えるように、口向に関わることも管掌している。時代が下るにつれて長橋局の職務を補佐するとともに、独自で武家伝奏や口向との交渉に当たっている。

以上のように大御乳人も長橋局に准じた職責を果たし、御内儀の代表者の一員として朝

廷運営に参与した。

七、長橋局の侍女と青侍

第五節で検討したように、長橋局の職務は広範囲に及んでいる。従って、長橋局は多くの侍女に職務を補佐させていた。そのことは、次の史料から確認することができる。

史料④

一、長橋殿へ参了、御局へ一頭切・快氣散進了、同官女右京大夫・新大夫・茶々・タツ・久助・同アヤ・御コヤノウハ等同十服ツと遣了、

『言経卿記』慶長六年(一六〇一)九月二十七日条)

④には、記主である山科言経が調葉を家職とすることから、長橋局に葉を持参したことが記されている。そこで、記主の言経は長橋局の侍女にも葉を配っているが、傍線部に見えるように、御服所の右京大夫・新大夫をはじめとして、茶々・タツ・アヤヤ・御コヤノウバなどの官女・下女を抱えている。また、久助なる下男も存在したことが知られるのである。

史料⑤

一、長橋殿へ御服之御下行之事申处、キリ苻(※切苻)被<sub>レ</sub>出了、如<sub>レ</sub>此、親王様御はんしり(※半尻)の入用として式拾壺斗二升、同てうれう壺石、上様冬の御なほしてうれう(※直衣調料)壺石、合式拾参石壺斗二升者、山科御蔵米(※山科七郷は禁裏御料所で、山科家が代官を務める)を以山科殿可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>者也、

慶長八年  
七月十二日

長橋殿御内  
あやノ墨印

廣橋殿  
(兼勝)

御下代速水右近殿

万里小路殿  
(元勝)

御下代佐河半右衛門尉殿

勧修寺右大弁殿  
(光盛)

御下代井家撰津守殿

五辻殿  
(之祐)

御下代宇野平介殿

則廣橋へ可<sub>レ</sub>申处、参内也、当月奉行廣橋也云々、

『言経卿記』慶長八年(一六〇三)七月十二日条)

内蔵頭を代々世襲して衣紋の家としても知られる山科家であるが、記主の山科言経によって、長橋局に親王の半尻や天皇の直衣の調進料について申入れられている。そこで、長橋局において書付が手渡されるのであるが、その書付には調進料の内訳と支弁方法が記載され、長橋局の官女である「あやノ」の署名・墨印を持つものであった。ここから、長橋局

の侍女によって、煩瑣な事務的職務が処理されていたと考えられる。

史料④

一、長橋殿―新兵来、昨日葉少駿也云々猶所望、三包遣了、

〔言経卿記〕、慶長八年十一月四日条

と、④で見た「久助」のほかに「新兵」なる下男が長橋局の使番として働いていることがわかる。第一節の史料②の点線部にも「長橋殿御内与五郎」と見え、複数の下男の存在を確認することができる。また、近世中期においても、『廣橋』宝暦四年（一七五四）四月十九日条に「長橋家来本山清左衛門」と見え、士分を召抱えていたことが窺い知れるのである。

以上のように、長橋局には多くの侍女・青侍が侍り、長橋局の指揮の下に対外交渉など実務に当たっていたのである。

おわりに

豊臣秀吉による禁裏御所造営（天正度）によって、それまで清涼殿に同居していた御常御殿が独立し、長橋局も対屋の一面より一殿舎として分離され、御内儀の空間が整備される。さらに、寛永二十年（一六四三）八月三十日の明正天皇の譲位と後光明天皇の践祚に際して、幕府は禁裏附武家を任命・派遣するとともに、その職務法規である「禁裏附役人令条」が發布される。それには、禁裏附が禁裏警衛と口向（勝手向・金銭出納）のことを管掌する旨が明記され、（表（撰関・武家伝奏・議奏）・口向（禁裏附・口向諸役人）・御内儀（長橋局・大御乳人）の制度的確立が見られる。これによって、御内儀は長橋局が管掌し、さらに長橋局と大御乳人が口向を監督すべきと、長橋局・大御乳人の職務権限が幕府より保証される。一般的に、長橋局については「表向きに関与し女房奉書の発給を行った」とされてきたが、本稿において史料的に長橋局の職掌を明らかにし、その職掌も女房奉書の発給に止まらず広範に及ぶものであったことを明らかにした。そして、長橋局が関白・武家伝奏・議奏の三職とともに朝廷運営に加わり公武間の対外交渉に関係したのも、「禁裏附役人令条」によるもので、武家伝奏とともに公武両属的な性格を帯びるのである。毎年二月、三月に、天皇の使として武家伝奏が年頭使として江戸に派遣されるが、

史料⑤

・・・、次両公（將軍徳川家重・嫡子家治）御出座、次撰家使、・・・、門跡使、・・・、

次勾当内侍進物、（梅園郡子）（大高十帖・繡珍一本）、中奥披（露之）、次兩人（※武家伝奏）自分之

礼如レ例、右方ニ着座、伯耆守（※老中・本多正珍）取合、兩人退去、・・・、

（『廣橋』宝暦五年（一七五五）三月五日条）

史料⑥

一、両公御出座、撰家門跡（入道重隆子）（照高院・青蓮院・圓滿院）、使者口対顔、（高家披露）

〔梅園郡子〕  
勾当内侍年頭之御祝儀、高家披露、〔勾当内侍入内〔※閑院宮直仁親王王女倫子の徳

川家治への婚嫁〕之御祝儀進上物者、於御勝手一有披露一、先格之由也、・・・、  
〔同、同六年（一七五六）三月二日条〕

と、天皇・摂家・門跡・武家伝奏とともに、長橋局より年始の祝儀が進上されている。このことは、幕府側の記録、高家肝煎・吉良上野介義央による『禁中式目』〔64〕にも確認できる。

#### 史料⑥

##### 一、勅使御礼之次第、

- 一、禁裏様御太刀勅使持参、上様御頂戴之後殿上人請取御床納、
- 二、中宮様御進物請取殿上人次へ引、
- 三、女院様右同次第、
- 四、親王様御太刀勅使持参、殿上人請取御床内ニ納ル、
- 五、勾当内侍進物下段中程、
- 六、勅使自分の御礼下段中程、

と、天皇・中宮・女院・親王と並んで長橋局より將軍家へ進物が届けられている。

#### 史料⑦

一、今日辰半刻、寒中為御尋一從禁裏准后一致拝領物一候、從禁裏御使土山右近將監相越〔※口向・執次〕、大書院例席北側〔著座会釈いたし候、御使自分向〔著座〕付扇子取少シ進ミ候は、長橋局より之御口上被申一述之〕退座、自分上段際〔進ミ〕拝領之御品頂戴之、畢而復座、御受可一申上旨及会釈一、御使初之如く著座有之自分進ミ左之趣御受申一述之

益御機嫌克被成御座恐悦奉存候、寒中御尋以御使一種頂戴仕難在仕合

奉存候、此段長橋局迄宜御沙汰頼入候、

右之通申述、被帰候節式臺迄送之、・・・、

〔所司代日記〕〔65〕安政四年（一八五七）十二月十九日条

⑦には、孝明天皇と女御の九条夙子より歳末の寒中見舞いが二条城に届けられたことが記されている。使者である口向執次の土山武邦が所司代・土屋采女正寅直と対面しているが、その際に長橋局の口上を伝えている。そして、所司代は使者を通して長橋局に御礼返答・口上の奏上を依頼している。

このように、長橋局は近世を通して武家伝奏とともに公武間のパイプ的存在であり、公武両属的な性格を有していたのである。

また、御内儀は奥向きといえども、近世以降、内々的な行事儀式が成立・発展するなかで、行事儀式の場としての性格を深めていき、単なる天皇・女官の私的空間には止まらなくなる。とくに、江戸幕府の成立によって公武間に関わる行事儀式が新たに成立するが、

それらの行事儀式は主に御内儀で行われ、御内儀という奥向きの空間が公的な性格を帯びるようになる。そして、御内儀で繰り広げられる行事儀式に参仕する女官によって、それらに対応するために備忘として日記が付けられ、また日記より行事儀式の別記が作成されるなど、女官による記録行為が活発となる。とくに、長橋局や大御乳人による記録が今日に多く遺存していることに注目される。長橋局は、その性格上、多くの侍女や青侍などの家来を抱え、記録行為も含めて事務的な職務を補佐させていた。

しばしば、近世期の朝廷運営の仕組みとして（将軍や老中、京都所司代、禁裏付、武家伝奏、関白、天皇）という図式で説明されることが多いが、この図式の中に長橋局と大御乳人の存在を忘れてはならない。表の決議を大典侍局・長橋局・大御乳人による評議・決定を経て最終的に天皇に奏上されるのである。このような構図で、近世を通じて朝廷運営が行われていたのである。しかし、長橋局が公武両属の性格を帯びて徳川将軍家との結びつきが強く、また、進献・金銭出納などの朝政の中核的職権を保持していたことから、薩摩・長州を中心とする明治新政府によって早くより改革対象とされた。

#### 史料⑥

二十五日 曩に留守宮内省の分課を定めしが、是の日、京都御所の奏者所・局会所等を廃し、諸社諸寺よりの神符・護符・献上物其の他諸願の類及び諸所よりの使者等は総て宮内省表玄関に於て之れを処理することに改め、内廷の鍵番亦免ぜられ、宮内省官吏二名之れに当る、其の他旧習を更革する所尠からず、女官等革新の意表に出づるに驚くと云ふ、  
〔明治天皇紀〕（66）明治三年一月二十五日条

⑥から、長橋局の職掌である献上物等の出納管理が宮内省に移管されていることが確認でき、実質的に長橋局の職務権威が失われている。かくして、薩摩閥の吉井友実の奔走と徳大寺実則の働きにより、奥向きの決定権を奪う目的で明治四年（一八七二）八月一日に「女官総免職」が断行され、長橋局・勾当内侍は廃止されることとなる。

#### 注

- (1) 野村忠夫『後宮と女官』（教育社、昭和五十三年七月）。
- (2) 須田春子『律令制女性史研究』（千代田書房、昭和五十三年五月）、同『平安時代後宮及び女司の研究』（千代田書房、昭和五十七年五月）。
- (3) 角田文衛『日本の後宮』（學燈社、昭和四十八年）。
- (4) 吉川真司「律令国家の女官」（『日本女性生活史』一、東京大学出版会、平成三年八月）、同『律令官僚制の研究』（塙書房、平成十年三月）。
- (5) 奥野高廣『皇室御経済史の研究』（歎傍書房、昭和十七年七月）、同『戦国時代の宮廷生活』（平成十六年一月、統所群書類従完成会）。
- (6) 吉野芳恵「室町時代の禁裏の女房―勾当内侍を中心として」（『国学院大学大学院紀要―文学研究科―』第十三輯、昭和五十六年）。

- (7) 下橋敬長述・羽倉敬尚注『幕末の宮廷』(平凡社、平成七年九月)。
- (8) 河緒実英『宮中女官生活史』(風間書房、昭和三十八年十一月)。
- (9) 高橋博「後桃園天皇大御乳覚帳」にみる奥の制度と社会」『書陵部紀要』第五十号、平成十一年三月)、「近世の典侍について」『人文(学習院大学人文科学研究所)』一  
号、平成十五年三月)、「近世の命婦について」『日本歴史』第六七六号、平成十六  
年九月)、「近世後期における掌侍の制度的検討」『国史研究(弘前大学)』第一一七  
号、平成十六年十月)、「近世後期の三仲間に関する諸問題」『人文(学習院大学人  
文科学研究所)』三号、平成十七年三月)、「中宮女房銷子雑用留」―翻刻と解題―  
『大倉山論集』第五十一輯、平成十七年三月)、「近世後期の仙洞・大官等における  
女官制度」『日本歴史』第六八八号、平成十七年九月)。
- (10) (8)に同じ。
- (11) 石井良助編『徳川禁令考』(創文社、平成二年十一月)。
- (12) 禁裏附については、下橋敬長『幕末の宮廷』や石川和外「禁裏附武家 朝廷内の旗  
本」(高埜利彦編『朝廷をとりまく人びと』(身分的周縁と近世社会8)(吉川弘文館、  
平成十九年七月))に詳しい。禁裏附は、禁裏御所を構成する表・奥・口向のうち、  
口向の諸役人を統轄する執次(長橋局の配下で地下官人)を支配下において口向全体  
を監督した。寛永二十年(一六四三)、後光明天皇即位に際して設置。公家衆の行跡  
を監督、諸門警備、禁中の経費の出納管理などを職掌とした。旗本から二名任じら  
れ、役高一〇〇〇石、役料一五〇〇俵(月番制)。所司代の指揮をうけ与力・同心や  
禁裏御賄頭などを配下とした。慶応三年(一八六七)の王政復古で廃止されるまで、  
幕府の朝廷支配機構の一翼をになった。また、口向は禁裏附を筆頭に「執次」(廷臣、  
禁裏に七人・仙洞に四人)・「賄頭」(幕臣御家人、一人又は二人)・「勘使兼御買物方」  
(幕臣御家人二人・廷臣二人)・「御膳番」(五人)・「板元吟味役」(十五軒の内三軒)、  
「板元」(十五軒)・「修理職」(二人)・「賄方」(五人又は六人)・「鍵番」(女孺の命  
により、御錠口の四枚の戸に鍵を開閉)・「奏者番」(四人)五人、献上物の管理)・「使  
番」(二〇〇人以上で、番頭二人・定加勢一人・筆頭三人)によって構成されている。
- (13) 高橋博「近世の命婦について」『日本歴史』第六七六号、平成十六年九月)、同「後  
桃園天皇大御乳覚帳」にみる奥の制度と社会」『書陵部紀要』第五十号、平成十一  
年三月)。
- (14) (7)に同じ。
- (15) 『統群書類従』、統群書類従完成会。
- (16) 『大日本古記録』、岩波書店。
- (17) (11)に同じ。
- (18) 藤井讓治「江戸幕府の成立と天皇」(永原慶二編『講座・前近代の天皇 第二巻 天  
皇権力の構造と展開 その2』青木書店、平成五年四月)。
- (19) (8)に同じ。

- (20) 藤岡通夫著『京都御所(新訂)』(中央公論美術出版、昭和六十二年十月)。
- (21) (20)、是澤恭三「皇居「御湯殿上」の間の性格(一)」、『日本学士院紀要』第九卷・第三号、昭和二十六年十一月、同「皇居「御湯殿上」の間の性格(二)」、『日本学士院紀要』第十卷・第一号、昭和二十七年三月)。
- (22) 『史料纂集』統群書類従完成会。
- (23) 『史料纂集』、統群書類従完成会。
- (24) 三田村鳶魚『御殿女中』(青蛙書房、昭和五十七年五月)、高柳金芳『江戸城大奥の生活(生活史叢書7)』(雄山閣出版、昭和五十五年十二月)。
- (25) (20) 同。
- (26) (20) 同。
- (27) (8) 同。
- (28) (20) 同。
- (29) 京大学文学部所蔵「天寿院贈内府(光豊公 参議) 御記」(通称「光豊公記」、函号・国史=勅修寺=三五六一一)の慶長八年二月十二日条に  
將軍宣下書  
 十二日 晴、將軍宣下有<sup>レ</sup>之、上<sup>正二位・權大納言・武家伝奏・広備兼藤</sup>卿兼 勝<sup>源左中弁・勲九光臣</sup>卿、奉行光広朝臣、参仕弁俊昌、  
(藏人・左弁・坊城官)  
 地下ノ者共如<sup>レ</sup>例、……、為<sup>二</sup>勅使<sup>一</sup>伏見へ内府へ参、將軍ノ宣旨、氏長者宣旨、  
(主君久徳)  
 牛車宣旨、兵仗宣旨、淳和奨学両院ノ宣旨有<sup>レ</sup>之、先<sup>二</sup>伏見<sup>一</sup>、久脩<sup>二</sup>参<sup>一</sup>御身  
 固<sup>一</sup>□□、勅使(予)御礼申上候、……、  
 と、將軍宣下に関して記されている。
- (30) 平井誠二「前期幕藩制と天皇」(永原慶二編『講座・前近代の天皇』第二卷(青木書店、平成五年四月))
- (31) 『大日本近世史料』、東京大学出版会。
- (32) 平井誠二「江戸時代における年頭勅使の関東下向」(『大倉山論集』第二十三輯、昭和六十三年三月)
- (33) 『日本史籍協会叢書』、東京大学出版会。
- (34) (7) 同。
- (35) 『日本史籍協会叢書』、東京大学出版会。
- (36) 『日本史籍協会叢書』、東京大学出版会。
- (37) 酒井信彦『後水尾院当時年中行事』の性格と目的」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第七号、平成九年三月)
- (38) 酒井信彦「朝廷年中行事の転換―「御祝」の成立―」(『東京大学史料編纂所報』第十八号、昭和五十九年三月)、同「諸礼」の成立と起源」(『日本歴史』第四二六号、昭和五十八年十一月)
- (39) 酒井信彦「諸礼」の成立と起源」(『日本歴史』第四二六号、昭和五十八年十一月)

- (40) 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、函号・勅六七―六一―四。
- (41) (7)に同じ。
- (42) 『故実叢書』第二十三卷、明治図書出版、昭和五十二年六月。
- (43) 宮内庁書陵部蔵、函号・四一三―三七三。筆跡と内容から、記主は幕末期の勾当内侍・高野房子と推定される。
- (44) 宮内庁書陵部蔵、函号・四五九―一〇三。記主・高野房子。天保十一年(一八四〇)三月十四日に東宮(統仁親王・のちの孝明天皇)の中臈として右京と称して出仕、踐祚に際して掌侍に補され新掌侍と称する。安政五年(一八五八)十一月二十三日に勾当内侍に任じられる。
- (45) 御誕生御祝儀の記述が十二月にあり、「雪消」の行事が天和年中より行われなくなつたという記述を考え合わせると、天和以降で十二月を誕生日とするのは中御門天皇以外に該当しない。因みに、中御門天皇は、元禄十四年(一七〇二)十二月十七日に降誕、宝永六年(一七〇九)六月二十一日に踐祚、翌年の十一月十一日に即位、享保二十年(一七三五)三月二十一に讓位されているので、この間に作成されたものと考えるのが妥当であろう。
- (46) 宮内庁書陵部蔵、函号・二〇八―七一九。外題には「宮中雜記」とあり、一丁表の本文はじめには「宮中雜記 御清間年中行事」とある。
- (47) (7)に同じ。
- (48) 天理大学附属天理図書館蔵、函号・三二八・六一―一三。大御乳人は日次記(『押小路甫子日記』(『日本史籍協会叢書』))をはじめとして、「大御乳人甫子雜記」(宮内庁書陵部蔵、函号・明―一二〇)や「嘉永元年大嘗会阿茶心覚拔書」(天理大学附属天理図書館蔵、函号・三二八・八―七七)などの別記類を作成している。当該記録も別記の一つと考えられる。
- (49) 宮内庁書陵部蔵、函号・庭―二三。
- (50) 「宰相典侍庭田嗣子日記」、内題には「心覚」とある。縦二〇・八糎、横十三・五糎。記録期間は、安政二年(一八五五)より文久元年(一八六一)に至る六年間。嗣子の自筆原本・十三冊が宮内庁書両部に蔵されている。函号、庭―五。
- (51) 宮内庁書陵部蔵、函号・二六六―六〇二。
- (52) 宮内庁書陵部蔵、函号・二〇九―二三三。
- (53) 宮内庁書陵部蔵、函号・二〇九―三二二。
- (54) 名古屋市蓬左文庫蔵、函号・六一―一〇。
- (55) 宮内庁書陵部蔵、函号・二〇九―五九七。
- (56) 宮内庁書陵部蔵、函号・一七五―五六一。
- (57) 宮内庁書陵部蔵、函号・一〇四―一二。
- (58) 『史料纂集』、続群書類従完成会。
- (59) 続群書類従完成会。

- (60) 池亨「戦国・織豊期の朝廷政治」、『一橋大学研究年報 経済学研究33』平成四年七月)。
- (61) 関白・武家伝奏と共に朝廷運営を行う長橋局が、その運営活動に資する為に御内儀サイドの先例参看に備えて『御湯殿』を記していたことも想定できる。
- (62) 『史料纂集』、統群書類従完成会。
- (63) 『日本史籍協会叢書』、東京大学出版会。
- (64) 宮内庁書陵部蔵、函号・二〇九一六〇〇。
- (65) 『日本史籍協会叢書』、東京大学出版会。
- (66) 宮内庁『明治天皇紀 第二』(吉川弘文館、昭和四十四年三月)。

○表一 近世初期に於ける禁中女官の構成人員(7)

	典侍(定員4名)	掌侍(定員4名)	命婦(定員7名)	御下衆	御雇
慶長5年 (後陽成天皇)	新大典侍・権典侍・ 女典侍・新典侍	長橋局(勾当内侍)・新 内侍	伊予・大御乳人	かめ・竹(女孀)、阿茶(御末)、右京大夫(御服 所)、まみ・五々・たと・小塵々(供御所)、高橋、 かゝ	御みつ御寮人(広橋兼 勝女・典侍格)・御まん 御寮人(命婦格)
慶長6年 (後陽成天皇)	権典侍・女々典侍・新典侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳人・ 出雲	阿茶・得銭・アヤ・ウメ・カ・ネ(御末)、鶴・ 亀・玉・竹(女孀)、右京大夫・新大夫(御服所)、 五々・小塵々(供御所)、まみ・茶々、アゴ、ナカ、 コヤ、高橋、大隈、ヤ、山國	御みつ御寮人・御さち 御寮人
慶長8年 (後陽成天皇)	大典侍・新大典侍・権典 侍・女々典侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳人・ 出雲	阿嘉加(御末)、五々・たと・小塵々(供御所)、御 あこ、御こや、高橋	御みつ御寮人
慶長9年 (後陽成天皇)	新大典侍・権典侍・女々典 侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳人・ 出雲	梅・カ(御末)、右京大夫・新大夫(御服所)五々・ たと・小塵々(供御所)、御あこ	御みつ御寮人・御ちや う御寮人
慶長12年 (後陽成天皇)	藤大典侍・源大典侍・新大 典侍・権典侍・女々典侍	長橋局・藤内侍・菅内 侍・中内侍・平内侍	伊予・大御乳人・ 出雲・讃岐・土佐・ 下野	阿茶(御末)、新大夫(御服所)	
寛永2年 (後水尾天皇)	上臈・大典侍・大納言典 侍・新大典侍・権大納言典 侍・権典侍・新典侍	長橋局・中内侍・新内侍	伊予・周防・美作・ 土佐・下野・伊勢	中務、右京大夫(御服所)	
天和3年 (靈元天皇)	大典侍・大納言典侍・権典 侍・新典侍	長橋局・少将内侍・新内 侍	伊予・大御乳人・ 淡路・近江	右近、小弁、右京大夫・大夫(御服所)	御ひさ御寮人(五條為 庸息女)
貞享3年 (靈元天皇)	大納言典侍・大夫典侍・新 典侍	長橋局・菅内侍・新内侍	伊予・大御乳人・ 淡路・近江	小弁、右近	

月日	事由
1月3日	年賀御礼。㊦
7日	江戸下向暇乞。
10日	冷泉江戸下向暇乞を言経が申入れ。
18日	親王装束東・指貫調進を下命さる。子息重精加級の礼。
22日	親王装束調進費の目録を進上す。
24日	親王装束調進費の目録を進上す。
27日	装束調進費手付金下給の礼。
2月18日	官位昇進補任歴名を下付さる。補任歴名の添削を下命さる。
19日	内々衆次第の進上を下命さる。
23日	親王装束を進上す。並びに調進費目録を進上す。
24日	立寄り。
3月1日	診脈。㊦
3日	上巳の礼。
18日	海風賜拝領の礼。
25日	対顔。

○表三

	表	奥
慶長度御造営 (慶長18年)	紫宸殿・軒廊・障座・宣陽殿・長橋廊・清涼殿・殿上及び諸大夫間・記録所・小御所・御学問所・月華門・右掖門・左掖門・日華門・日御門・四足御門・御唐門・南御門・鳥部屋・番所	常御殿・内々御番所・男居(おとこずえ)・大台所・清間・一对屋・二对屋・对屋下屋・御清所・女御御殿・仕丁部屋・鳥飼部屋・御台所門
寛永度御造営 (寛永19年)	紫宸殿・軒廊・障座・宣陽殿・長橋廊・清涼殿・殿上間・諸大夫間・御車寄・御黒戸・記録所・小御所・御学問所・内々御番所・外様番所・非蔵人部屋・御茶湯所・落間・舞台・楽屋・御文庫・御蔵・土蔵・翠簾・畳部屋・詰衆部屋・大工部屋・番所・月華門・右掖門・左掖門・日華門・南御門・日御門・四足御門・御唐門	常御殿・御三間・御湯殿・長橋局・男居(おとこずえ)・台所・清間・一对屋・二对屋・对屋下屋・清所・台所・台所物置・女中方御蔵・御蔵・女傭部屋・御物仕部屋・切手部屋・侍部屋・炭部屋・仕丁部屋・腰掛・伊豆部屋・石見部屋・台所門・番所
延宝度御造営 (延宝3年)	紫宸殿・軒廊・障座・宣陽殿・長橋廊・清涼殿・殿上諸大夫間・御車寄・記録所・小御所・御学問所・内々番所・外様番所・非蔵人部屋・御詰番所・非蔵人詰所・翠簾畳部屋・主膳部屋・御修法仮台所・御文庫・御蔵・物置・舞台・楽間・楽器蔵・伶人部屋・伶人楽屋・南御蔵・番所・御奥宿・日華門・月華門・右掖門・左掖門・日御門・四足御門・御唐門	常御殿・申口部屋・男居・長橋局・参内殿・奏者所・御物師部屋・御黒戸・春宮御休所・東对屋・西对屋・对屋下屋・後清間・台所・塩噌蔵・台所方物置・客人部屋・供御所・勤使部屋・女傭部屋・小細工部屋・取次部屋・仕丁部屋・鳥飼部屋・番所・台所門・女御御殿

○表二 近世初期における禁裏諸殿舎

4月4日	楊弓の矢を觀覽に供うため持參。快氣散進上
15日	院御所稱直垂着用の前例を返答（前日に長橋局より音信あり）。
22日	親王裝束調進を下命さる。
24日	快氣散を進上す。
5月2日	冷泉為滿の依頼により源氏物語奥入書写の料紙不足を申入れ。
8日	冷泉為滿書写の源氏物語奥入を進上す。
9日	冷泉為滿の源氏物語奥入書写に対する褒詞の仰下しを命ぜらる。
11日	快氣散を進上す。㊦
15日	双瓶拝領の礼。
28日	快氣散を進上す。
6月5日	藤谷為賢元服の事を申し入る。
17日	快氣散を進上す。㊦
23日	香薰散を進上す。診脈。㊦

## 第四章 近世期における禁裏女房の消息について —女房奉書を中心にして—

はじめに

一般的に、古文書学において女性の文書といえは、まず仮名書きによる女房奉書が挙げられる。女房奉書は、通説では、内侍宣にその源流が求められ、奏請宣伝を職掌とする勾当内侍が天皇の意思を奉じて作成・下付する仮名書きの書状で、綸旨に代る働きをするものとされている<sup>(1)</sup>。特徴としては、日付・差出書・充書をもたず、雁行様の散し書きであることである<sup>(2)</sup>。成立は、鎌倉時代とされているが、五味文彦氏は後鳥羽院政期とされている<sup>(3)</sup>。また、吉川真司氏は始原を九世紀段階とされ、社会的確立を十世紀後期とされている<sup>(4)</sup>。特に、吉川氏に拠ると、蔵人所が成立してより内侍の職掌であった奏請宣伝が蔵人の行うところとなり、十世紀後期以降になると内侍宣の発給自体がほとんど行われなくなったとされる<sup>(5)</sup>。しかし、『蜻蛉日記』『枕草子』『宇津保物語』『讃岐典侍日記』などの王朝女流文学に見られる「仰せ書」「宣旨書」という語に着目され、これを女房奉書に比定されている。そして、十世紀後半には仮名書状の書式が整い、女官の仰せを男官が書きとめる内侍宣に取って代わって女房自身が仰せを記し留めた中世につながる女房奉書が発達したと導かれている<sup>(6)</sup>。これは、律令制が衰退・形骸化し権門を基軸とする新たな社会関係が発達するのと時を同じくするもので、「私的」な役割を担うのみであった仮名が広範に用いられ始め、女房の社会的・政治的活動を保証し始めたとも述べておられる。

時代は下るが、室町時代以降には、男性による散らし書きの仮名書状が見られるようになる。

### 史料①（図版①）

（※原本散し書き、私に読点を付す）

仰のよし承候、いよ／＼、御機嫌よく、めて度存候、此度江戸より進上候、御なか五ゆひ、はいりやう、いたし、かしこまり、入候、よろし敷、やうに、もうし、申可給候、

勾当内侍とのへ きん見

（「黒御所撰家方よりの御文」西園寺公晃書状 江戸ヨリ進献ノ御配拝領の御札<sup>(7)</sup>）

①のように、おもに廷臣が勾当内侍などの女房に宛てた書状に用いられていたが、書状を差し出す相手によって真名・仮名を使い分けていたのである。従って、真名が男手、仮名が女手という概念が、必ずしも適当とは言えないのである。このことは、宸筆の女房奉書が数多く京都御所東山御文庫に遺存していることから裏付けることが可能である。

本稿においては、先学諸氏の御教示を受けつつも、いまだ研究成果の蓄積が乏しい中世末期より近世期の禁裏女房による消息に着目し検討を行うとともに、男筆との関わりにつ

いても考察を加えてみたい。なお、引用史料については、読点・訓点を施したことを断つておく。

#### 一、女房奉書について

女房奉書については、勾当内侍によって天皇の意を奉じて発給されるものと一般的に理解されている<sup>⑧</sup>。江戸時代中期の有職故実書である『故実拾要』巻二<sup>⑨</sup>には、「長橋局」について、

#### 史料②

・・・、掌侍四人ノ中第一ノ女房ヲ勾当内侍ト云、長橋ノ局是ナリ、今代勾当内侍掌<sup>ニ</sup>奏請宣伝<sup>一</sup>也、又自<sup>ニ</sup>將軍家<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>内書<sup>一</sup>、則<sup>レ</sup>仮名書ヲ以<sup>レ</sup>宛<sup>ニ</sup>勾当内侍<sup>一</sup>内侍奏<sup>ニ</sup>天子<sup>一</sup>其勅<sup>ニ</sup>宣<sup>一</sup>ヲ受テ仮名書ヲ以<sup>レ</sup>達<sup>ニ</sup>伝奏<sup>一</sup>、是ヲ女房ノ奉書ト云、・・・、

と見える。奏請宣伝を職掌とする勾当内侍のもとに届けられた將軍家よりの仮名書状が奏上され、勅答を受けた勾当内侍が認めた仮名書状でもって武家伝奏を経て下されたものが女房奉書なのである。また、近世末期に一条家の諸大夫であった下橋敬長氏も、長橋局の職掌を述するなかで、「御内儀から諸方へ出る御使は長橋局より執次に命じ、執次から使番に命じます。また諸方へ出す御文はすべて長橋局の名を以て出しますし、諸方から参ります献上物は奏者番から右京大夫を経て長橋局へ上がります」<sup>(10)</sup>と、女房奉書について触れている。すなわち、長橋局によつて発給され、武家伝奏を通じて下されるものを女房奉書というのである。

#### 史料③

一、常御所御<sup>(挿除)</sup>そうし也、関東より御茶つほしんけん、すくに御表え出され候、女房の奉書  
十八日ニ出され候御事申出候、御茶ハあたこえ登山ニ成候、

〔『押小路甫子日記』(11)以下、『押小路』安政六(一八五九)年六月十五日条

#### 史料④

一、関東より初鶴<sup>(※進献カ)</sup>し・けん女房奉書廿九日に出され候や伺有、

(同、同年九月二十六日条)

と、將軍家よりの口切の茶壺や初鶴進献に対して表を通して女房奉書が下されていることがわかる。また、③から、下橋氏の述のように、献上物はまず御内儀に届けられ、長橋局を経て表へ出されていることも理解できる。それでは、表に下された女房奉書はどのような取り扱われていたのであるか。武家伝奏による記録から女房奉書に関連する記事を取り上げてみたい。

#### 史料⑤

・・・、自「関東」進献御茶・氷砂糖（徳川家重）・砂糖漬（徳川吉宗）「已上前大樹公」等女房奉書被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、（当番議奏米親卿被<sub>レ</sub>渡、）同役へ伝遣了、於「同役方」加<sub>レ</sub>名、（仰年月日也、）以「両家雜掌」豊後守方江為「持遣」、

『広橋兼胤公武御用日記』(12)寛延二年(一七五〇)六月二十七日条)

#### 史料⑥

・・・、初鶴進献之女房奉書被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、（葉室中納言被<sub>レ</sub>伝<sub>レ</sub>之、）予加「仰年月日等」、老中添翰相調、以「両家雜掌」豊後守役宅江為「持」遣之、落手之由有「返答」、

(同、同年八月二十八日条)

⑤⑥から、將軍家よりの口切の御茶や初鶴などの進献に対して御内儀(長橋局)において発給された女房奉書が議奏公卿から表の武家伝奏に手渡され、伝奏によって年月日が加筆され、広橋兼胤・柳原光綱の伝奏両卿の雜掌により所司代・松平資訓の役宅に届けられていることがわかる。女房奉書は、前にも触れたが、日付や充書を持たないのが特性とされてきた。しかし、近世期の女房奉書は、とくに將軍家などの武辺に向けたものには、伝奏によって日付などが加えられるようになる。そして、女房奉書の発給に関わる女房や廷臣によって、次の⑦のような案文が作成されている。

#### 史料⑦

（延宝）  
ゑんほう三年十二月三日

禁中様より出れ候ほうしよのあんもん

新さうの内裡にせんかうおはしまし候めてたさを申させおはしまし候とて、大沢し<sub>ら</sub>うを御代くわんにまいらせられ候、ことによしさねの御太刀一ふり、白かね五千両しん上おはしまし、ひろう申し候間、とり<sub>く</sub>おもしろくおほえさせおはしまし候へく候、よく<sub>く</sub>心え候て申しまいらせ候、此よし御心得候てつたへられ候へく候、かしく

⑦は、「將軍家への女房奉書」(13)と称するもので、豎紙奉書を冊子にしたものの内に含まれるものである。題名のとおり、將軍家に下された女房奉書の案文を集めたものである。原本は、散し書きではなく通常の書式である。内容は、延宝三年(一六七五)十一月二十七日に飯内裏であった近衛基熙の今出川邸より新築なった延宝度内裏に還幸された祝儀として、幕府より高家肝煎の大沢基將が差し上されて太刀一振りと銀五千両が進献されたことに對する返札である。さらに、⑦に類する女房奉書の案文を掲げてみたい。

次に示す⑧⑨⑩は、「女房奉書(二冊之内)」(14)と題する將軍家や尾張・紀伊・水戸などの諸大名に宛てた女房奉書の案文である。頭弁・葉室頼孝によって作成されたもので、函架番号が示すとおり、長らく葉室家に伝わり、明治期に宮内省図書寮に帰したものである。内題には「女房奉書認(二冊之内)」とある。

#### 史料⑧

寛文六年

五月十八日

東照宮五十年忌の御させんに院中にて観音せんほうとりをこなはれ候御事、よろこひ覚しめし候よしを申させおはしまし候はんとて、(高家・島山義里)はたけ山の侍従御代官にまいらせられ候、御念いらせおはしまし候事御満そくの御事にてわたらせおはしまし候、よろしくつたへまいらせられ候やうに心え候て申し候へく候、心え候て申し候へく候、かしく、

たれにてもの局へまいらせ候

(これは摂政殿へまいらせ候文にて、伝奏衆るすゆへ)

⑧は、徳川家康の五十年忌の作善に後水尾院御所にて観音懺法が行われ、それに対して感悦の申し入れのために將軍家より高家・島山義里を差し上されたことへの返札の奉書である。傍線部分に充書が見られ、院御所の女房に宛てられている。さらに、充書の脇に注書があり、本来は伝奏に届けるべきところを、関東下向中により摂政へ届けた旨の注書がある。充書・注書の存在と頭弁のもとに案文が存在することを考えると、まず、女房奉書発給を職掌とする長橋局によって作成され、頭弁によって院御所の女房に届けられ確認を得た上で、頭弁より摂政に届けられ、所司代に下されていたものと考えられる。

史料⑨

(寛文六年)  
十月十二日

將軍家より御たかの齋しん上おはしまし候、披露申し候へは、おもしろく覚しめし候よし、よろしきやう御心へ候てつたへられ候やうに心へ候て候へく候、かしく、  
あすか井前大納言とのへ

正親町前大納言とのへ

⑨は、將軍家よりの鶴献上に対する返札の女房奉書であるが、⑧と同じく、充書をもつものである。長橋局より飛鳥井雅章・正親町実豊の武家伝奏両卿に宛てたもので、頭弁によって伝奏のもとに届けられ、伝奏より所司代に下されるわけである。

史料⑩

(寛文三年)  
十一月廿九日

おはり中納言より此つるたかにとらせられ候よしにて、けさんに入られ候、ひろう申て候へは、おもしろく覚させおはしまし候よし、つるてよろしくねん比につたへられ候よし、このよしよく心え候て申し候へく候、かしく、  
せんしとのへ

あやのこう寺とのへ

⑩も⑧⑨と同じく充書をもつもので、東福門院御所の宣旨・綾小路の両女房に宛てられたものである。尾張藩主・徳川光友より東福門院御所に長橋局を経て鶴が献上され、それに対する返札の奉書案である。長橋局より頭弁によって院御所の両女房に奉書が届けられ、

確認を得た上で、伝奏を経て下されるのである。

しかしながら、この「案文」が、「写し」であるのか、もしくは「下書き」と捉えるべきものであるのかという問題が残るのである。一応、「写し」と捉えて述べてきたが、「下書き」であるならば、⑧⑨⑩は、

⑧ 撰政↑〈案文・清書〉—御水尾院御所女房↑〈案文〉—頭弁

⑨ 長橋局↑武家伝奏↑〈案文〉—頭弁↑〈案文作成指示〉—長橋局↑〈献上物〉—將軍家

⑩ 武家伝奏↑〈案文・清書〉—東福門院御所女房喜書・續小略↑〈献上物・案文〉—頭弁↑〈献上物〉

—長橋局↑〈献上物〉

という順序を辿って発給され下されたことになる。内侍より勅命を伝えられた職事が文書に書き表す往古の「内侍宣」と類似する文書発給の流れである。もし、このような図式によつて発給されていたならば、女房奉書の案文が男性によつて仮名で作成されていたことになる。このことについて、さらに次節で検討を加えていきたい。

二、廷臣による「女房奉書案」の作成について

男性による女房奉書については、飯倉晴武氏によつて既に指摘されているが(15)、『親長卿記』(16)文明十四年(一四八二)三月二十三日条に、

史料⑪

・・・・、仰云、然者早可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>女房奉書<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>其案<sub>一</sub>云々、(御硯料紙等被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、)可<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>予之由、勸重相申<sub>レ</sub>之、勸大納言可<sub>二</sub>執筆<sub>一</sub>之由仰了、其様押筆不<sub>二</sub>書出<sub>一</sub>、予又文章等入魂、・・・、

と、天皇の命令によつて御前において廷臣が女房奉書の案文を執筆していることが確認できる。その案文は、同条の続きに、

史料⑫

(※本文散し書き)

一昨日のぎにつきて、いかにも、かの物たづねいだすべきよし、民部卿にかたく仰いだされ候へとも、さら／＼落所たづねいだし候ハぬよしに候ほどに、このうへハ、下しゆ人をいだし候て、法のごとくにさたし候へと、仰せられ候、それにてハかなる候まじきよし申たて候、とてもかものゝ事ハ、御所にてくハんたいをいたしたる事に候ほどに、なきまでもたづねいだし、ほうたいにさたし候べきうへハ、ぶゐに候やうに、仰つけられ候て、めでたく候べく候、このよしたへ仰られ候べきよし申賜べく候、かしく、

源大納言どのへ、

大概此趣也、

と示されており、その様態と内容を窺うことができる。この女房奉書が廷臣によって作成された発端は、同記によると、三月二十一日に禁裏御所において手猿樂が催された際に発生した民部卿白川忠富の家士による猿樂師・内藤七郎の殺人事件である。犯人は逐電し、被害者側は犯人の行方が不明な場合は親族を処罰すようにと要求する。被害者の内藤七郎は武家・一色家の被官でもあったので、余計に事態を複雑にしている。善後策が見出せないまま、天皇は白川忠富と側近の庭田雅行・勸修寺教秀・甘露寺親長を召して諮問する。その評議のなかで、庭田雅行が、取り敢えず早急に女房奉書によって被害者側を宥めることが事態を沈静化させる最善の方法ではないかと発言し、衆議一決する。かくして、天皇は勸修寺教秀に女房奉書の執筆を命じ、記主である親長によって文案が練られるなどして、教秀・親長の合作で前に示した奉書の案文が作成されるのである。

廷臣による女房奉書案の作成に関連して、宮内庁書陵部に蔵される次のような史料を見出したので紹介したい。すなわち、「永正三年九月 女房奉書案 頭弁宛」(17)と称されるもので、端裏には「永正三年九月三日 頭弁とのへの文」と記されている。縦二五・五糎、横三十六・三糎の一枚の大きさで、一枚の紙をそのまま使用した豎紙奉書と呼ばれるものである。後に卷子本に装丁されている。

史料⑬ 〈図版②〉

この  
八月廿八日は、きう院さまの御七ねんにて、御ほうしとも色々御大きにて候、いづれの御れう所よりも御ふつしれうまいり候、あちせむよりも御一しゆうき御たい三ねんにもまいり候、たかしま申くたし候つる、くにをもち候みやうかに、このたひ御一かとしん上候やうに申くたし候へとたかしまに御ほせ事まいらせ候、こんと

くにのそうけき御心くるしく御ほしめし候つるに、はやくとりうんになり候事、し  
かしなからみやうりよにて候、いよ／＼ちうせつをいたし候やうに  
・たかしまかたよりも、又それよりも、よく／＼御心え候て、あさくらに御ほせ事候  
べく候よしにて候、かしく、

と、内容は後土御門院の御七回忌仏事料の献納を越前国守護・朝倉貞景に促すものである。この朝倉氏に女房奉書が下されるのには、様々な要因がある。つまり、『宣胤卿記』(18)文亀元年(一五〇一)十月十三日条によれば、越前国河合庄に禁裏御料所があり、二万五六千疋の在所であるものの、応仁の乱以後、代官である越前守護の朝倉氏が貢納を滞り、記主の宣胤が下向して督促し、ようやく三千疋を進納したという経緯がある。それと合わせて、

③の傍線部でも示されているが、『宣胤卿記』永正三年(一五〇六)七月二十一日条に

史料⑭

・・・、越前土一揆（一向衆、又甲斐牢人）自去十三日一蜂起、国衆得勝、一揆及一万人一死云々、

と見えるように、越前において大規模な一向一揆が勃発したことにも関係している。守護・朝倉氏方の勝利におわるものの、御料所よりの仏事料未納が懸念されたのである。このような事情が背景にあつて、⑬が発給されたのである。

また、本文中に加筆修正が施されていることや「女房奉書案」とあることから下書きと解される。従つて、発給者側に残され、宮内庁書陵部に遺存しているわけである。そして、この奉書案は頭弁に届けられているが、『宣胤卿記』に、

史料⑮

・・・、御讖法講伝奏事、以文申領上、・・・、

昨日<sup>昔</sup>仰下され候御せん法のでんそうの事、一・ならすめいわく仕候へとも、これ程に御ことかけ候事、勅定さのみ辞申入候も、そのおそれ候程に、名代はかりに存知仕へく存候、この程条々いかやうに申定候哉らん、御點ともいだされ候やらん、康親朝臣にたづね候へば、さやうの物一通も候はぬよし申候、尚頭朝臣は、二三日のうちには、いかにもまかりのぼり候はぬ事は候はじと存候、まかり上候はゞ、よろづ申入べくと存候、このよし御心え候て、御日ろう給へく候、

康親朝臣ハ中山中納言子也、尚頭朝臣は、御讖法奉行也、今月四日下播州、・・・、  
(永正三年八月二十九日条)

史料⑯

・・・、頭弁以使者云、昨夕上洛云々、又自是遣使者、就御讖法、早々可相談、明日可来之由申了、  
(同、同年九月一日条)

と見え、頭弁は傍線部分から御讖法奉行の勸修寺尚頭であることがわかる。併せて、記主の中御門宣胤は御讖法の伝奏であることが確認できるのであるが、

史料⑰

・・・、則参内、(直垂)以勾当、条々伺申、・・・、越前御料所御佛事料進上事、以下先日余所書進一案上可被仰頭弁事、今日奏事大概此条々也、頭弁以奏事目録可申入之处、遅々間先申入了、  
(同、同月二日条)

史料⑱

・・・、頭弁来、・・・、又越前朝倉御仏事料進上事、被出文、(進案)遣頭弁、・・・、  
(同、同月三日条)

史料⑲

五日 陰、頭弁来、御散書々損等談合之、・・・、  
(同、同月五日条)

⑰⑱から、御讖法奉行の頭弁に宛てた女房奉書案の作成者は御讖法伝奏の中御門宣胤で

あることがわかる。

史料⑳

敬書

……

さきの御返事につき候て、やかてかんろし中納言に申つかはし候へは、ゑちせんへま  
いり下候もの、あすと申候てけふにはかに、ふとはやくたり候、うちくは申くたし  
候、たかしまに仰事候はゞ、しかるべきよし申候、さ候はゞかやうに文を下され候て、  
たかしまに申つかはし候へく候、このよし御心え候て、御披露給へく候、かしく、  
らい月廿八日は、きう院さまの御七ねんにて、御法事色々御大きにて候、いづれの御  
れう所よりも、御佛事れうまいり候事にて候、ゑちせんよりも、御一しゆうき、御た  
い三ねんにもまいり候に、たかしま申下候つる、国をもち候みやうかに、こんとも  
よく申くたし候へと、それより高嶋に。仰事給候よし申給へく候、こんとくにのうけ  
き、御心くるしくおぼしめし候つるに、はやくとりうんになり候事、しかしながら  
みやうりよにて候、いよくちうせつをそんし候やうに、たかしまかたよりも、又そ  
れよりも、よく御心え候て、おほせ事候へく候よしにて候、かしく、……

〔宣胤卿記〕同、八月二十九日条

と、傍線部分に見えるように、案文作成者の記録にも女房奉書案が写されている。⑬では、  
冒頭の「らい月」の「らい」の部分に取消線が引かれ「この」に訂正されており、「たかしま  
かたよりも」の上に加筆されているが、⑳では加筆修正の形跡が見当たらない。宣胤の  
女房奉書案は、頭弁、すなわち御懺法奉行で武家伝奏でもある勸修寺尚頭より勾当内侍を  
経て奏上され、勾当内侍や天皇によって加筆修正が施されてから、勾当内侍または頭弁が  
清書し、勸修寺によって朝倉氏に下されたものと思われる。

次の㉑は、「正親町天皇由奉幣御事書並女房奉書案」(19)と題するもので、正親町天皇の  
宸筆である。

史料㉑ 〈図版③〉

……(※源氏長者之事省略)……

由奉幣昨日するく<sup>ハツケ</sup>と発遣せられ候由、天文にも武へ被<sup>レ</sup>申候ハ、今度も其分可然ま  
いらせ候、国光卿かたまで如<sup>レ</sup>此長橋より文を被<sup>レ</sup>遣可<sup>レ</sup>然候、(これは広橋かたへ内々  
の文にてまいらせ候へく候、杉原にあそはし可<sup>レ</sup>然候、  
昨日よしのほうへいはつけんせられ候、まへもふけへこのよし申されて候ハ、こ  
のやう申され候へく候、かしく、

ひろはし大納言とのへ

㉑は、永祿二年(一五五九)十二月十一日の正親町天皇御即位由奉幣発遣に際し、天文五年(一  
五三六)二月十四日の御奈良天皇御即位由奉幣の先例に拠り、武辺へ発遣の申入れを女房奉  
書で行うにあたっての案文である。傍線部分を含む前半に女房奉書発給の手順に関する正

親町天皇の指示が記され、後半にその案文が示されている。発給の手順としては、傍線部から確認できるように、長橋局が正親町天皇の宸筆の案文に拠って杉原紙に清書して武家伝奏の広橋国光に下すこととなっている。天皇による案文が長橋局(勾当内侍)によって清書され発給されていたのである。

以上のように、行事儀式の奉行・伝奏や弁官によって女房奉書の案文が作成され、天皇や勾当内侍などの女官によって加筆修正が施され、雁行様の散し書きで清書されてから、当事者に下されていたのである。女房奉書のすべてが、このような手順で作成されていたわけではないが、外廷を中心とした表向き行事儀式などに関わるものは、その男性官人の関係者によって案文が作成されるというシステムになっていたのである。本節冒頭で示したように、飯倉晴武氏は史料⑪を根拠に史料⑫を男性によって書かれた女房奉書とされているが、史料⑬にも見えるように、あくまで「案文」であって、これが直ちに下されたとは断定できないのである。恐らく、加筆修正を経て清書されたものが下されたと思われる。

### 三、長橋局の消息について

女房による書状には、女房奉書に止まらず、様々な種類・性格のものが存在する。そして、それは受取る相手の身分や用途によって、それぞれ使い分けられていたようである。

#### 史料⑭

一、来ル十三日御年忌(※新朔平門院十三回御忌)に付御所にてせん法講とり行われ候御事、

一、敏宮様和宮様御参りあらせられ候様奉書出る、靈かんしの宮様瑞龍寺様も同断出る、蓮観院様御はしめ梅せん院様御初心浄院様御はしめ観行院様御初知光院様御初黒御所え聴聞被<sub>レ</sub>成度は御参りの様、長橋様よりむすひ文にて出され候、

一、関白様入道宮様兵部卿宮様帥宮様聖門様仁門様内大臣様左衛門督様御聴聞に御参りの様奉書出る、梶井座主宮様は此度の御導師にてあらせられ候ゆへ御聴聞に御参りの奉書は出不<sub>レ</sub>申、  
(『押小路』安政六年(一八五九)十月九日条)

⑭は、新朔平門院・鷹司祺子(仁孝天皇女御・皇太后)の十三回御忌における禁裏御所での法講に参内あるべき旨を各方面に告げ知らせたことが示されている。その手段として、奉書、すなわち女房奉書と長橋局の結文が用いられている。女房奉書については、仁孝天皇の皇女である敏宮・和宮をはじめ撰家・宮家・門跡に宛てられている。一方の長橋局の結文は、黒御所、すなわち尼門跡や薙髪・隠居の女房に宛てられている。このことから、受取る相手の身分の高下によって書状も使い分けられていることが理解できる。そして、表向きを介して下される女房奉書が、御内儀で認められる書状の中では、もつとも正式かつ公的なものであったのである。それでは、長橋局の結文とは、どのようなものであったのであろうか。因みに、結文とは、紙の縦を二つ折りにして次々に巻いていき、上のところ

を結んで封じたものである(20)。

史料②

一、……、御下り後長橋様の御むすひ文にて御うふやの御道具御品々まいる、大御乳文にて御服類御夜の物そふしの御しな御長持二入御廻し申入候、……、

(『押小路』安政六年二月十日条)

と、孝明天皇女房の堀川紀子の著帯里下がりに際して長橋局の結文にて産屋の調度品などが御内儀より下されている。それとともに、長持ちに入れられた夜具などが大御乳人の文にて届けられている。ここから、御内儀に関わる内々のことは、長橋局や長橋局の職務を補佐する大御乳人の文によって、伝奏などの表向きを介さずに、直接に下されていたのではなからうか。

史料③

一、関白様え衛門内侍様より鳥の子三つあけ、御ふくろ様ハ御若き御事長橋様の御ふみにて参る、

(同、同年四月二十三日条)

②には、衛門内侍・堀川紀子が実家の堀川邸(産屋)において出産した寿万宮の参内始に際して、生母の紀子より関白・九条尚忠へ鳥の子紙が進上されるが、紀子は未だ二十二歳という若さであるので、長橋局が取り計らい、長橋局の文にて進上したとある。これも、内々のことであって、言うなれば紀子の個人的なことであるので、奉書ではなく、長橋局の私的な消息に扱られたのであろう。

史料④

一、竹御所瓊珠院宮様御三十三めぐりに成まいらせられ候、御備へに銀五枚外に御菓子むさし野御文まん長橋様の御文にてまいらせられ候、……、

(同、同年八月十六日条)

と、光格天皇の皇女で、竹御所、すなわち曇華院門跡(尼門跡)を相承していた見音宮の三十三回忌に際して、御内儀より御供の銀五枚と武蔵野と称する菓子・饅頭などが長橋局の消息によって届けられている。②で触れたように、尼門跡に対しては、奉書ではなく長橋局の消息に扱られたことから、④も、その尼門跡という内々性によって、奉書ではなく長橋局の消息が用いられたのであろう。

#### 四、「内々の文」「奥の文」について

近世後期の女房日記『押小路』には、記主である押小路甫子が命婦・大御乳人という長橋局の職務を補佐する職掌柄、諸方に出される様々な消息に関する記述が見られる。そのなかで、女房奉書や長橋局の文とならんで、「御内々の文」「奥の文」というものが散見される。これは、いかなる性格のものなのであろうか。

史料⑤

一、有栖川中務卿宮様より祐宮様え御手本<sup>マ、刺カ</sup>しんせられ候しんせられ候、鳥子<sup>ツグ</sup>出引一枚物にてあらせられ候、御着一折御所へにてしんせられ候、こなたよりも御着一折御内々の御文にて参る、外に何もしんせられ候物御沙た無、

(『押小路』安政六年四月三日条)

史料②

御き嫌御よし、三日有栖川中務卿宮様より御手本上まいらせられ候に付御まな一折添上られ候、祐宮様よりも御まな一おり進しられ候、おくの御ふみにて出る、

(『中山續子日記』(21)以下、『中山』安政六年四月二日三日条)

②②は、次のような内容のものである。すなわち、後の明治天皇である祐宮の能書の御手習いに際して、師範である有栖川宮熾仁親王より手本が進上され、御着一折も禁裏御所に進上された。その返札に禁裏より「御内々の文」「おくの御ふみ」によって御着一折が贈られている。②②から、「御内々の文」は、すなわち「おくの御ふみ」であることがわかる。

史料③

一、近衛大納言殿(※近衛忠房)え毎々<sup>(伊丹)</sup>いたみ酒上まいらせられ候ゆへ、御挨拶に御絹五

疋御内々の御ふみにてまいる、……、(『押小路』安政六年十二月二十一日条)

史料④

……、くれの御祝義関白様へ御きぬ二疋半金一枚御まな一折おくの文にてまいる、……、近衛大納言様へいたみ酒上まいらせられ候に付御きぬ五疋まいる、おくの文にて出る、御返事まいる、(『中山』同日条)

②②は、近衛忠房より近衛家の領地である摂津伊丹の産物「伊丹酒」が禁裏に毎年進上されるので、その返札に絹五疋が下されていることが記されている。②②と同様に、②②からも「御内々の文」「おくの御ふみ」が同一のものであることが確認できる。しかし、②②では皇子女や関白をはじめとする摂家・宮家に対しては女房奉書が用いられていたが、ここでは、内々の文に廻られている。

史料⑤

廿二日、御き嫌よく、御拜五月御参り有、一条左府様(※一条忠香)へ三十枚、内府様(※二条齊敬)へ半金一枚、帥宮様(※有栖川宮熾仁親王)へ二十枚、先々此比異国御静謐ニ付進しられ候、おくの文にて出ル、(『中山』安政六年五月二十二日条)

史料⑥

御機嫌よく和宮様へ御見舞仰まいらせられ候、御くわし御着おくのふみにて参る、

(『中山』同年十月八日条)

史料⑦

一、関白様(※九条尚忠)え暮の御祝儀判金一枚御絹二疋御着一折御内々のふみにて参る、(『押小路』安政六年十二月二十一日条)

④⑤からも、関白をはじめ摂家・官家への下賜に際して、内々の文に扱られている。この「御内々の文」「おくの御ふみ」の性格を知る手がかりとして、次の⑥の史料を挙げることができる。

#### 史料⑥

一、例年正月より年中の神宮をはじめ諸社諸寺へ出され候御内々御祈禱は、すへて大

典侍局のとし寄名前（奉）の文にて呉服所御祐筆可認候て使番の御使にて御祈禱仰付

られ、御内々の御撫物も出さるゝ、猶又長橋の奏者所え出され候諸社諸寺への御祈禱も御撫物出され候、是は文にて無、奏者所え宮寺とも御撫物申出しに参り候

事、此外表向に仰出され候、七社七加持（寺）などは女房を以儀奏衆え仰出され、御初

穂は伝奏しゆより武辺え申立られ候よし也、是は職事衆御とり計ひのよし、御礼は御祈禱済の上、長橋奏者所え上る、  
『押小路』同日条

⑥は、神宮をはじめとする諸社・諸寺に対して玉体の安寧の祈禱を命じる手続きについて記されている。祈禱は、御内儀と口向・表向の三所から申し出される。そして、御内儀からは、御内儀の筆頭である大典侍局の名前によって、下級女官である呉服所(御服所、一名を御物仕と称する)によって認められ、口向役人のうちの使番によって届けられる。「呉服所御祐筆」について、河鱸実英氏は「御上の御召物を裁縫するほかに、長橋局の命を受けて諸方へ出す手紙を認めねばなりませんから、一とおりならぬ能書でした」(22)と述べている。御内儀には、女房奉書をはじめとする長橋局より出される諸々の消息を認める祐筆の存在が知られ、内々の文はこの御服所の女官である首座の右京大夫などによって作成されていたのである。そして、表の武家伝奏を介さずに口向役人によって受取人に持ち込まれていた。一方、表向きの場合、女房によって議奏・武家伝奏へ諸社寺に祈禱を申し付けらるべき旨が下命され、京都所司代を経て寺社に申し下される。この場合は、職事(蔵人・弁官)による書状が下される(23)。

#### 史料⑦

…、二条様へよもきか嶋白黄青三色と三種御まなおものかきへ文頼上候也、…、

(『中山』安政六年正月十二日条)

と、大典侍・中山續子が内大臣・二条齊敬に白黄青の三色の蓬が島という菓子と御着を贈るのに際して、「おものかき」こと御服所の右京大夫に書状の認めを命じている。

#### 五、「御内々奉書」について、

宮内庁書陵部に「近衛忠熙へ出候御内々奉書の写」(24)と称するものが蔵されている。内題には「元治元年四月六日 近衛前関白様え出候 御内々奉書のうつし也 厚奉書二つ折の折かけ也 房子」とある。「房子」と記名されているが、「雲井」(25)文久四年(元治元年)

に、

史料⑥

高野故保右卿女

勾当内侍 従五位上 房子藤原 四十二

と見えることから、勾当内侍によって近衛忠熙に出された「御内々奉書」の控えであることがわかる。実際に下されたものは、「厚奉書二つ折の折かけ也」とあるように、厚奉書紙を横に二つ折りにして用いた折紙奉書であったようである。また、散し書きで認められたものと推測されるが、写しは一行づつ規則正しく書かれている。

史料⑦ (図版④)

なをくいろくの時かふ、御用心くおはしまし候様御申入れ候べく候、  
めて度かしく、

仰

けふもはれにて時為追く薄暑をもよふし参らせ候、いよく御機嫌よく成らせられ、朝夕の御膳にもいつもの御とほりに御手附参らせられ候まゝ、めて度御心安しめし候様御申入れ候、いよくそなたも御障りもおはしまし候はず御事めて度御満そくに思しめし候、さ様に候得は、尾張前大納言よりめつらしき紅花欄の御机献上のよし御伝献おはしましひろう申て候得は、先く御覧あらせられ候所、木地からもよろしくうるはしき候事、殊更いかにむの御事にわたらせおはしまし、なを幾久しく御もちひあらせられ候半と御満そく浅からざる御事におはしまし、親王御かたえもおもしろき御文具献上のよし御伝献おはしましひろう申て候得は、是また同じ御事に浅からず候御悦に思しめし候、此よしにて伝へられ候様申せとて候まゝ、よろしく御申入れまいらせ候、御心得候て申せとて候へく候、かしく、

おいまの御局へ

まいらせ候

大すけ

なか橋

と、尾張徳川家より縁戚である近衛家を通して禁裏御所へ紅花欄の机が、親王方(睦仁親王)へ文具が、それぞれ献上され、それに対する返礼の奉書である。ここで、差出書・充名書に注目してみたい。本来、女房奉書には差出書・充名書が記されないものとされているが、ともに記されているのである。そして、大典侍・長橋局の両女官が差出人となっている。さらに、名充人が近衛家の奥向きの老女「おいまの御局」となっている。おそらく、近衛家を介して尾張徳川家へ下されたのであろう。ここから、禁中の御内儀より近衛家の奥向きへという、まさしく内々間の消息による交流が理解できる。もし、尾張家より武家伝奏・議奏・職事の表向きを経て進上されたならば、その返礼も表向きの女房奉書に扱られ、長橋局より表向きを介して下されものと思われる。表向きの女房奉書か、それとも内々の女房奉書に扱われるのか、その消息の種類は献上物の伝達経路に応じて決められ、その経路に従

つて女房の消息が下されるのである。

④につづき、

史料④

仰

……彦根前中将より薄暮の琵琶正宗の御太刀献上のよし御伝献おはしまし……、

おいまの御局へ

大すけ

まいらせ候

なか橋

史料⑤

仰

……弘前侍従より正宗の御短刀献上のよし御伝献おはしまし……、

おいまの御局へ

大すけ

まいらせ候

と、彦根藩主・井伊直憲や弘前藩主・津軽承昭よりの禁裏御所への進献に対する返礼の奉書写しが連なる。④⑤も、井伊・津軽両家ともに縁戚関係にある近衛家を介して禁裏御所に進上されている。そして、⑥と同様に、奉書は近衛家の老女に宛てられている。さらに、続いて、

史料⑥

仰

……桑名侍従より御せんし茶の具けん上のよしにて御伝献おはしまし……、

中川宮様え出ル

たれにても御局へ

大すけ

まいらせ候

長橋

と、桑名藩主・松平(久松)定敬よりの進献に対する奉書の写しも含まれている。これは、中川宮家(朝彦親王)の奥向きの老女に宛てられている。

以上のように、禁中御内儀より近衛家・中川宮家の奥向きを介して武辺に下される奉書で、武家伝奏や議奏・職事などの表を介さないという点で内々の性格の奉書なのである。しかしながら、最終的な受取人は武辺であり、御内儀の筆頭である大典侍や掌侍の首座で対外交渉を職務とする長橋局の名前にて発給されていることを踏まえれば、例え伝達経路が「内々」であつても、天皇の意を奉じたものという点では、性格的に表向きの女房奉書に准ずるものであつたと思われる。つまり、内々の奉書の「内々」とは、公私の「私」という謂ではなく、禁中の御内儀から受取人の奥向きへという、空間を指し示すものである。因みに、近世期の禁中御内儀が私的な空間でないということは、前章で明らかにした通りである。また、大典侍・長橋局の両名の署名があるものの、長橋局によって写しが作成されているという事実を鑑みれば、大典侍は名ばかりで、女房奉書と同様に、長橋局や配下の御服所・右京大夫によって発給されていたのが実態であろう。

史料⑥ 〈図版⑤〉

〔※原本、折紙奉書・散し書き〕

けふもはれにて 薄暑におはしまし候ね 御機嫌よく成らせられ 御せむえもいつもの 御通りに御手附まいらせ候 かすくめて度忝りまいらせ候 宮様かたもいよ  
御機嫌よくならせられ めてたく忝りまことに 此ほとは 敏 宮 様 御な

くさみ 御はやし（離子）あらせられ候 御まへ様（観行院）もやうそく 御参り御めにかゝり 和

宮様御参内はしめ 何も御するくの御事と めて度御満そく御けん上物 何にても 御品物御まな 一折御よせさかな 御よろしくとそんしまいらせ候へく候 御

のりそへは御まへ様御よろしく おやす様は右京大夫へやへ（前厘） むけ御参りに成候は

すく 宮様御参内のせつ御出むかひ にて何か御せわ 御申入御よろしくやと ひやうき致居まいらせ候御くろう乍 御参りの様にそんしまいらせ候 上らう代

おあい様にも御一所に 御参りなれば 猶さら御よろしくと そんしまいらせ候 廿

三日御時刻は辰の半刻と仰 出され候へは 巳にも成まいらせ候半何分にも おさな様の御事故御よろ敷やうく 晴に候は廿三日にて 雨天なれば廿五日と 仰出され候何も御用かゝりまで くわ敷事申入まいらせ候まゝさやう おほしめし下され候

先はあらく ながら一寸く申入まいらせ候 めて度かしく

仰出され候

五月廿日

大すけ

観行院様へまいらせ候

長はし

〔仁孝天皇御遺金保管等三件二付大典侍局等ヨリ観行院宛書翰 ロ〕(26)

⑥は、仁孝天皇皇女・敏宮淑子内親王の御慰みに禁裏御所の御内儀において能・狂言が催されるに際して、同じく先帝の皇女である和宮親子内親王と生母の橋本経子(観行院)に参内を促す内容のものである。日程や刻限・参内に際する和宮方よりの献上品の指示・和宮参内の折の迎えの段取りなど詳細にわたっている。そして、⑥と同様に、差出書は大典侍・長橋局の両女房となっている。さらに、この奉書は、文言からも理解できるように、天皇の意思を伝える性格のものではなく、もっぱら御内儀の統監者である大典侍・長橋局の用務を弁ずる文書である。このように、内々の奉書においては、伝奏などの表を介さないだけではなく、女房奉書のように天皇の意を奉じて出される形のものだけではないことが確

認できる。また、これら大典侍・長橋局の両女房による奉書は、

史料④

一、祐宮様御手ならい御手本、

一、有栖川中務卿宮様え御あけ遊はし候様、御両頭様より御文にて御申入也、御請仰  
入まいらせ候、  
(『押小路』安政六年三月二十九日条)

と、祐宮(のちの明治天皇)の能書の師範である有栖川宮熾仁親王に手本の進上を御内儀より  
申し入れる折に、その申し入れに「御両頭様より御文」なるものが用いられていることか  
ら、このように称されていたのではなからうか。

史料⑤

一、相殿身院宮様、来月四日御二十五回御忌二附、御そなへの銀三枝<sup>教カ</sup>明日出る、御ふ

く所より御代香まいる、銀七枚蓮観院様え御内々御供養料二下され候、御両頭様の  
御ふみ二而出る、……、  
(同、同年九月三十日条)

⑤には、光格天皇の皇子である嘉禰宮の二十五回忌に際して、御内儀より御供として銀三  
枚が出され、御服所の女官が曇華院に代参する旨が記されている。そして、嘉禰宮の生母  
の蓮観院こと姉小路聡子に供養料として銀貨七枚が御内儀より両頭の文にて下されている  
ことが示されている。ここから、「御両頭様の御ふみ」とは、④で示した大典侍・長橋  
局の両女房による内々の奉書を指すものと思われる。

## 六、「三頭の文」について

大典侍・長橋局の両頭の奉書にくわえて、三頭の文というものが存在する。

史料⑥

一、烏丸大納言殿え御歌御相談あらせられ候附、銀三枚御さらし一疋、御三頭様の御  
ふみにて出る、  
(『押小路』安政六年七月十日条)

と、「御三頭様の御ふみ」をもって御内儀の納戸金より銀貨三枚と晒一疋が烏丸光政にくだ  
されている。それでは、いったい三頭とはどの女房を指すのであろうか。

史料⑦

……、御機嫌よく、督典侍殿所旁二付典侍したいの願出、大すけ新大すけ殿長橋殿  
三人の名まへにて出る、関白様御参り、  
(『中山』同二十一日条)

⑦は、祐宮(後の明治天皇)の生母である督典侍・中山慶子が病気により典侍辞職の願い出が  
なされるが、大典侍・新大典侍・長橋局の三女房によって奏上され、表方に申し出されて  
いる。従って、三頭とは大典侍・新大典侍・長橋局を指すのではなからうか。

史料⑧ 〈図版⑥〉

御文のやう 何もく承りまいらせ候 けふも心地はれにおはしましたし候 御機嫌よく  
成らせられ 御せんもいつもの御とをりに 御心様よく御手附られ候 めて度忝りま

いらせ候 いよ／＼准后様宮様かたも御機嫌よく 成らせられて度忝りまいらせ候  
弥御まへ様にも折からの 御障りもおはしまし候はず御事 めて度御悦申入まいらせ  
候 さやうに候へは 昨日ひろ橋殿より御申のよしにて 和宮様御入簾御道具 御  
品々そなたにて御取調の様 との御事にて 何も／＼御承りの御事めて度忝さ 夫に  
付先達御まへ様より 御見せあらせられ候御道具帳御かへし申入候様との御事 何も  
／＼ 承り則御かへし申入候 先達ては関白様へも御めみえ申上 何も／＼申上置夫  
に付御かん考の御事もあらせられ候と存候 御咄しも申入たさながら なをまた其う  
ち御参りのせつ 御咄し申入まいらせ候 何も／＼御返事今に あら／＼申入まいら  
せ候 なを／＼□の時かふすい分／＼御用心候て そんしまいらせ候 めて度 かし  
く

大すけ

観行院様へ御返事まいらせ候

新大すけ

なか橋

(仁孝天皇御遺金保管等三件二付大典侍局等ヨリ観行院宛書翰 八(27))  
④は、⑥と同様に、和宮の生母である橋本経子に宛てられたものである。和宮の十四代将  
軍・徳川家茂への降嫁に際しての諸道具調進について記されたものである。武家伝奏・広  
橋光成より和宮の入輿に必要な諸道具については生母の橋本経子を取り調べるようにとの  
沙汰があり、橋本経子より諸道具調進帳が御内儀(長橋局)に提出される。長橋局の取り計ら  
いによって、関白・武家伝奏に決済を仰いでいることが示されている。そして、橋本経子  
に諸道具調進帳を返却し経過を報告するために④が認められたのである。さらに、差出書  
を見てみると、大典侍・新大典侍・長橋局の三女房の名によつて認められている。ここか  
ら、三頭の文とは、大典侍・新大典侍・長橋局の三女房の名をもつて出されるものである  
ことがわかる。また、性格的にも④と同様に天皇の意を奉じたものではなく、御内儀の職  
務上の用務を弁ずるもので、両頭の文と性格を一にするものである。「雲井」(28)に拠れば、  
それまで新中納言の典侍であった勸修寺徳子が安政六年には新大典侍に昇っている。従つ  
て、⑥の嘉永二年には新大典侍が存在しなかつたので両頭による奉書であったが、安政六  
年には新大典侍が存在したので三頭の連名による消息に拠られたのであろう。

#### 七、大典侍・大御乳人・伊予局の消息について

長橋局による消息の他に、御内儀の実務に携わる大典侍・大御乳人・伊予による消息も  
存在した。

#### 史料④

一、観行院様御参り、御対面成、御認められもし御くわし出る、正親町殿之昨日の御挨拶  
御台さかな御小文之内に御盃三枚重一組御文ちん一御煙草入一組御つまふくろ  
御内々大すけ様の御文にて出る、  
(『押小路』安政六年五月十八日条)

と、権大納言・正親町実徳に御内儀より御着などが下賜されているが、これは大典侍の消息に拠られている。御内々の奉書は、御内儀の筆頭である大典侍の名を以ってだされることもあったようである。恐らく、大典侍自身が認めたものではなく、御服所の祐筆によって作成されたものと思われる。

#### 史料⑦

一、……佛華・院宮様九条え御あつ・中御違例にて御世話御申入、右之御挨拶けだまに関

白様え御きぬ二疋銀十枚参る、中納言中将様え御きぬ二疋まいる、老女初諸大夫は

しめ末々まで銀三十枚被下候、是は藤の井様え大御乳の文にて出る、

(同、同年九月三十日条)

⑦から、⑧にも見えたが、長橋局の配下で進献下賜の取扱いや金銭出納を職掌とする命婦の大御乳人による消息を確認することができる。孝明天皇の女御・九条夙子所生の富貴宮薨去に際して、外祖父の関白九条尚忠や権中納言九条道孝にそれぞれ見舞品が下賜されている。さらに、九条家の家政機関を取り仕切る諸大夫や奥向きの老女をはじめとする女中衆にも銀貨が下されている。老女衆や諸大夫への下賜品は、大御乳人の文によって九条家の老女・藤の井に宛てられている。このことから、下賜の対象が攝家の諸大夫と老女衆であるので、長橋局の文ではなく、一段下位である大御乳人の文に拠られたと考えられるのである。

#### 史料⑧

一、内侍所御法楽、御湯まいる、小御所え出御成、よみ上げ有、観行院様御初となた

くも御礼めて度候、御なかれに附、御焼かちん御きし御なつとふさけいよ殿の

ふみにて参る御くわしは無、

(『押小路』安政六年正月二十一日条)

⑧は、命婦の首座である伊予局の消息によって、内侍所法楽歌会に関わる盃事の御流として焼餅・雉酒・納豆・提重が観行院・橋本経子をはじめとする雑髪・隠居の女房に下賜されたことが記されたものである。女房間における御内儀の内向きに関することは、大御乳人や伊予局など命婦の実務担当者によって処理されていることがわかる。

#### おわりに

以上のように、室町時代以降、とくに近世期を中心とした禁裏女房による仮名消息を検討し、その実態を明らかにした。女房の奉書にも、撰関・武家伝奏・議奏・職事などの表向きを介するものと、表を経ずに御内儀より直接下されるものがあり、それによって性格がことなるのである。そして、前者は「女房奉書」「女房の奉書」「奉書」などと呼称され、後者は「御内々の文」「奥の文」「御内々奉書」と称されるのである。さらに、前者は差出書が書かれないのに対して、後者は差出書と充名書をもつのである。その差出書は、御内儀の実権者である典侍の筆頭・大典侍と掌侍の首座である長橋局(勾当内侍)の両女房と

され、新大典侍に任じられた者がいる場合は、両女房に加えて大典侍・新大典侍・長橋局の三女房とされる。両女房の名を以つてするものを、「両頭の文」と称され、三女房の連名で出されるものを「三頭の文」と呼ばれる。しかし、女房奉書や内々の奉書は、実際には長橋局の配下である御服所(御物仕)の祐筆・右京大夫などによって認められ、長橋局の検閲を受けた上で下されるのである。このことから、内々の奉書は間々「御物書の文」と称されることもある。

また、表向きの女房奉書には、男筆になる案文(下書)が遺存している。ここから、弁官や伝奏などによつて案文(下書)が作成され、天皇や長橋局によつて加筆修正・清書されて、発給されたものと思われる。廷臣などより御内儀に宛てられる消息も、おおよそが仮名による散し書きであり、真字が男性、仮名が女性という文学史的通念は当てはまらない。近世期の男性官人は、消息の名充人の性別により、使用する文体を使い分けていたのである。

近世期においては、表向きの女房奉書・内々の女房奉書ともに、武辺や諸方からの進獻に対して天皇の感悦の意を奉じて発給されるものが大部分を占めるようになる。表向き・内々いずれの女房奉書に拠るのかは、その進獻の伝達経路に応じて決められる。つまり、諸方より武家伝奏を経て長橋局奏者所に献上されるものに対しては、表向きの女房奉書が発給される。また、表向きの行事儀式に関わるものについては、おおよそ表向きのものを以つてされる。一方、武辺や諸方より縁者の公家衆を介して進上されたものや、もしくは尼門跡や直接に長橋奏者所へ持ち込まれるものは、内々を以つてされる。

また、大典侍・長橋局・大御乳人・伊予局などの個人の消息によつて下されることも間々あった。これは、おもに尼門跡や薙髪・隠居も含む女房間のやりとり用に用いられ、摂家や官家の奥向きに向けてのものなどにも使用されている。この女房個人の消息や内々の文の一部は、天皇の意を奉じて出されるものではなく、御内儀の用務を弁するものとして使用された。

以上から、近世期の禁裏御所・御内儀において、様々な階層の女房によつて多種多様な消息が作成され、名充人の位相や伝達内容によつて使い分けられていたことが確認できた。そして、その消息の性格は、「女房奉書」「内々の奉書」などのように、女房の消息といえども私的なものに止まらず、公的性を強く帯びたものであった。

注

(1)中村直勝『日本古文書学』上(角川書店、昭和四十六年十二月)、相田二郎『日本の古文書』上巻(岩波書店、昭和二十四年)、山本信吉「平安時代の女性文書」(『日本古文書学講座』三(雄山閣出版、昭和五十四年八月))、佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局、平成十五年三月)。なお、富田正弘氏は、内侍宣は内侍の口頭伝達を男性官人(多くは検非違使庁官人)が書きとめ発給したもので、女房自身が執筆・発給した女房奉書とは系譜を異にする旨指摘されている(日本歴史学会編『概説古文書学 古代・中世編』(前掲)第三章・第三節・五「伝奏奉書と女房奉書」)。

- (2) 富田正弘「伝奏奉書と女房奉書」(前掲)。
- (3) 五味文彦「聖・媒・縁―女の力」(女性史総合研究会編『日本女性生活史』第二卷(東京大学出版会、平成三年八月))。五味氏は、後鳥羽による専制的権力の形成により院の周辺を圍繞する申次の女房(奥と表を結ぶ通路の開閉の権を掌握)・藤原兼子(典侍・卿二位)をはじめとする女房の力が高まったことにより、政治的文書の比重が増し、それまで単に「女房書状」と見えたものが「掌侍奉書」「内侍奉書」と表現されるようになり、院の意を体する「女房奉書」へと発展したとされる。そして、女房奉書の成立によって、女房の権威と力は一段と増したと指摘されている。
- (4) 吉川真司「女房奉書の発生」(『古文書研究』第四十四・四十五合併号、平成九年四月)
- (5) (4)に同じ。
- (6) (4)に同じ。
- (7) 宮内庁書陵部蔵、函号・四五九一七六。
- (8) (1)に同じ。
- (9) 『新訂増補 故実叢書』第十卷、明治図書出版。
- (10) 下橋敬長『幕末の宮廷』(平凡社、昭和五十四年四月)
- (11) 『日本史籍協会叢書』、東京大学出版会。
- (12) 『大日本近世史料』、東京大学出版会。
- (13) 宮内庁書陵部蔵、函号・四一三―六〇三。
- (14) 宮内庁書陵部、函号・葉―一四二一。
- (15) 飯倉晴武「男が書いた女房奉書」(『季刊ぐんしよ』第七十一号、平成十八年一月)
- (16) 『増補 史料大成』第四十二卷、臨川書店。
- (17) 函号・桂―一三九二。なお、史料⑬について、次のような奉書案が含まれている。
- 御せんほうに、<sup>(主殿)</sup>とのものくわん人の御とふらひの事、<sup>(兼)</sup>れうりやうをふちきやうにつき候て、いつものふんにてはまいり候ましきよし申候ふんきこしめし候、御れう所ともしかくともまいり候はぬ事に候て、もとく有ふんをさへいつれも御せん中<sup>(兼)</sup>にまいらせ候程に、<sup>(加増)</sup>かそうの事は中くかないましく候、<sup>(自然)</sup>いせんか<sup>(改元)</sup>いけんにもれんせいかた<sup>(冷泉)</sup>よりたひく申候、このたひもふしにまかり候て申候へとおほせ事まいらせ候、こなたよりおほせ事候へき事にまいらせ候、重てこのよしよくおほせ事まいらせ候よし候へく候、かしく、
- (18) 『増補史料大成』第四十五卷、臨川書店。
- (19) 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、函号・勅二一九―三―三五。

(20) 井之口有一・堀井令以知『御所ことば』(雄山閣出版、昭和四十九年十月)。

(21) 『日本史籍協会叢書』、東京大学出版会。

(22) (10)に同じ。

(23) 京都御所東山御文庫には、弁官による奉書の写しや下書き(案)が遺存している。

● 〈右中弁奉書写〉 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、函号・勅三三二七―三三

前史生氏興罪怠之事、延徳度節会再興之刻、侵<sub>二</sub>取南殿御装束并任槐宴具等<sub>一</sub>令<sub>二</sub>逐電<sub>一</sub>之科条不<sub>レ</sub>輕之間、至<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>弁指<sub>一</sub>由明応勅裁之旨被<sub>二</sub>聞食<sub>一</sub>畢、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>者也、殊今度御即位儀進物等不<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>無為<sub>一</sub>之沙汰者可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>神妙<sub>一</sub>之由可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>、行事官行覽之旨被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>状如<sub>レ</sub>件、

十一月廿三日

右中弁判

四位史殿

〈図版⑦〉

● 〈庭田重条奉書〉 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、函号・勅三三二一―三三二二九

日殿院前大僧正御房

重條

御状之通令<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>候、御八講御経供養之事限<sub>二</sub>三井<sub>一</sub>候旨、被<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>之上<sub>三</sub>而

被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事<sub>三</sub>而<sub>二</sub>御草<sub>一</sub>以無<sub>レ</sub>之候、抑禁中御八講御経供養導師者為北嶺之規模山門

勤仕勿論之義に候へとも、於<sub>二</sub>三井義<sub>一</sub>者先例有<sub>レ</sub>之候故、於<sub>二</sub>此度<sub>一</sub>者三井へ被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、此旨可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>之旨御気色所也、此由文之申<sub>二</sub>入<sub>一</sub>妙法院官<sub>一</sub>給候、重條、恐

惶謹言、

八月廿七日

重條

〈図版⑧〉

● 〈「御奉書案」〉 宮内庁京都御所東山御文庫蔵、函号・勅三三二一―三三二二二

御状之通令<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>候、御八講御経供養之事、限<sub>二</sub>三井<sub>一</sub>候旨、<sub>被<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>之上<sub>三</sub>而<sub>二</sub></sub>

被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事<sub>三</sub>而<sub>二</sub>御草<sub>一</sub>以無<sub>レ</sub>之候、<sub>○<sub>二</sub>於<sub>一</sub>山門者<sub>三</sub>※<sub>二</sub>原本<sub>一</sub>、取消線は左傍点<sub>二</sub>度々<sub>一</sub>之例勿</sub>

論之義<sub>二</sub>候へとも、於<sub>二</sub>三井<sub>一</sub>も先例有<sub>レ</sub>之候故、於<sub>二</sub>此度<sub>一</sub>者三井へ被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、此旨可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>之旨御気色候、

〈図版⑨〉

「御奉書案」は「庭田重条奉書」の下書きであると思われる、加筆修正が施されている。東山御文庫に蔵されていることから考えると、職事による奉書の下書きは、女房奉書と同様に、天皇などによって加筆修正されてから清書されていたのではなかろうか。そして、また清書され相手方に下されたもの(正本)の写し(副本)が天皇に献じられたのではなかろうか。

(24) 函号・四一三二―三三三二。

(25) 宮内庁書陵部蔵、函号・二六五一―一〇六八。

(26) 宮内庁書陵部蔵、函号・五〇八一―八八 口。

- (27) 宮内庁書陵部蔵、函号・五〇八一八八。ハ。  
(28) (25)に同じ。

※末筆ながら、史料閲覧に際して御便宜を頂いた宮内庁書陵部に厚く御礼申し上げます。

て

法が

あひ

作

第

し

入

し

し

あ

清機嫌

よ

し

あ

あ

あ

け

進

し

白菊内侍より せん晃

Handwritten Japanese text in a cursive style, likely a letter or document. The text is written vertically in approximately 12 columns, starting from the right side of the page. The characters are highly stylized and connected, characteristic of the 'sōsho' (cursive) style. The ink is dark on a light background. At the bottom of the page, there is a ruler with markings in centimeters, indicating the scale of the document.

「正親町天皇由奉幣御事書並女房奉書案」 宮内庁京都御所東山御文庫蔵

一 源氏甚ふれし 奉返んを

天文三 奉返んを  
天文三 奉返んを

一 掃除申 之元此 十ヶ条の  
とや載ん 作可なる

一 誓國の 司る

由り誓 申すも 誓國の 司る  
天文三 奉返んを  
同定る 誓國の 司る  
天文三 奉返んを  
移る 誓國の 司る

天文三 奉返んを  
天文三 奉返んを  
天文三 奉返んを  
天文三 奉返んを



近衛忠熙  
 出候御内々奉書  
 元治元年  
 月日

折  
 厚  
 書  
 の  
 札

書	書	書
27908	1	23-2
413		

元治五年四月廿日

近播前美由良守

河内守重直

厚年書二行

折之也

落

書



仁孝天皇御遺金保管等三件二付大典侍局等ヨリ観行院宛書翰 口

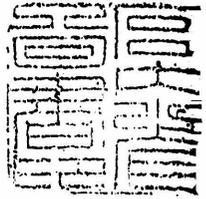
宮内庁書陵部蔵。

仁孝天皇御遺金保管等三件二付大典侍局等ヨリ観行院

口

圖書
58606
3
508





図版⑥

「仁孝天皇御遺金保管等三件二付大典侍局等ヨリ観行院宛書翰」

八

宮内庁書陵部蔵。

仁孝天皇御遺金保管等三件二付大典侍局等ヨリ観行院宛書翰

御書翰

三十二

御書翰

前史生氏真罪忘事延法  
度節令吾真刻侵在南殿  
御裝束并任槐宮具亦令遂  
電之科系不輕之間至子孫可  
彼弃指由明應勅裁之旨彼  
聞食年不可有相遠名也彼  
今度御即位儀進物亦不存  
悔急令致意為沙汰名一為非妙  
之由之被下知行事官仍哭之旨被  
作下状必件

十一月廿三日

右中弁 判

四位史 取

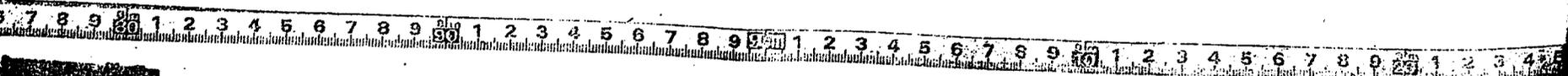


封三三  
一一三二九

下

庭田重泰奉書

重泰



市行舟の舟は舟の舟

舟の舟の舟の舟



清情 通と 辨書 清と 清と 辨

被任

清酒 清酒 養食 一 三 升 一 合



## 第五章 女房日記にみる和宮親子内親王降嫁の側面

### —宰相典侍・庭田嗣子とその記録について—

はじめに

庭田嗣子<sup>つぐこ</sup>は、近世後期において仁孝・孝明両天皇に典侍として勤仕し、その人品・才能叡感に叶い、内旨をもって仁孝天皇第八皇女・和宮親子内親王の徳川家茂への降嫁に随行し、宮の教育・輔導にあたったことで知られる。嗣子はその生涯において多くの記録をなしており、政権の中枢にあつた女性の視点によって公武関係や幕末期における緊迫した政局が具に捉えられている点に注目されるのである。管見の限りでは、①「宰相典侍庭田嗣子日記」<sup>(1)</sup>、②「和宮御側日記」<sup>(2)</sup>、③「和宮様御服召かへ并御側女著用物控」<sup>(3)</sup>、④「静寛院宮御用金銀出覚」<sup>(4)</sup>、⑤「將軍昭徳院凶事留」<sup>(5)</sup>、⑥「年中御盃の心おほえ」<sup>(6)</sup>を挙げることができる。このうち、①②以外は全て関東下向中に記されたものである。①は和宮や宮附女中の装束に関する帳簿で、③は江戸城大奥における静寛院宮(和宮)方の金銭出入帳である。④は、和宮の夫である徳川家茂の凶事にまつわる記録で、仮名で記されているものの公卿による儀式の別記と近似する。⑤は禁中御内儀(奥向き)での年中行事に際する小宴の女官の作法や装束について記したもので、いわば女房によって仮名で記された行事儀式書といえる。そして、①は①の、②③④は②の、それぞれ別記的な性格をもつ。

以上に嗣子の記録を掲げてみたが、禁中において宰相典侍という女房としての視点から記録された①②と、宰相典侍という禁中女房の身分にありながら和宮附として江戸城大奥において武辺に関することを記録した③④に大別される。なかでも、⑤は禁中の女房である典侍によって江戸城大奥において將軍徳川家茂の凶事が記録されるという、文学における女房日記概念では処理し得ない特異な性格を持つ。女房日記の本質については、宮崎莊平氏が近世後期の欣子内親王(後桃園天皇第一皇女・光格天皇中宮)付女房による日記にも触れつつ、「女房の身分にある者、あるいはかつてその身分にあつた筆者が、女房の立場から書き記した日記」で、「後宮の主人とその主家の主として慶祝事などの情況を通して、結果としてその繁栄を記録的に現出せしめるところに女房日記の本質が求められる」と示しておられる<sup>(7)</sup>。⑥は、「慶祝事」に対する「凶事」が記録されているわけで、女房日記の本質にはそぐわない。嗣子の生きた時代には、禁中において典侍の筆頭である大典侍や掌侍の首座である勾当内侍(長橋局)・命婦の大御乳人、いわゆる「三頭」と称される御内儀の事務官僚的女房によって日次に記録が行われ、大御乳人の記録に配下の女房による記録が引勘されるなど、女房による幅広い記録行為を確認できる。ただ、これらの記録は女房としての銘銘の職掌に則したものである。それでは、宮廷女房の嗣子によって江戸城において①②③④が記録された意図や目的、また、それらの持つ意義は奈辺にあるのであろうか。

和宮にまつわる先行研究としては、朝森要<sup>(8)</sup>・久保貴子<sup>(9)</sup>・藤田覚<sup>(10)</sup>・関口すみ子<sup>(11)</sup>などの諸氏によるものが知られるが、おおよそ近世後期の政治史、とりわけ公武合体論のなかで和宮降嫁の効果的役割を論じたものである。久保・関口の両氏は江戸城大奥における和宮の動向にも触れておられるが、いずれも「京方」「江戸方」を対立的に捉えたものである。

本稿においては、嗣子の記録、特に<sup>(12)</sup>を中心にして、嗣子の江戸における動向を探りつつ、かかる問題点を検討してみたい。なお、引用史料については、旧字体を改め適宜に読点ならびに返り点を施したことを断っておく。

## 一、庭田家について

まず、嗣子の履歴と出自とする庭田家について触れてみたい。嗣子は、父を従一位前権大納言庭田重能、母を前右大臣大炊御門家孝女として文政三年(一八二〇)に生れる。「女官補略」<sup>(12)</sup>「庭田嗣子推任沙汰状並口宣案」<sup>(13)</sup>に拠ると、天保五年(一八三四)十二月に典侍御雇として出仕する。時に十五歳で交百と称する。同七年七月には正式に典侍に補され、今参と称して仁孝天皇に近侍する。新典侍・権典侍と累進し、同十四年九月に従五位上に叙される。仁孝天皇崩御に際しては、暇を賜い宮中より下るも薙髪・隠居は許されず、孝明天皇踐祚後の弘化四年(一八四七)三月に再び典侍御雇として召し出され、古登と称して勤仕する。同年六月には、典侍に補されて今参と称し、新典侍・宰相典侍へと昇り、指導的な立場にあった。和宮降嫁の随行に際しては、宮の生母である橋本経子(従五位上)を越えて正五位下に叙されている。さらに、逝去の三日前には、「嗣子推任沙汰状」<sup>(14)</sup>に

史料①

親王内親王東行以来数年輔佐、殊近年不<sup>二</sup>容易<sup>一</sup>時勢之处、厚<sup>レ</sup>心<sup>レ</sup>力之儀、依<sup>二</sup>拔群之精勤<sup>一</sup>、被<sup>二</sup>推叙<sup>一</sup>、

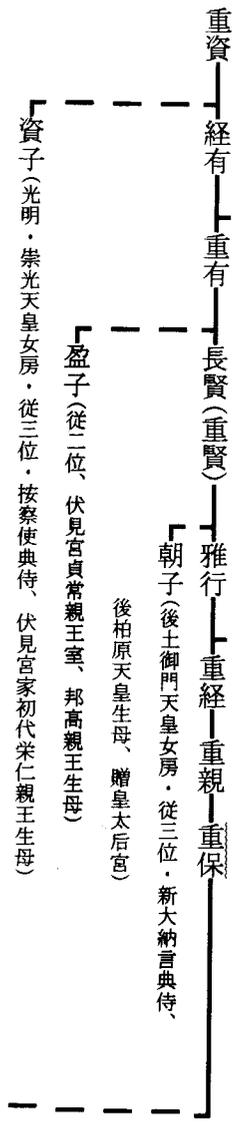
と見えるように、関東における恪勤を賞せられて正四位下に叙されている。そして、帰京すること叶わずに、慶応三年(一八六七)十一月九日に江戸城西の丸大奥において逝去。享年、四十八歳。

庭田家は、宇多天皇の皇子敦実親王の三男・左大臣源雅信から下ること十代・権中納言経資を祖とする。近衛中将・少将を経て蔵人頭へと進み、権大納言に至るのを官途とする羽林家で、旧家・内々衆である。庶流には、綾小路・五辻・大原・慈光寺の各家がある。因みに、庭田家をはじめとする宇多源家の一門は雅楽を家職とした。

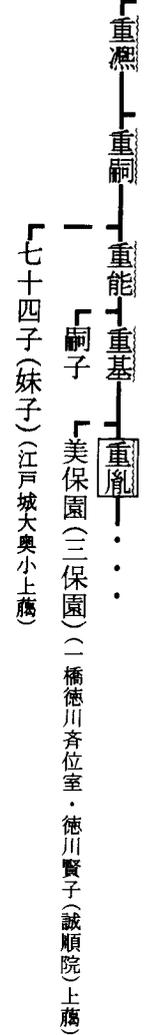
《庭田家簡略系図》※□は武家伝奏・議奏に任じられた者を、波線は日記の記主として確認できる者を示す。

┌ 幸子(伏見宮貞成親王室、後花園・貞常親王生母、従三位・敷政門院)

└ 源子(後柏原天皇女房、従二位・典侍)



「條子(後桜町天皇女房・從五位上・源中納言典侍・紫雲院)



右の略系図は、「庭田家 富小路家系譜」(15)より作成したものである。系図に見えるように、室町時代初頭、重資の女・資子(從三位・按察使典侍)が光明・崇光両天皇の典侍として近侍し、崇光天皇との間に伏見宮家初代となる栄仁親王を儲けたことから、伏見宮家と密接な関係を持ち、近世初期に至るまで伏見宮家の家礼・家司殿上人として奉公した。また、経有の女・幸子(敷政門院)は栄仁親王の王子・貞成親王(後崇光院)の妃となり後花園天皇や伏見宮貞常親王を生み、長賢(重賢)の女・朝子は後柏原天皇を生み典侍に補され新典侍・新大納言典侍と累進するなど、伏見宮とともに皇室とも深い関係を有している。その他、雅行の女・源子(行子とも)が新典侍として後柏原天皇に、重具の女・具子が禁中女房の筆頭である大典侍として後陽成天皇に、重秀の女・秀子が同じく大典侍として後光明天皇に、重孝の女が桃園天皇の宰相典侍に、重瀨女の條子が源中納言典侍と称して後桜町天皇(女帝)に、それぞれ近侍したことが知られる。庭田家の子女の多くが禁中女房の筆頭である大典侍や典侍に任じられていることは特筆すべきことである。嗣子も女房として宮中に出仕することを視野に入れて訓育され、優れた実務能力によって女房として勤仕したものであると思われる。後に触れるが、随行に際しても典侍という身分に執着し、結局は和宮の上臈としてではなく典侍の身分のまま下向している。このことは、嗣子の記録を検討する上でも看過できない。時に、嗣子の姪で庭田重基女(美保園(三保園)も、一橋徳川齊位室・徳川賢子(誠順院)の上臈として勤仕したことが知られ、嗣子下向後は頻繁に交流もたれている。禁中女房に限らず武家の奥向きにおいても、徳川將軍の御台所(正妻)や御三家・御三卿などの御簾中は、そのおおよそが五摂家の出身であったことから、そこに侍る上臈の多くが京都より付き従った公家の子女であった。庭田家や嗣子にとって、幕末の不

安定な政局のなか、一橋家やそれに連なる尾張・水戸家などの大名家の動向を知る貴重な情報源であったと推測される。

近世後期の庭田家の家領は天保九年(一八三八)の「雲上明覧大全」(16)によると三百五十石で、官途・家領からして標準的な平堂上の家格といえよう。参考までに嗣子の江戸における知行を掲げると、左の通りである。

#### 史料②

在府中御宛行現米四斗俵にて百二十俵ツ、金百両ツ、年々被<sub>レ</sub>下候、伝奏衆より達せられ候由長橋殿より御申渡し<sub>レ</sub>の事、・・・

(◎、文久元年(一八六一)九月二十三日条(刊本・一三頁))

#### 史料③

宰相典侍始え在府中御手当被<sub>レ</sub>下候外に此度左之通、

四斗俵ニテ

百五十俵四俵

宰相典侍

(「静寛院宮御消息」(17)文久三亥年(一八六三)五月二十九日 千鳥の間より仲村をもつて申渡され候書取写し(刊本・三八七頁))

②③を合わせると、御切米・四斗俵で二百七十四俵、すなわち百九十六石と御合力金百両を食んでいたことがわかる。現在の貨幣価値に換算して約三千万円といったところの俸給が幕府より支給されていた(18)。幕末期の江戸城大奥の女中のうち、筆頭の上藤御年寄が切米百石・合力金百両、御年寄(幕末期の大奥において名を馳せた瀧山など)が五十石・六十両の宛行(19)であったので、嗣子は上藤御年寄を凌ぐ知行を食んでいたことになる。その他、随行に際して幕府より支度金として千二百両、別に京都所司代の内々の取計いとして三百両が支給されている。因みに、随行以前は、典侍の知行として地方で百二十石を食んでいたが、随行に際して返上している。

近世における庭田家は、朝廷運営組織の「三役」である撰閔・武家伝奏・議奏のうち、重条が霊元・東山・中御門天皇の廟堂において議奏・武家伝奏に、重孝が桜町天皇の代に議奏に補されており、朝幕間の折衝など実質的に朝廷を支えた実務官僚としての側面を見せる。嗣子の甥である重胤は、議奏補佐である議奏加勢に任じられている。文久二年(一八六二)十一月九日に国事御用掛が設置されるに際しては、その職に任じられ(20)、文久三年(一八六三)三月八日には外患祈禱の宣命使として石清水八幡宮に参向している(21)。さらに、安政五年(一八五八)には、日米修好通商条約勅許に反対して廷臣八十八人の列参(廷臣八十八卿列参事件)に加わり(22)、元治元年(一八六四)七月十七日には、二日後に勃発する禁門の変を前に、権大納言中山忠能ら廷臣五十八人とともに長州藩に対する寛大な処置と時事切迫の情勢を奏上するなど尊皇攘夷派としての動きも見せている(23)。維新时期に一条家の諸大夫であった下橋敬長氏は、晩年に当時の宮廷を回顧し、職事について触れるなかで示唆的な談話をしている。すなわち、弁官を経て蔵人頭(頭弁)になる名家は事務に長けている

が、近衛権中將から蔵人頭(頭中將)へと至る羽林家の公卿は事務に通じない素人のまま職事の首席となるので、下役からの苛めがひどく、当時これを滞りなく勤め上げたのは庭田重胤卿・中山忠能卿(明治天皇外祖父)ぐらいいであつたと回顧しているのである(24)。因みに、重胤や父の重基は「職事備忘」(宮内庁書陵部蔵)と題する記録を遺している。この他、実務官僚としての活動の基盤となる記録が重条・重孝など代々の当主によって作成されたことが庭田家本として宮内庁書陵部に多数遺存していることから確認でき、近世における記録の家としての性格を帯びるようになったとも考えられる。仁孝天皇の崩御に際しても隠居・薙髪を許されずに引き続き孝明天皇の廟堂に侍り、さらには和宮の守護・輔導の使命を帯びて江戸に下向したという嗣子の履歴も、多くの当主が実務官僚として活躍し存在基盤たる記録を蓄積した庭田家で幼少より培われた実務能力に裏打ちされたものであろう。

## 二、随行前後の嗣子の動向

和宮の随行については、和宮より降嫁の条件として先朝よりの内女房を随行させることという一箇条があり、嗣子に白羽の矢が立てられるのである。万延元年(一八六〇)十月二十九日に嗣子へ長橋局より内勅が下されている。その場で勅書も渡され、長橋局より奉勅すべき旨を迫られている。それに対して、

### 史料④

……、昨日御内意仰渡されに付文通致候、返事かた／＼弓削(※庭田家家士)を以て宰相中将殿(※嗣子の甥・庭田重胤)より口上の趣に、此度関東へ御縁くみに付、和宮様へ宰相のすけ附進られ度思しめ候由御内意の趣、本人より申越委細承り誠に恐入候、御請申上候筈二候へ共、何分御時節柄と申御大切の御用柄にてたやすからぬ御事に御座候まゝ、本人(※嗣子)にも深々心配の趣にて何卒御理申上度よし申聞候事、又里方におゐては別して／＼深恐入心配々々致候故、無<sub>二</sub>御扱<sub>一</sub>御次第を伺なから誠に恐入々々候得共、此儀は幾重にも御理申上度存候ゆへ、何とそ御程よく聞しめされ候様、御三頭(※大典侍・新大典侍・長橋局)然るへき様御取計にて御断仰上られ候様、御頼申入度と申来る、嗣子右のよし承り奥へ出大すけ殿長橋殿へ右之口上申入候処御尤の御事猶早速々々其よし御さた申入候と御申の事、

(◎、万延元年十一月一日条(刊本・二頁))

と、嗣子や実家である庭田家は随行の一件を辞退している。しかし、翌日に大典侍・長橋局の両頭の列座のもと、「一朝一夕のことではなく評議あつてのこと」と、宸襟を安んずるためにも承諾するようにと再考を求められている。御所より実家へ下つて甥の重胤をはじめとする親戚縁者が打ち集った結果、再三の仰せを辞退するのも叡慮に背き不忠となるので、この上は引き受ける以外に他なしと、渋々承諾することになる。そして、嗣子は随行を承諾するにあたって、①大奥における和宮方の環境が御所風に落ち着けば再び京都に召し返されること、②多病につき常の典医を差し添えること、③典侍の身分のまま下向する

こと、⑩明後年の仁孝天皇十七回忌には帰京を許されること、の四条件を示している。とくに、前にも少し触れたが、⑩に強い執着を見せている。今でいうところの官員録である「雲井」文久二年(25)には、

史料⑤

和宮附連在府中

厩田政重能御女

源

宰相典侍

嗣子 四十三

と見え、典侍という身分のまま先帝の皇女の降嫁に随行するという前例のない境遇に直面するのである。おそらく、嗣子は和宮降嫁に随行することに非常に消極的であったと思われる。

史料⑥

十二日、典侍のまゝにて下向の事故、在府中とても矢はり知行其儘拝領に成候様表御内儀えも願書出る、

(⑩、万延元年十二月十二日条(刊本・八頁))

知行についても、⑥に見えたとおり、典侍の身分のまま下向するわけなので、当然のこととして御所方より今まで通りに典侍の知行として支給されることを申し入れている。しかしながら、次の⑦からも窺えるように、嗣子の欠員を補うため滋野井実在女・在子を新典侍に任じて補充しているので、致し方なく知行を返上している。下向後は、前にも触れたように、幕府より俸禄が支給されるようになるが、

史料⑦

・・・、何分下向以前にも度々願まいらせ候事ながら、とふも跡役下されの知行御六ヶしくあらせられ候ゆへ、返上致候様との御事にて誠に知行はなれ候事歎ヶ敷く存候へ共、無<sub>レ</sub>抛返上致下向ニ相成今にいろく<sub>レ</sub>と其事存居候折から、昨日此書取に付宮様御願に成られ候御訳柄をはしめて伺、何ともく恐入忝りまいらせ候、去ながら此書取通りにては御城内(※幕府)より増下されの様に存られ候まゝ、相成へくはとふそく<sub>レ</sub>宮様御願立の御通り御所より拝領に相成候へは、猶更く<sub>レ</sub>あつく有難存上まいらせ候まゝ、たとへ地かたにて給り候御事御むつかしくあらせられ候て御蔵米に相成候とも、年く<sub>レ</sub>御所よりの拝領に相成候へは、深く有難存上まいらせ候儘、右の辺御礼かたく<sub>レ</sub>願上度さ何分く<sub>レ</sub>多少にかゝわらす宮中の女中にて在府中たりとも知行拝領に相成候へは、ま事二く<sub>レ</sub>有難さく<sub>レ</sub>御双方様の思しめしを私は元より嚙々里方にをめても深く<sub>レ</sub>畏と存まいらせ候、

(「静寛院宮御消息」、御所へ御礼かたく<sub>レ</sub>又願上候案文写し(文久三五月晦日認六月三日出る)(刊本・三八八頁))

とあるように、江戸に在府しつつも宮中の女官には変わりなく、形式的なことであっても御所方よりの知行支給が行われることを幾度となく申し入れている。

史料⑧

・・・、何分く<sub>レ</sub>是迄通り宮中女房のまゝにて参り居り候事故、何卒相成へくは四月

御服くはりの節も御かへ一ツにても拝領致候へは、御廉も相立此上の有難さく、何分御用勤居不<sub>レ</sub>申候ゆへ、決してく御数を拝領願候にては御座なく、た<sub>く</sub>く御内女中の事故、御服くはりの御廉にて何にても一つ拝領候へは、ま事にく有難存まいらせ候ま、御内々御まへ様迄心中を申入願心みまいらせ候、・・・、

(「静寛院宮御消息」文久三亥年二月二十八日認にて 三月五日出に御両頭へ申入候案文写し(刊本・三三六頁))

⑧は、更衣に際して女房に装束が下されるのであるが、在府の嗣子も仮に一枚でも内女房としての面目のために宮中よりの拝領を願う記事である。嗣子の記録には、その端々に自身が内女房・典侍であるという主張が散見される。江戸に在府しながらも、禁中にある典侍と同様の待遇を受けることによつて、己が典侍としての体面を保ちたいという嗣子の姿勢が浮かんでくるのである。嗣子は、⑤を記していることから推測できるように、先例故実に秀で、④や大典侍の『中山續子日記』(26)・長橋局による「長橋局日記」(27)から新嘗祭などの宮廷における諸祭・諸儀式や諸社・諸寺への代参などを万端遺漏なく務める俊逸ぶりが窺える。高齢であった大典侍(曼延元年・六十六歳)や新大典侍(同・七十三歳)を補佐し御内儀を統率した実務官僚であり、いずれは大典侍に累進するものと囑望されていた。それが、和宮に随行するということは、ある意味で左遷とも捉えられ、禁中女房としての道が断たれるも等しいのである。嗣子の才力は、禁中という場においてこそ十分に発揮できるわけである。⑥⑦⑧の史料から、それらの心理的葛藤を汲み取ることができよう。

### 三、嗣子の使命と役割

かくして、嗣子は心ならずも和宮降嫁に随行するのであるが、それでは、いったい嗣子は随行するにあたって如何なる姿勢で臨んだのであろうか。そして、尊王攘夷思想が高揚するなかでの公武合体を顕現する降嫁について、より具現化し結実させるべき勅命を帯びた嗣子は、その使命を果たすために自己に如何なる意義を見出したのであろうか。

嗣子は、東下に際して孝明天皇より親しく

史料⑨

・・・、思しめし様にて嗣子へは別たん勅筆にて万事心得方拝領致、深恐入、・・・、  
(⑩、文久元年(一八六一)十月十七日条(刊本・一六頁))

随行における宸筆の心得書を下されている。その勅諭の内容は、

史料⑩

・・・、扱又よき御序ゆへ御そもし様(※嗣子)へ申せとの御事にあらせられ候、ほかの御事にも無候得とも、此程よりいろく風聞きこしめされ候所、関東大奥向にて京御風の御事を彼是申立最初よりの御やくそくに違候様子聞しめされ、・・・、もしく風聞通りに候は、御請に相成御座候書とりは和宮様へ進しられ御座候故、其書取

を一応大樹公へも御覽に入られ候、大奥女中又御待請の人々えも見せられ候て、京御風万端最初より仰立られ候御趣意相立禁中様の思しめし立られ候様に精々御申立御取斗のやうとの御事故、和宮様へも御申上よく御勘考にて夫へ御申達し被成候様にと存参らせ候、表方はいつれこなたより御しらへに相成候へとも、大奥のところかねての御約束通り京御風万端御承知をとくと和宮様聞せられ御望通りに成られ候御事故、御下向にも相成候御事、くれも禁中様の思しめしを和宮様御忘れあらせられぬ様にも思しめし候、去ながら京御風を後々の御台様へ残され候思しめし様は決してあらせられず、又大樹公其ほかの人々にも京風をさせられ候思しめしはもちろんあらせられぬ御事、た和宮様御一分めしつれられ候上藤以下は元より関東にて召かへに相成候人とても京風を初より仰立られ候のゆへ、其御趣意御間違無やう仰立られ候様にも思しめし候、御そもし様かたもくれ其御趣意間違ぬ様御心得被成候、さ様の御事にて彼是と穩ならず候ては御一和にも相成かたく、何ふん皇女関東へ成らせられ候と申御事は御例もあらせられぬ御事故、京風はもちろん御れいなき御事ながら、京風ならては御直宮様の御事故、一かふ御不都合又禁中様の思しめし立られす候ま、よく御勘考御取斗被成候様、とくと申せとの御さたにあらせ候、

〔「静寛院宮御消息」文久二戊年正月十六日著にて御所より仰進しられ候御ふみの御案文写し正月八日認の御ふみ(刊本・三〇九頁)〕

⑩からも窺えるように、武家故実の牙城である江戸城大奥において、和宮をはじめとする和宮付の女中一党が京風を遵守すべきという旨のものであった。柳営において京風・江戸風の二つの風儀が並存し融和することこそが、延いては公武一和へと繋がり、皇女としての体面を保つことも可能たりえるとの叡慮であった。嗣子は、のち帰洛することなく、宮中女房として勅命を奉じて一身に和宮を輔導するのである。

しかし、江戸において勅諭を奉じつつも、極力は江戸方(将軍家茂附の女中や天璋院・天璋院附女中、家定生母の本寿院・本寿院附女中など)との対立を避け、真の意味での公武一和を模索し、柔軟な姿勢でもって事にあたっている。嗣子の理想とするところは、

史料⑩

・・・、何分御風違の御事故、猶更大樹公天璋院御かたへの御義理合も一入  
御六ヶ敷何分御直宮様にて内親王様の御事故、とふそ御所の御威光は御立遊  
し候て、・・・、私の心一はいは、御所より宮様へ御義理合御立遊し進しられ候御事を  
有難思しめし候様、又々宮様よりは御大事の御兄様にあらせられ候ま、とふそ御  
御父帝様御同様に御孝道御礼節を御立遊し幾久しく御大切に思しめし上られ候様致度、  
さ又御当地にてはとふそ大樹公御はしめへの御礼節御不都合にあらせられぬ様  
精々申上気を附取計上藤はしめへも申聞せ候覚悟には候へ共、前申入候通、何分御  
不行届に御さ候ま、定し御不都合の御事共に成られ候半、・・・、

〔「静寛院宮御消息」また御返事に十月十日(※文久三年)出御便りに申入ま

いらせ候案文写(刊本・四六四頁)

と、直宮としての和宮の立場を尊重しつつも、夫である將軍家茂や家茂養母の天璋院へ礼節を尽くすというものであり、宮附女中にも江戸方との融和を論じていたことが窺える。しかし、そこには位階に拠った身分秩序と家長を中心とした武門の家族秩序とを如何にして整合付けるかという大きな障壁が立ちはだかつており、⑩にもその苦悩の様子が浮かんでくる。

#### 四、大奥での京方の動向

次の⑫は、家茂薨御に際して継嗣に関わる問題について示されたものである。

史料⑫

・・・、御目見願にて御直に瀧山より申入、右は御養君の御事、昨年御進発の節仰置れ候御通田安亀之助殿に遊し度と天璋院様よりは仰出され候へ共、こなたの思しめしはいかゝと御心配遊し候へ共、御後見にても慥か成御人御坐候は、御よろしく乍、さ様無ては誠に御大事故、余人然るへき人体天下の御為にかん考御坐候様、表へ申出候様と仰出さるゝ、・・・、(◎、慶応二年(一八六六)七月二十四日条(刊本・四二八頁))  
天璋院は、家茂が第二次長州征討出陣の折に遺言した田安德川家の亀之助(家達)を継嗣とすべき旨を主張したが、和宮は四歳という幼年の亀之助には国事多難な政局を舵取りすることは不可能であると反対し、自らの意向を示して、天璋院に再考を求めている。ここから、政局に対する和宮側の主体的な姿勢を垣間見ることができるとは、しかしながら、

史料⑬

・・・、昨日天璋院様へ御養君の事御相たん遊し置れ候処、矢はり仰置通に是非々々あそはし度と申入参り候に付、其通瀧山へ仰出さるゝ、・・・、

(◎、慶応二年七月二十六日条(刊本・四三一頁))

と、天璋院は自らの意向を曲げずに主張している。結局、和宮が折れる形で田安亀之助を継嗣とすべき大奥の総意を老中に伝える。しかし、翌月の八月八日に一橋慶喜参内の折に宗家継承の論命が下され、八月二十日の家茂薨御(実は七月二十日)に際して正式に慶喜の將軍職就任が大坂城において公表される(28)。

史料⑭

・・・、此度実成院殿事紀州館へ引移り度と願の由承り候故、何とかこなたにて御せわ様不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>有候ては御不都合に無哉と嗣子より仲村へ内々相談致候へは、瀧山へも其由申され候には、本人も伺られ候は、思召は有難り候哉ながら、何分住居の無故被<sub>レ</sub>願候故、最早何共御さたあらせられぬ方有難りと存候由返答なり、・・・、

(◎、慶応二年八月九日条(刊本・四四〇頁))

史料⑮

・・・、天璋院様へたき山参りに付御言伝御口上有、猶又実成院様御住居二ノ丸(天璋

院の御殿)と申事ながら余り御混雑と御きのとくにも思しめし候故、西ノ丸(和宮の御殿)此儘宮様御住居に候は、こなたにて御世話あそはし候てはいか、併天璋院様御せわの思しめしにも候は、しりても仰られかね候へ共、御相談あそはし候由、御言伝あそはし候事、暮過帰参にて御返答には、御尤様には思しめし候へ共、西ノ丸も頓と御場所無様被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>聞候儘、先々此度は矢はり二ノ丸え御引取の方御よろしく思召候よし也、

頁)

(◎、慶応二年九月一日条(刊本・四五四

⑭⑮は、家茂生母の実成院(第十一代紀州藩主徳川斉順の側室、紀州藩士松平六郎右衛門晋の女・美佐)の進退に関する記事である。和宮側は、家茂亡き今となつては紀州家へ引き移りたいとの実成院の意向に触れ、和宮にとつては姑にあたるので、引き取つて世話をしたい旨を天璋院に申し入れている。姑に対して孝養を尽くすことは夫に対する礼節にもなるとともに、先ほどの將軍継嗣問題と同様に、大奥における脆弱な和宮側の存在意識を高めることにつながるのである。しかし、天璋院の方で実成院を引き取るとの返答を受け、天璋院の意向に対しては強いて言い立てることもできずに、又もや和宮側が折れる形となつている。

史料⑯

……、天璋院様より昨日御返答の御通実成院様御住居の事を仲村(※和宮附女中で江戸方の者)へ伺せ候得は、さ様の御次第なれば、夫にて最早御義理も濟せられ候御事御心配様あらせられぬ様と願はる、(◎、慶応二年九月二日条(刊本・四五五頁))と、嗣子は、実成院の引取りを申し出たことで既に和宮の家茂の妻としての義理を果たしたと配下の宮附女中である仲村より申し含まれている。この他、天璋院は家定生母の本寿院(跡部正賢の女・美津、家慶側室)までも引取つており、大奥向きは全く天璋院の掌中にあつたと思われる。

史料⑰

……、大樹様御ひろう(※家茂薨去の公表)は来る二十日と申来り候よし申入、右に付、還御の御事(※大坂城より江戸への遺体の搬送)御はこひ付かね候は、御例も無御事には候半ながら、御火葬に相成候て御大切の御骨を増上寺へ御納りにてはいか、なを天璋院様へも伺候様仰付られ候事、二ノ丸より瀧山帰りにて御火葬の事御尤には思しめし候へ共、いつく迄も其儘還御と御願の御心得故、こなたにても其思召にて仰立られ候様との事なり、(◎、慶応二年八月二十一日条(刊本・四四七頁))

⑰は、家茂の遺体の搬送について示されたものである。夏場ということもあつて遺体の腐敗を気にかけた和宮側(主に嗣子の考えであろう)が、大坂にて火葬してから江戸に搬送し、芝の増上寺に納骨しては如何なものかと天璋院に持ちかけている。これは、皇室では代々の天皇が泉涌寺(天皇家の菩提所で、陵墓の泉山御陵を抱える)で茶毘(後光明天皇以降は、茶毘は儀式だけで実は火葬されずに土葬された)に付され埋葬されていたことに准えて提案されたのであろう。しかし、將軍家においては、土葬されるのが先例となつている。

当然のこととして、天璋院は和宮側の申入れを断っている。このことは、一見して京風と江戸風の対立のようにも捉えられるが、実は大奥の総帥たるべき將軍の正妻である和宮が、天璋院の掌中にある大奥において、いかに主体性を獲得し、その存在基盤を確立するかという問題に関わってくるのである。このように、大奥の統帥者たる和宮は、全く自らの意のままにならない情況のなか、

史料⑱

・・・・、宮様此ころ夜分御もや／＼思しめし候御事など内々委しく玉島より承り心配

致候事、

史料⑲

(◎、慶応二年九月十二日条(刊本・四六一頁))

宮様へつく子より一封にて御内々御心得様事申上候、(同、十三日条(刊本・四六一頁))

史料⑳

・・・・、右は此ころ宮様何か御もや／＼思召候に付、御心配様は御尤様ながら何卒御安心にて御納得遊し候様御諫言御申上被下候様御父子へ嗣子より内々御頼申候事、・・・、

(同、十八日条(刊本・四六二頁))

と、苦悩をあらわしており、嗣子や和宮の外伯父である橋本実麗・実梁父子によって諫言が入れられている。嗣子は、家茂の死去する前年に大典侍に宛てて次のような興味深い書状を認めている。

◎・・・とふそ／＼御女儀様ながら御心かけも御大事かと恐ながら存上まいらせ候まゝ、

虫同前の者(※嗣子)申上候も恐入候得共、何卒／＼世上の治り候様の思しめしかけあらせられ候へは、おのつから御家(※徳川家)の治りも御よろしく哉、誠に思しめしよらぬ御縁くみにはあらせられ候得共、御治定にて御入城もあらせられ候上は、何卒其御家の御治り御よろしく御貞節を尽され後／＼迄も御ほまれを残され御名高く後／＼記録にも御ほまれを残され候へは、急度御直官様の御威光も立られ御孝心様御貞節の御本と何れも有難りまいらせ候御事故、恐入候得共、折／＼申上居候様の御事、・・・、

(「静寛院宮御消息」慶応元年五月四日 勅使飛鳥井中納言殿帰京につき 和宮

様より御返書上られ候節嗣子よりも さし上候文の案文写(刊本・五〇一頁))

と、嗣子の理想とする和宮の在り方を示している。すなわち、女性であっても政局に目を向けて世情の安定を模索することで、自ずと家の秩序や風儀も落ち着くと示している。さらに、思いもよらない婚姻であっても、一度決心して降嫁したからには、婚家である徳川家の繁栄安泰に努め夫や姑に貞節を尽くして賢妻として後代に記録され讃えられるによう励まねばならず、そうすることによって直官としての威光も立って兄弟への孝養にも繋がることも示している。降嫁の条件であった攘夷は不可能に近い政情にあり、内部においては天璋院の勢力下にある脆弱な存在基盤の上に立つ和宮にとって、降嫁の意義を見出し、後代に和宮が降嫁したことによって果たした役割を記録する必要に迫られるのである。特に、夫である家茂の薨去によって和宮は大御台所となるわけであるが、同じく大御台所の天璋

院と新將軍の御台所(結局、慶喜の正妻・一條美賀子は大奥に入ることなく、また御台所と称さずに御簾中のままであったが)との三者の立場上の微妙な問題が予想され、和宮の立場上の不安定要素が増大する。そうしたなかで、嗣子によって㊦「將軍昭徳院凶事留」が記されるのである。

##### 五、「將軍昭徳院凶事留」について

㊦の昭徳院とは將軍・徳川家茂の法号であり、大坂城での薨去から葬送・和宮の薙髪・忌服の方式・薙髪・忌服における和宮や官附女中の装束・中陰における法要・家茂の法号定・和宮の院号定め・家茂の形見分け等の凶事一連の顛末が記されたものである。

史料㊦

御遺体今晝とらの半刻浜迄御著棺遊し候由表より申入との事にて卯刻過つく子へも御しらせにて此上の御事と忝り候、巳刻御たいめん御目見濟御新座敷へ御拝に成らせられ候、坪内伊豆守朝倉播磨守右両人御供にて帰府致され無御滞御著棺の御事此上の御事に有難り候由申入、……、委しくは別張に有、

と見え、㊦の同日条を見比べてみると  
㊦ 一今晝とらの半刻濱まで御尊骸御著棺のよし卯刻過表より申入、御手間とれ候儘、何れ未刻過ならては御著城二は成まいらせ候すとの事也、……、

一 申刻ころ御表御しまりにて御棺前へ御拝に成らせられ候、御髪御根にて御かもし御素服召るゝ、御扇も持まいらせ候、御拝被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>濟還御、引つゝき嗣子初御拝に

参る、御客応答誘引の事、白袷(採取)かいとりにて髪上ケのまゝ、……、

(刊本・五七九頁)

と、㊦の傍線部分などから㊦は㊦の別記であることが分かる。しかしながら、別記といっても、㊦より㊦の方が詳細な箇所もあり、むしろ㊦の凶事に関する部分を要約・整理して一連の流れを俯瞰的に捉えたものと言える。儀式・行事の次第を詳細に記録して先例引勘の便宜に供するといった本来の性格をもつ別記とは一概に言えないのである。

凶事に際して、その先例を嗣子は禁中御内儀の大典侍に求め、指示を受けている(㊦慶応二年七月二十七日条・八月二十六日条・九月十一日条)。それに対して、大典侍は和宮の御世話卿である野宮定功とともに諸事万端を手配しており、先例の不明な点は光格院の女房であった蓮観院(姉小路聡子)に尋ね、嗣子へ適宜に指示している。そして、㊦には大典侍との凶事に関する文通の写しの引用が散見され、薙髪の戒師・薙髪の次第・薙髪の際の桂や袴の色目と調達・素服の先例と調達・忌服中の室礼・家茂の位牌を宮の居室に祀ることの可否・和宮の院号と家茂の法号など、おおよそ全ての凶事にまつわる先例を御所向の規定に拠って行っていたことがわかる。つまり、和宮は夫である家茂の服喪の全般にわたつ

て京都の風儀を採ったのである。このことは、㉔から、より明らかとなる。㉕㉖に共通していることであるが、㉗の傍線部分にも見えるように、女房日記の伝統的な特性である装束に関する描写が詳細である。そのなかで、

史料②

辰刻過御棺前へ御拝二成らせられ候、嗣子初も願候而引つゝきに御棺拝二参り御焼香上る、御附一同も御焼香二参らるゝ、京方一同はすけん法にて髪上ケ、江戸方ハ空色も様にて髪上ケ、つく子はしめは縫入けん法にて髪上ケのまゝなり、

(㉕、慶応二年九月二十一日条(刊本・五八八頁))

㉔は納棺に際して和宮や御附女中が焼香・棺拝のために西の丸表へ出向っている内容のものであるが、京方と江戸方の装束の差異を明示している。御所の風儀を遵守するという大命を受けた嗣子の立場が如実にあらわれている。

また、㉕には表の老中より和宮附老女(嗣子)に宛てた書状が取用されている。大まかに挙げると、

㉖ 家茂薨御と一橋中納言の相続の件。(八月二十六日、老中井上河内守書取)

㉗ 忌服の日数の申入れ。(同)

㉘ 大坂よりの遺体搬送の段取りと日程。(八月二十七日・九月三・六日、老中書取)

㉙ 一橋慶喜の御簾中の件について。(八月二十七日、老中書取)

㉚ 家茂の御霊屋は文昭院(六代・家宣)・慎徳院(十二代・家慶)と相殿のこと。

(九月九日、老中書取)

㉛ 納棺・出棺・棺拝焼香・増上寺での葬送日時と様子。

(九月十四日・二十三日・二十四日、老中井上河内守書取)

㉜ 中陰における法要の日程と次第。(九月二十五日)

である。このように、奥においては知りえない表における凶事に関する情報を老中より嗣子に宛てた書取りに拠って補完しているのである。ここから、典侍としての視点からだけではなく、將軍の正妻である和宮の御附人という視点もみられことが確認できる。そして、凶事のなかで特に注目されることは、幕府・徳川宗家としての中陰における法要とは別に、

史料③

一 御尊霊様へ御中陰中に何とそ和宮様より御附法事被遊進しられ度よし仰出され候処、御尤様のよしにて、河内守(※老中・井上正直)より御請申入候事、

(㉞慶応二年九月二十七日条(刊本・五九一頁))

と、和宮が施主となって法要を営んでいるのである。以後、この宮による御附法事に関する記事が散見され、宮附女中で上臈御年寄(一の上臈)の土御門藤子・御乳人の少進・玉嶋などが増上寺へ代拝している。このことは、江戸城の表奥ともに天璋院の掌中にあると言っても過言ではないなかで、嗣子の発意によって、將軍正妻として大奥の統帥者たる和宮の存在を大奥に限らず表にも示す一種のデモンストレーション的な要素を含んでいたのではなからうか。延いては、前節でも述べたように、將軍への礼節・孝養を尽くした貞女と

しての和宮像を引き出すことにもなり、御所の御威光にも叶うわけである。

以上のように、④は、禁中御内儀の大典侍や御世話卿である野宮定功より先例故実に基づいた和宮の凶事に関わる処置状や老中よりの書取りなどを織り交ぜて、通時的に凶事が記録されたものと言える。嗣子は、禁中の典侍として、また和宮附として、皇女としての和宮の立場を強調しつつ、御台所として果たした役割を示すために、將軍の正妻である和宮が夫の凶事に如何に主体的な姿勢であったかを客観的に記録したものであると思われる。嗣子は、

#### 史料⑥

・・・、御相続人様(※新將軍・一橋慶喜)え宮様之御席准いか、相心得候哉の事、・・・、

(④、慶応二年八月二十六日条(刊本・五七二頁))

と、家茂亡き後の大奥における和宮の立場を非常に案じ、御世話卿の野宮定功へ禁中の表向きより新將軍・徳川慶喜への確認を願ひ出ている。このように、嗣子は和宮の大奥における行末の立場に不安を覚え、宮廷女房でありながら將軍の凶事に関する記録を作成し、和宮が大御台所としての立場を保てるように備えたとも考えられる。

#### おわりに

内親王の降嫁という前例をみないなかで、皇女に天皇附の内女房・典侍が供奉するといった、江戸城大奥では前代未聞の様相を呈した。そうしたなかで、嗣子は、朝廷の威光が立つように大奥においても和宮周辺は万事御所風であるようにとの勅命を奉じて邁進する。当然のことであるが、風儀の違いによる京方と江戸方との拮抗が生じ、武家故実によって熟成された大奥の風儀や秩序は混乱を来たす。將軍の多くの正妻は三親王家や五撰家の出身であったが、和宮降嫁当時の大奥は、天璋院をはじめとして本寿院・実成院など全て武家出身者で構成されていた。とくに和宮の姑である天璋院は島津家の出身であり、薩摩の質実剛健な武門の家風に育ったため、尚更に武家の家族秩序への執念が強かったと推測される。そこで、嗣子は、勅命を奉じて御所の風儀を遵守しつつも、將軍家茂や天璋院に礼節を尽くすことによって、家風や秩序も安定し、延いては政情も落ち着くと宮をはじめ御女中に諭し、公武一和を模索する方針を打ち出すのである。その軌跡を具に記録したものが④「和宮御側日記」や⑤「將軍昭徳院凶事留」である。特に、④「將軍昭徳院凶事留」は將軍家茂の凶事における葬送などの儀式などを記録しつつも、実は家茂の正妻である和宮に視点を置いている。天璋院の掌中にある大奥にあって、妻たる御台所としての果たした役割と夫への礼節・孝養を示す最後の機会である凶事に焦点を絞り、宮の主体的な凶事への関わりを記し留めたのである。

④の傍線部分から、徳川家に御所の風儀を根付かせ後代に伝えようといった心算はなく、和宮の周辺に限定したものであることが理解できる。ここから、嗣子の記録が後代の御台所の先例の引勘に供するためのものではないことが確認できる。和宮・天璋院・本寿院・

実成院と四つの独立した家政機関が存在する江戸城大奥で、天璋院が本寿院・実成院を抱え込み大奥を掌中に収めていた。このような天璋院の絶対勢力のなかで、嗣子は、これらの勢力と頤頤することなく、和宮の皇女としての体面保持と將軍正妻としての存在基盤の確立という二つの意図をもって、記録を作成したのである。

①「和宮様御服召かへ并御側女著用物控」は、大奥での五節句を中心とした式日における和宮や官付女中の装束を記したものである。これにも、京方・江戸方の衣装が対比的に記録され、京風を遵守して皇女の威光を支える役割を持たせている(29)。②「静寛院宮御用金銀出覚」は、箇条書きで記された金銭出納帳で、慶応三年正月より嗣子の病没する三ヶ月前の八月まで遺存しているが、恐らく毎年作成されていたものと思われる。このように、嗣子によって大奥の和宮の家政機関において、③を中心として④⑤⑥の補完的な記録が整えられ、公武一和と和宮の存在基盤の確立に備えられたのである。

そして、これらの嗣子の記録は、江戸での嗣子の任務遂行の軌跡を留めたものとも捉えられ、嗣子が典侍として御所に再出仕する際の有効性も少なからず意図されていたと思われる。結局、嗣子は再び典侍として御所に仕することなく江戸にて病没するが、甥の庭田重胤によって嗣子の凶事一連を記録した「庭田嗣子凶事留」(30)が作成されている。同書によれば、嗣子の死について、表向きは病のために江戸より帰京したものの養生叶わずに京都にて逝去したとされ、嗣子の遺体は秘密裏に京都へ搬送されている。時に、嗣子の死は大政奉還がなされて徳川幕府が瓦解した二十九日後のことであった。公武一和など海の藻屑となってしまった状況のなかで、重胤は「庭田嗣子凶事留」を記録することによって、嗣子が宮中女官の典侍として終焉を迎えることが叶わなかったことを記録の上で実現させるとともに、公武両方面よりの弔問を克明に記録して嗣子の存在意義や功績を後代に遺して示そうとしたのである。公武一和を大奥という内側より顕現させよという勅命を奉じて職責を全うした嗣子を讃頌したものとも言えよう。江戸における嗣子の功績は、延いては庭田家の功績・繁栄へと繋がるのである。これらの点は、⑦「將軍昭徳院凶事留」と共通する部分があるのではなからうか。

## 注

- (1) 内題には「心覚え」とある。記録期間は安政二年(一八五五)〜文久元年(一八六一)、刊本なし。宮内庁書陵部蔵、函号・庭一五。
- (2) 「心覚え」、万延元年(一八六〇)〜慶応三年(一八六七)、宮内庁書陵部蔵、函号・五〇八一九五、刊本『静寛院宮御側日記 二』(『続日本史籍協会叢書』東京大学出版会)
- (3) 内題には「慶応二寅年正月元日より 宮様御服召かへ并嗣子初著用物ひかへ」とある。慶応二年(一八六六)正月元日より十六日までと十九日(宮中・舞御覽)・二十日、三月三日・四日、五月二日・五日・二十四日(家茂内実の誕生日)・二十五日(家茂誕生日)、六月九日(土用人)・十一日(暑中)・十四日(孝明天皇誕生日)・十六日(嘉祥)の式日が

記載されている。縦十二・五センチ・横十七センチの横帳、刊本なし。宮内庁書陵部蔵、函号・五〇八一六七。

(4) 内題には「慶応三卯年 正月より 金銀出覚」とある。刊本なし。宮内庁書陵部蔵、函号・庭一五。縦十四・五センチ・横二十一・三センチの横帳。正月部分の翻刻を一例として左に掲げる。

正月

一、<sup>四日</sup>金三両 御所御疱瘡二付御機嫌伺二けん上、

一、同千疋 御同断二付大すけ様初女中衆一同へ御見舞進上、

一、<sup>七日出 此季別也</sup>同貳両 京都御大變二付御百度申付蓮観様へ廻ス、

一、同五両 正月賄料きく岡へ渡ス、

一、同三両 別用二同人へ渡ス、

一、<sup>十九日出</sup>同三両 孝明天皇様へ御供養料二御両頭え廻ス、

一、同千疋 御同所様御備へ物料二御同人へ廻ス、

一、同三百疋 新帝様へ御中陰伺二けん上、

一、同二百疋 桂宮様へ御同断二付進上、

一、同三百疋 准后様へ御同断二付進上、

大すけ様

一、同五百疋ヲ 藤大様

越後殿

する河とのへ

帥すけ様初

一、同五百疋ヲ 長はし様初

大御乳人初え

尾張

一、同五百疋ヲ

茶阿

右京大夫

大たきへ

阿かゝ初

一、同千疋ヲ

とよ初

新大夫初え

右之通此節御見舞ニ御菓子料として進上送る、

一、<sup>廿六日</sup>出 同二部(※分カ)一朱 地しる染代越後殿へ廻ス、

一、同老両一部(※分カ) 御花一筒おまん等の下行きく岡へ渡ス、

一、同式部(※分カ) 御備へ御くわし代同人へわたす、

一、<sup>廿八日</sup>同十一両二朱 大嶋はしめ剃髪并御いとま之人々へ送り物しのへ廻ス、

一、同老両一部(※分カ) 取次物下行波のへ廻ス、

一、<sup>廿九日</sup>同五百疋 町屋敷祝ニ中山撰津守へ、

(5) 原本の内題には「將軍昭徳院御方(御年廿一歳)御凶事留」とある。縦十六センチ・横二十一・七センチ、宮内庁書陵部蔵、函号・三五三―九一五、刊本『静寛院宮御側日記 二』(『続日本史協会叢書』東京大学出版会)。

(6) 宮内庁書陵部蔵、函号・庭―二三。刊本なし。

(7) 宮崎莊平『女房日記の論理と構造』(笠間書院、平成八年十月十一・二十七頁)。

(8) 朝森要「公武合体―和宮降嫁を中心として」(『歴史評論』第一六二号、昭和三十九年二月)

(9) 久保貴子「江戸時代―武家社会のはざまに生きた皇女」(服藤早苗編著『歴史のなかの皇女たち』(小学館、平成十四年十二月)第五章・第二部・四)

(10) 藤田覚『幕末の天皇』(講談社、平成十六年三月)第五章・第一節。

(11) 関口すみ子『御一新とジェンダー―获生徂徠から教育勅語まで』(東京大学出版会、平成十七年八月)第一編・第六章・第二節。

(12) 宮内庁書陵部蔵、壬―一六二。刊本なし。

(13) 宮内庁書陵部蔵、函号・庭―一一。正五位下の推任沙汰状(万延元年十二月)・正五位

下の口宣案(万延元年十二月十九日)・正四位下の口宣案(慶応三年十一月六日)の都合三包。刊本なし。

(14) (13)に同じ。

(15) 宮内庁書陵部蔵、函号・二七二―五五。刊本なし。

(16) 拙者蔵。

(17) 『静寛院宮御日記 一』(『続日本史籍協会叢書』東京大学出版会)

(18) 三好一光編『江戸東京生業物価事典』(青蛙房、昭和三十五年四月)、稲垣史生『時代考証事典』(新人物往来社、昭和四十六年十二月)、岩橋勝『近世日本物価史の研究』(大原新生社、昭和五十六年十月)、小野武雄『江戸物価事典』(展望社、昭和五十七年)を参考に換算。

(19) 高柳金芳『江戸城大奥の生活』(雄山閣出版、昭和五十五年十二月)

(20) 「言渡」(宮内庁書陵部蔵、函号・五一五―一五)文久二年十二月八日条。

(21) 「定功卿記」(宮内庁書陵部蔵、函号・野―七)

(22) 「実麗卿記」(宮内庁書陵部蔵、函号・二五七―一六八)安政五年三月十二日条。

(23) 「実麗卿記」(宮内庁書陵部蔵、函号・二五七―一六八)元治元年七月十七日条。

(24) 下橋敬長述『幕末の宮廷』(平凡社、昭和五十四年四月)二七一・二七二頁。

(25) 宮内庁書陵部蔵、函号・二六五―一〇六八。刊本なし。

(26) 『日本史籍協会叢書』東京大学出版会。

(27) 宮内庁書陵部蔵、函号・四五九―一〇三。刊本なし。

(28) 「徳川慶喜公実紀」(国立公文書館内閣文庫蔵、函号・一四九―二六)

(29) 一例として、慶応二年六月十一日条を左に掲げる。

一、暑中上りに付、松ノ御殿御住居方より御使御座候有、御対面所にて御請遊し候、  
一、宮様御桔梗めさるゝ、御袴も是迄はつねゝめされ候得共、当年より御殿二而召  
され候すと御治定の事、

一、江戸方縫入<sup>御用に懸り御人々</sup>着用にて髪上ケの事、

一、京方上らふ初御用に懸りの人々細染に立候品着用、髪も常之通、御対面所へ参  
り候人々は足袋はかさるゝ、ひる後は地ぐろと著かへにてもよし、

一、上らふはしめ御用に懸り無御人々は何れも地ぐろにてよし、嗣子はしめ細染に  
立候品着用、髪はふりさけのまゝ、

一、申剋出常にてよし、

(30) 宮内庁書陵部蔵、函号・二六四―四四九。刊本なし。

※史料閲覧に際しては、宮内庁書陵部・国立公文書館の両機関に御便宜を頂いた。記して  
感謝申し上げます。

※本稿は、平成二十年度日本学術振興会科学研究費補助金による研究成果の一部である。